

**水害、土砂災害、高潮、津波に係る
避難情報の判断・伝達マニュアル**

— 第 1 3 版 —

豊 川 市

はじめに

平成 12 年 9 月の東海豪雨災害、平成 16 年 7 月の福井豪雨災害をはじめとして、国内のいたるところで水害、土砂災害が発生し、尊い命が犠牲になっています。

わが国は、3 分の 2 以上が山地であり、地形が急峻で、河川が急勾配となっています。そのため、大雨に見舞われると河川の急激な水位の上昇により、洪水などの災害が発生しやすい状況にあります。また、昨今の高度な土地利用により、地盤の低い沖積平野に人口が集中していることも災害を引き起こす要因の一つといえます。

これまでに、水害、土砂災害を克服し、市民の生命、身体及び財産を守るために、インフラストラクチャーの整備、災害情報の提供など、さまざまな対策が行なわれてきました。しかし、今、切迫性の高い災害に対して避難情報等を適切なタイミングで適切な地域に発令すること、また、市民に迅速・確実に伝達することが大きな課題となっています。

そこで、本市では国のガイドラインを踏まえて、水害、土砂災害、高潮災害に係る「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成しました。これは、市内の危険地域を各種の災害予測図等から抽出し、国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所、愛知県東三河建設事務所の協力を得て、どの地域がどの程度の雨量・水位により被害を受ける可能性があるのかを検討し作成してあります。今後は、このマニュアルに基づいて避難情報等を発令し、迅速・確実に市民へ伝達することにより、いち早い避難行動を促し、被害の軽減に適切に対処していくものです。

平成 18 年 3 月

このたび、平成 20 年 1 月 15 日の宝飯郡音羽町及び御津町の編入により、市域が拡大し、海に面することとなりました。そこで、同マニュアルを改定し、対象とするそれぞれの災害に音羽・御津地区を追加し所要の修正を行い、また対象とする災害に新たに高潮災害を加えました。あわせて平成 19 年 8 月 31 日の土砂災害警戒情報及び土砂災害危険度情報の提供開始、平成 20 年 5 月 28 日

の大雨、洪水警報・注意報等の改善といった新たな情報を取り入れ、より実効性の高い内容に修正しました。

平成20年7月

このたび、佐奈川が水位周知河川に指定されたことや土砂災害警戒区域等が新たに指定されたことに伴い、所要の修正を行いました。

平成21年6月

このたび、平成22年2月1日の宝飯郡小坂井町との合併により市域が拡大したこと、土砂災害警戒区域等が新たに指定されたこと、善光寺川の準用河川部分の流域を警戒区域に含めたこと及び平成22年5月27日に開始した市町村を対象として発表される気象警報、注意報への変更に伴い所要の修正を行いました。

平成22年6月

このたび、平成22年度に豊川地区へデジタル同報系防災行政無線を整備したことにより、市役所の親局と各支所に整備されています同報系防災行政無線を接続し、遠隔操作にて各支所の同報系防災行政無線を稼働できるようになったため、避難情報等に係る伝達方法の一部修正を行いました。

平成23年4月

このたび、浸水区域の早期把握のため、対象河川に対する右岸・左岸を明記したことと、同報系防災行政無線で避難対象区域を正確に伝達するためフリガナの追加及び避難判断・伝達を容易にするためのイメージフローの追加により所要の修正を行いました。

平成23年11月

このたび、気象庁が平成25年8月30日から従来の警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表することとした。これに伴い、特別警報を追加し所要の修正を行いました。

平成26年2月

このたび、内閣府より平成26年9月、平成27年8月に避難情報等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの見直しが行われたこと、洪水予報河川、水位周知河川の避難判断水位の見直しが行われたこと、本マニュアルへ

津波に対する避難判断を新規に追加したこと、平成28年5月に豊川及び豊川放水路について新たに「洪水浸水想定区域（想定最大規模）」を国土交通省が指定・公表したことに伴い所要の修正を行いました。

平成28年12月

このたび、愛知県により水防法に基づく洪水予報及び水位情報の周知にかかる水位の設定が見直されたことにより、平成29年6月1日より水位周知河川の音羽川・西古瀬川・白川・山陰川、佐奈川の各氾濫危険水位、避難判断水位、出動水位、氾濫注意水位、水防団待機水位を見直したこと、国土交通省豊橋河川事務所の調査による水位を参考に平成29年9月15日より豊川金沢霞及び賀茂霞地区の避難情報等の基準とする水位を見直したこと、愛知県の土砂災害メッシュコードに基づき対象区域を町単位で表示していたのに加え、それらに対応する避難情報等発令時の避難所一覧を追加で掲載したこと、台風の接近・上陸に伴う洪水を対象としたタイムライン（行動計画）を、国土交通省豊橋河川事務所と調整して作成したタイムラインに変更したこと等により、所要の修正を行いました。

平成30年1月

このたび、愛知県、市町村、气象台等で構成する県内4圏域の水防災協議会では、県が管理する洪水予報河川、水位周知河川の全28河川について「水害対応タイムライン」策定（豊川市内では、音羽川、佐奈川が該当）し、平成30年6月1日から運用を開始したこと、また、風水害に係る避難所のうち、急傾斜地崩壊危険箇所にあった千両地区市民館から千両小学校に変更したこと、土砂災害避難情報等発令時の避難所のうち、国府町の第一避難所を土砂災害警戒区域内にあった西部中学校から国府市民館に、御油町の第一避難所を土石流危険溪流箇所であった御油小学校から御油公民館にそれぞれ変更したことにより、所要の修正を行いました。

平成30年12月

このたび、平成31年3月29日に、内閣府が「避難情報等に関するガイドライン」を改定し、令和元年5月29日から運用が開始されたことに伴い、豊川市が水害・土砂災害・高潮の際、避難に関する情報を発する場合、「警戒レ

ベル」を付して発することとなったため、本マニュアルにおいて、「警戒レベル」を適正に運用できるよう、所要の修正を行いました。

令和 2 年 1 月

このたび、令和 2 年 6 月末に、御津町佐脇浜地内の三河臨海緑地に、津波避難用高台の整備が完了したこと等に伴い、所要の修正を行いました。

令和 3 年 1 月

このたび、令和 2 年 4 月に音羽川水系、令和 3 年 3 月に佐奈川水系で新たに「洪水浸水想定区域（想定最大規模）」を、令和 3 年 6 月に高潮浸水想定区域を愛知県が新たに指定・公表したことに伴い所要の修正を行いました。

また、令和 3 年 5 月 20 日に「災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 30 号）」が施行されたことに伴い、避難情報の発令等を適正に運用するため、所要の修正を行いました。

令和 5 年 4 月

目 次

第1編 総 則	1
第2編 水 害	
第1章 主要河川の避難情報の判断基準	6
1 洪水予報河川の避難情報の判断基準表	
2 水位周知河川の避難情報の判断基準表	
3 注意報、警報等に関する注意事項	
第2章 一級河川豊川	8
1 警戒すべき区間等	
2 避難情報の詳細判断基準	
(1) 霞堤部【金沢霞】	
(2) 霞堤部【賀茂霞】	
(3) 一般部のうち東上町北岡・柿木道下	
(4) 一般部	
第3章 一級河川豊川放水路	18
1 警戒すべき区間等	
2 避難情報の詳細判断基準	
第4章 二級河川音羽川・西古瀬川・白川・山陰川	22
1 警戒すべき区間等	
2 避難情報の詳細判断基準	
第5章 二級河川佐奈川	25
1 警戒すべき区間等	
2 避難情報の詳細判断基準	
第6章 二級河川御津川	28
1 警戒すべき区間等	
2 避難情報の詳細判断基準	

第7章	その他の一・二級河川等	30
1	警戒すべき区間等	
2	避難情報の詳細判断基準	
第8章	避難所等の状況	31
1	避難所を開設する順番	
2	表中レベルⅠ、レベルⅡ欄の○、△、×表記について	
3	風水害に係る避難所一覧	
(参考)	豊川・豊川放水路の浸水想定区域における浸水想定区域外の避難所への 誘導イメージ図	40
(資料)	台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難情報の発令等に着目した タイムライン(防災行動計画)	
	【豊川水系豊川、佐奈川水系佐奈川、音羽川水系音羽川】	41
第3編	土砂災害	
第1章	土砂災害の避難情報の判断基準	44
1	土砂災害の避難情報の判断基準表	
第2章	土砂災害	46
1	警戒すべき箇所	
2	避難情報の詳細判断基準	
3	土砂災害避難情報発令時の避難所一覧	
第4編	高潮災害	
第1章	高潮災害の避難情報の判断基準	58
1	高潮災害の避難情報の判断基準表	
第2章	御津・小坂井海岸地域	58
1	警戒すべき区域等	
2	避難情報の詳細判断基準	

第3章 臨海埋立地域	66
1 警戒すべき区域等	
2 避難情報の詳細判断基準	
第4章 避難所等の状況	68
1 避難所を開設する順番	
2 表中の○、△、×表記について	
3 高潮災害に係る避難所一覧	
第5編 津波災害	
第1章 津波災害の避難情報の判断基準	71
1 津波災害の避難情報の判断基準表	
第2章 臨海埋立地域	71
1 警戒すべき区域等	
2 避難情報の詳細判断基準	
第3章 過去地震最大モデル浸水想定域	73
1 警戒すべき区域等	
2 避難情報の詳細判断基準	
第4章 理論上最大想定モデル浸水想定域	77
1 警戒すべき区域等	
2 避難情報の詳細判断基準	
第5章 遠地地震	82
1 警戒すべき区域等	
2 避難情報の詳細判断基準	
第6章 避難所等の状況	83
1 避難行動及び避難場所等	
2 避難所等の開設	
3 避難場所、避難目標地点、津波避難ビル、津波避難用高台、のろしグナル、 避難用階段	

4 避難経路

第6編 避難情報の伝達

第1章 避難情報に係る伝達方法…………… 86

第2章 避難情報の伝達文の例…………… 87

1 高齢者等避難の伝達文（例）

2 避難指示の伝達文（例）

3 避難指示（※重ねて周知）の伝達文（例）

4 緊急安全確保（災害発生が切迫している状況）の伝達文（例）

5 緊急安全確保（災害発生を確認した状況）の伝達文（例）

第3章 避難情報等の伝達チェックリスト…………… 92

1 市民への伝達

2 防災関係機関への伝達

第7編 用語の解説

第1章 用語集…………… 93

第 1 編 総 則

1 本マニュアルは、水害、土砂災害・高潮災害及び津波災害を対象とする。

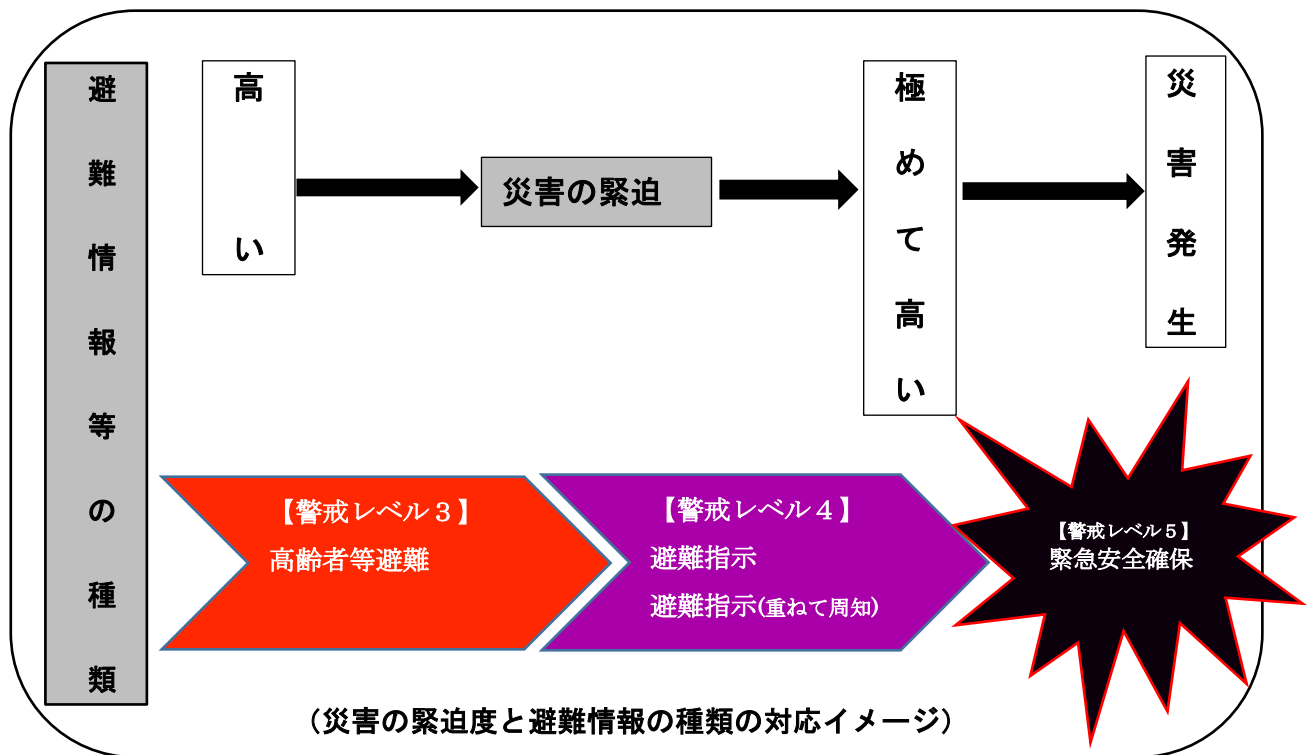
2 避難情報は警戒レベルを用い、3種類に分類し、発令時の状況については、下表によるものとする。

警戒レベル	区分	発令時の状況
警戒レベル3	高齢者等避難	・（災害時）要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況
警戒レベル4	避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況
	避難指示 ※重ねて周知	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・大河川で水位予測に基づき段階的に発令できるなど、状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す状況
警戒レベル5	緊急安全確保	・既に災害が発生している状況

※津波災害については、危険な地域からの一刻も早い避難が必要になることから、基本的に「避難指示」のみを発令することとなりレベル区分になじまないため、伝達の際に「警戒レベル」を用いない。

3 避難情報により立ち退き避難が必要な市民等に求める行動等については、下表によるものとする。

警戒レベル	区分	発令時の状況
警戒レベル3	高齢者等避難	<p>【高齢者等避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する ・その他の人は、立ち退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や、急激な水位の上昇のおそれのある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる
警戒レベル4	避難指示	<p>【全員避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」へ避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う
	避難指示 (重ねて周知)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・避難指示は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する
警戒レベル5	緊急安全確保	<p>【災害発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる ・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する



4 立ち退き避難が必要な災害の事象

(1) 洪水等（洪水、内水氾濫）

- ① 堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合
- ② 山間部等の川の流れの速いところで、河岸浸食や氾濫流により、家屋流出をもたらすおそれがある場合
- ③ 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合
- ④ 人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合（住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要）
- ⑤ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

(2) 土砂災害

- ① 背後等に急傾斜地があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合
- ② 土石流が発生し、被害のおそれがある場合
- ③ 地すべりが発生し、被害のおそれがある場合

(3) 高潮

- ① 高潮時の越波や浸水により、家屋の流失をもたらす場合
- ② 浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぼすおそれがある場合
- ③ 人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合（住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要）
- ④ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

(4) 津波

- ① 津波による浸水のおそれがある場合
- ② 海岸堤防等より陸側が浸水することはないものの、海岸や海中で津波の強い流れにより人が流されるなどの被害のおそれがある場合

5 防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベル

情報	とるべき行動	警戒レベル相当
<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報 ・氾濫発生情報 	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当し、何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況、命を守るための最善の行動をとる	警戒レベル5相当
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 ・高潮特別警報 ・高潮警報 ・氾濫危険情報 ・洪水危険度分布（非常に危険、紫色） 	避難が必要とされる警戒レベル4に相当し、災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をする	警戒レベル4相当
<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報 ・洪水警報 ・高潮注意報 （警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの） ・氾濫警戒情報 ・洪水危険度分布（警戒、赤） 	高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当し、災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、危険度分布や河川の水位情報等を用いて高齢者等の方は自ら避難の判断をする	警戒レベル3相当
<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意情報 ・洪水危険度分布（注意、オレンジ色） 	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当し、ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する	警戒レベル2相当

<ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報 <p>(警報に切り替える可能性に言及されていないもの)</p>	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2、ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する</p>	<p>警戒レベル2</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・早期注意情報(警報級の可能性) <p>注：大雨に関して、翌日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合</p>	<p>災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1、最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高める</p>	<p>警戒レベル1</p>

6 避難に対する基本姿勢

住民：「自らの命は自らが守る」意識を持つ

- ・平時より災害リスクや避難行動等について把握する。
- ・地域の防災リーダーのもと、避難計画の作成や避難訓練等を行い地域の防災力を高める。
- ・災害時には自らの判断で適切に避難行動をとる。

行政：住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する

- ・平時より、災害リスクのある全ての地域で、あらゆる世代の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練などを実施し、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクととるべき避難行動等の周知をする。
- ・災害時には、避難行動が容易にとれるよう、防災情報を分かりやすく提供する。

7 本マニュアルは、必要に応じその適否を検討し、改定するものとする。

第 2 編 水 害

第 1 章 主要河川の避難情報の判断基準

1 洪水予報河川の避難情報の判断基準表 (m)

警戒レベル		—			警戒レベル3	警戒レベル4		警戒レベル5
河川名	水位観測場所	準備体制	—	水防団出動	高齢者等避難	避難指示	避難指示 ※重ねて周知	緊急安全確保
豊川 (金沢霞)	石田	2.40	4.20	4.70	4.70	5.70	6.20	堤防から水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認されたときなど
		水防団待機水位	氾濫注意水位	出動水位	出動水位	—	避難判断水位	
豊川 (賀茂霞)	石田	2.40	4.20	4.70	4.70	5.70	6.20	
		水防団待機水位	氾濫注意水位	出動水位	出動水位	—	避難判断水位	
豊川 (東上町北岡・柿木道下)	石田	2.40	4.20	4.70	6.20	7.40	7.90	
		水防団待機水位	氾濫注意水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位	—	
豊川	石田	2.40	4.20	4.70	6.20	7.40	8.13	
		水防団待機水位	氾濫注意水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	
豊川放水路	放水路第1	(5.00)	7.00	7.60	9.10	9.10	10.64	
		(水防団待機水位)	氾濫注意水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	
	当古(豊川)	3.30	4.70	(5.10)	(6.20)	(7.10)	(7.62)	
		水防団待機水位	氾濫注意水位	(出動水位)	(避難判断水位)	(氾濫危険水位)	(計画高水位)	

※金沢霞は6.20mで浸水開始、2時間前の水位4.70mを高齢者等避難とする。

賀茂霞は4.70mで浸水開始するが、浸水地域に住家がないためこの水位で高齢者等避難とし、以降の水位も金沢霞に合わせた。

(水位の基準は、いずれも国の資料より)

2 水位周知河川の避難情報の判断基準表 (m)

警戒レベル		—			警戒レベル3	警戒レベル4		警戒レベル5
河川名	水位観測場所	準備体制	—	水防団出動	高齢者等避難	避難指示	避難指示 ※重ねて周知	緊急安全確保
音羽川 西古瀬川 白川 山陰川	国府	1.40	1.85	2.15	2.40	2.70	2.70超	堤防から水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認されたときなど
		水防団待機水位	氾濫注意水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫危険水位超	
佐奈川	佐土	1.85	2.15	2.40	2.45	2.80	2.80超	
		水防団待機水位	氾濫注意水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫危険水位超	

3 注意報、警報等に関する注意事項

(1) : 大雨注意報、大雨警報（浸水害）について

大雨注意報、大雨警報（浸水害）の発令時には高齢者等避難、避難指示等を発令する際の参考とし、河川水位等の基準と併せて総合的に判断するものとする。

(2) : 大雨特別警報（浸水害）について

大雨特別警報（浸水害）は、大雨警報（浸水害）の基準をはるかに超える大雨に対して発表されるものであり、大雨特別警報（浸水害）発表時には、避難指示等の判断は既に行っていることが想定される。このため、大雨特別警報（浸水害）発表時には、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認することとする。

また、大雨特別警報（浸水害）が発表された場合は、防災情報伝達システム（屋外スピーカー、防災アプリ、戸別受信機）等で住民等に、大雨特別警報が発表されたことに加え、既に避難指示等が発令済みであること、或いは、避難指示等は発令されていないが災害発生の危険性が高まっていることについて、あらためて呼びかけを行い、周知を図る必要がある。（避難指示等の判断に際し、大雨特別警報の発表を待つべきではない）

第2章 一級河川豊川

1 警戒すべき区間等

豊川水系（豊川、豊川放水路）については、気象台の降水量予測に基づき、対象区域をレベルⅠ、レベルⅡの2段階で考えるものとする。

レベルⅠ：気象台の24時間降水量予測が311mm以下の見込みであり、国土交通省の「豊川水系洪水浸水想定区域（計画規模）」を対象区域とする場合

レベルⅡ：気象台の24時間降水量予測が311mmを超える見込みであり、国土交通省の「豊川水系洪水浸水想定区域（想定最大規模）」を対象区域とする場合

(1) 警戒すべき区間

左岸 江島橋上流0.8km地点から金沢橋下流0.5km地点まで
及び三上橋上流0.8km地点から三上橋下流0.2km地点まで
右岸 江島橋上流1.5km地点から下条橋まで

(2) 一級河川豊川の特性

洪水予報・水防警報指定河川
霞堤 市内2箇所（金沢霞、賀茂霞）
感潮区間有

(3) その他

水位観測所：石田水位観測所（新城市庭野） 当古水位観測所（豊川市当古町）
洪水ハザードマップ【レベルⅠ】：無
洪水ハザードマップ【レベルⅡ】：有 豊川流域の1日総雨量604mm

2 避難情報の詳細判断基準

避難情報は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

(1) 霞堤部【金沢霞】

河川名	一級河川豊川（金沢霞）
対象校区（注1）	レベルⅠ・レベルⅡとも： <small>カナザワチョウ</small> 金沢町、 <small>エジマチョウ</small> 江島町、 <small>マツバラチョウ</small> 松原町、 <small>チョウエマエ</small> （長衛前）
氾濫流区域（注2）	金沢町、江島町、松原町（長衛前）

警戒レベル等	判断基準等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・ 氾濫注意情報が発表され、豊川の石田観測所の水位が4.70mに到達し、更に水位が上昇している場合
【警戒レベル4】 避難指示	・ 氾濫注意情報が発表され、豊川の石田観測所の水位が5.70mに到達し、更に水位が上昇している場合
【警戒レベル4】 避難指示 (重ねて周知)	・ 豊川の石田水位観測所の水位が6.20mに到達、又は氾濫警戒情報が発表され、更に水位が上昇している場合 ・ 緊急的又は重ねて避難を促す場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・ 破堤・越水・浸水を確認した場合又は氾濫発生情報が発表された場合

（注1）中学校区、対象地区（町・字）ごとの世帯数、人口、担当分団は別表1のとおり

※ 世帯数・人口は、令和4年3月31日現在

（注2）氾濫流区域とは平成28年5月に公表された豊川水系（豊川・豊川放水路）洪水浸水想定区域（Level2）において、氾濫水による木造家屋倒壊等の恐れのある区域について、『家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）』として示されたものを指し、速やかな立ち退き避難を要する区域です。（詳細な地区は別表1を参照）

※ 情報の入手先

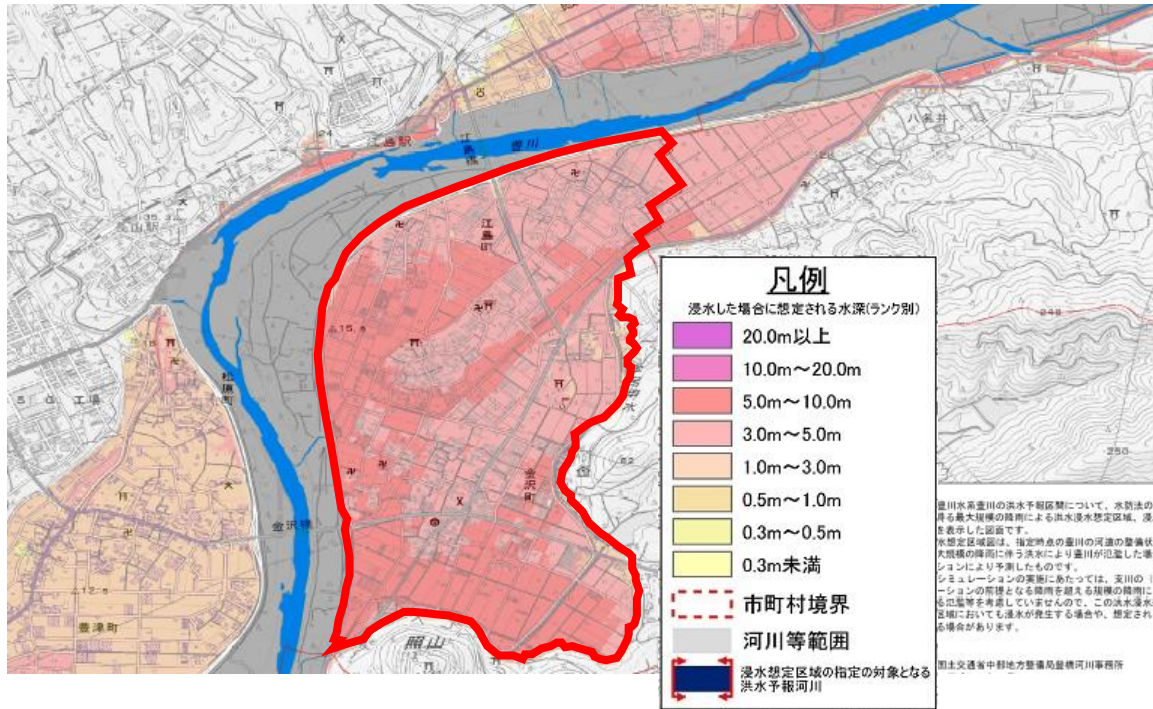
気象予警報：名古屋地方气象台 <https://www.jma-net.go.jp/nagoya/>

洪水予報：国土交通省豊橋河川事務所 0532-48-8107

水位情報：国土交通省豊橋河川事務所 0532-48-8107

国土交通省 川の防災情報 <https://www.river.go.jp/index>

レベルⅡ：国土交通省 豊川水系（豊川）洪水浸水想定区域（想定最大規模）より
 （対象区域：赤枠内）



(2) 霞堤部【賀茂霞】

河川名	一級河川豊川（賀茂霞）
対象校区 (注1)	レベルⅠ：三上町（間川、大柳、沖、勝山、上石切、上黒谷、北大磧、 北中島、黒谷、権現下、桜林、札田、下石切、西大磧、西六益、南中島、 本桜、ワゴ、坂下、中瀬、東大磧） レベルⅡ：三上町（上記に加え、山西）
氾濫流区域 (注2)	三上町（坂下、中瀬を除く）

警戒レベル等	判断基準等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・ 氾濫注意情報が発表され、豊川の石田観測所の水位が4.70mに到達し、更に水位が上昇している場合
【警戒レベル4】 避難指示	・ 氾濫注意情報が発表され、豊川の石田観測所の水位が5.70mに到達し、更に水位が上昇している場合
【警戒レベル4】 避難指示 (重ねて周知)	・ 豊川の石田水位観測所の水位が6.20mに到達、又は氾濫警戒情報が発表され、更に水位が情報している場合 ・ 緊急的又は重ねて避難を促す場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・ 堤防から水が溢れ又は堤防が決壊し、河川による浸水が確認された場合

(注1) 中学校区、対象地区(町・字)ごとの世帯数、人口、担当分団は別表2のとおり

※ 世帯数・人口は、令和4年3月31日現在

(注2) 氾濫流区域とは平成28年5月に公表された豊川水系(豊川・豊川放水路)洪水浸水想定区域(Level2)において、氾濫水による木造家屋倒壊等の恐れのある区域について、『家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)』として示されたものを指し、速やかな立ち退き避難を要する区域です。(詳細な地区は別表2を参照)

※ 情報の入手先

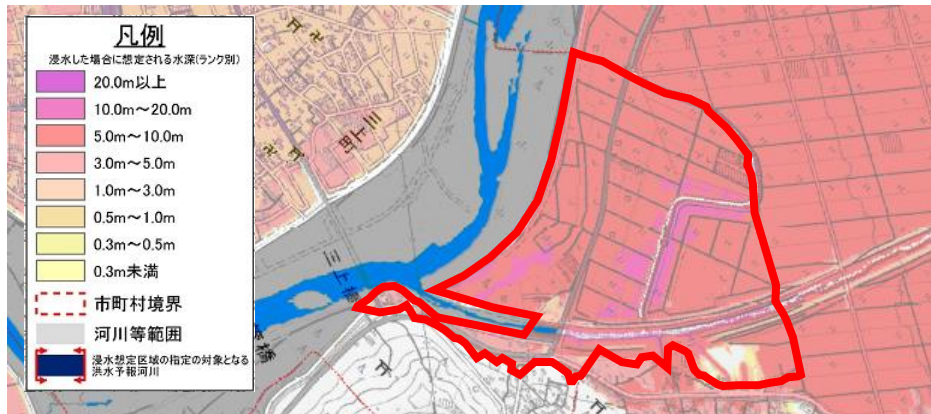
気象予警報：名古屋地方気象台 <https://www.jma-net.go.jp/nagoya/>

洪水予報：国土交通省豊橋河川事務所 0532-48-8107

水位情報：国土交通省豊橋河川事務所 0532-48-8107

国土交通省 川の防災情報 <https://www.river.go.jp/index>

レベルⅡ：国土交通省 豊川水系（豊川）洪水浸水想定区域（想定最大規模）より
（対象区域：赤枠内）



(3) 一般部のうち東上町北岡・柿木道下

河川名	一級河川豊川（東上町（北岡・柿木道下））
対象校区 (注1)	レベルⅠ・レベルⅡとも： <small>トウジョウチョウ</small> 東上町 <small>キタオカ</small> （北岡・柿木道下） <small>カキノキミチシタ</small>
氾濫流区域 (注2)	東上町（北岡・柿木道下）

警戒レベル等	判断基準等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・豊川の石田水位観測所の水位が6.20mに到達、又は氾濫警戒情報が発表され、更に水位が上昇している場合
【警戒レベル4】 避難指示	・豊川の石田水位観測所の水位が7.40mに到達、又は氾濫危険情報が発表され、更に水位が上昇している場合 ・河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認した場合
【警戒レベル4】 避難指示 (※重ねて周知)	・豊川の石田水位観測所の水位が7.90mに到達した場合 ・緊急的又は重ねて避難を促す場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・破堤・越水・浸水を確認した場合又は氾濫発生情報が発表された場合 ・河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂等）を確認した場合

(注1) 中学校区、対象地区（町・字）ごとの世帯数、人口、担当分団は別表3のとおり

※ 世帯数・人口は、令和4年3月31日現在

(注2) 氾濫流区域とは平成28年5月に公表された豊川水系（豊川・豊川放水路）洪水浸水想定区域（Level2）において、氾濫水による木造家屋倒壊等の恐れのある区域について、『家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）』として示されたものを指し、速やかな立ち退き避難を要する区域です。（詳細な地区は別表3を参照）

※ 情報の入手先

気象予警報：名古屋地方気象台 <https://www.jma-net.go.jp/nagoya/>

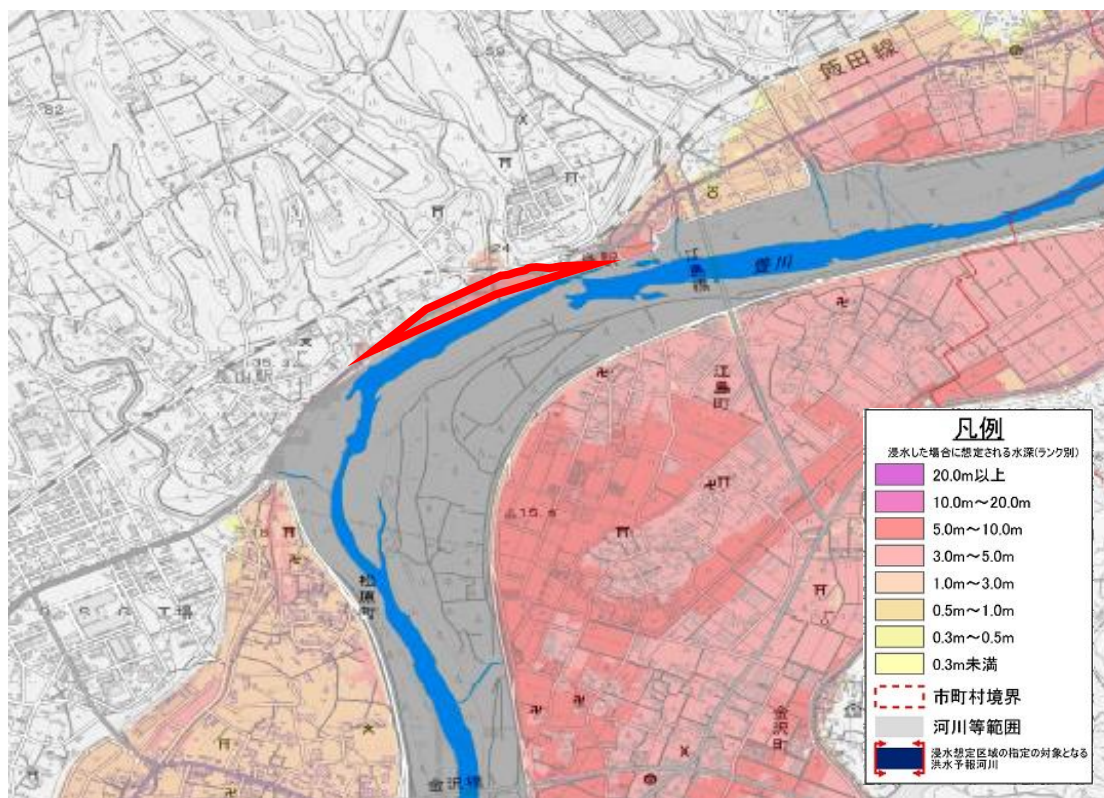
洪水予報：国土交通省豊橋河川事務所 0532-48-8107

水位情報：国土交通省豊橋河川事務所 0532-48-8107

国土交通省 川の防災情報 <https://www.river.go.jp/index>

レベルⅡ：国土交通省 豊川水系（豊川）洪水浸水想定区域（想定最大規模）より

（対象区域：赤枠内）



(4) 一般部

河川名	一級河川豊川
対象校区 (注1)	<p>レベルⅠ：東上町（北岡・柿木道下を除く。）、上長山町、松原町（長衛前を除く。）、豊津町、一宮町、橋尾町、上野、麻生田町、向河原町、大橋町、二葉町、谷川町、三上町（間川、大柳、沖、勝山、上石切、上黒谷、北大礮、北中島、黒谷、権現下、桜林、札田、下石切、西大礮、西六盃、南中島、本桜、ワゴを除く。）、牧野町、東名町、東豊町、天神町、豊川町、馬場町、花井町、三谷原町、当古町、住吉町、土筒町、院之子町、中条町、瀬木町、西島町、柑子町、正岡町、行明町、牛久保町、下長山町、小坂井町、篠東町、平井町、伊奈町</p> <p>レベルⅡ：上記に加え光陽町、古宿町、宿町、御津町下佐脇、御津町新田、為当町</p>
氾濫流区域 (注2)	東上町、上長山町、松原町、豊津町、一宮町、橋尾町、上野、麻生田町、向河原町、大橋町、二葉町、三上町、当古町、院之子町、柑子町、行明町、下長山町、小坂井町、篠東町、平井町

警戒レベル等	判断基準等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 豊川の石田水位観測所の水位が避難判断水位6.20mに到達又は氾濫警戒情報が発表され、かつ上流域の布里水位観測所の河川水位が上昇している場合又は布里水位観測所の実況雨量から、引き続き水位上昇が見込まれる場合 漏水等が発見された場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 豊川の石田水位観測所の水位が7.40mに到達、又は氾濫危険情報が発表され、更に水位が上昇している場合 河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認した場合
【警戒レベル4】 避難指示 ※重ねて周知	<ul style="list-style-type: none"> 豊川の石田水位観測所の水位が計画高水位8.13mに到達し、堤防天端高到達するおそれが高まった場合 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 緊急的又は重ねて避難を促す場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 破堤・越水・浸水を確認した場合又は氾濫発生情報が発表された場合 河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂等）を確認した場合

避難が必要な状況が夜間・早朝になることが予想される場合

警戒レベル等	判断基準等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となる場合 ・降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過、多量の降雨が予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・判断する時点が夕刻で、豊川の石田水位観測所の水位が避難判断水位6.20mを超えた状態で、布里水位観測所の実況降雨から、引き続きの水位上昇が見込まれる場合 ・豊川の石田水位観測所の水位が避難判断水位6.20mを超えた状態で、降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過、多量の降雨が予想される場合

(注1) 中学校区、対象地区(町・字)ごとの世帯数、人口、担当分団は別表4のとおり

※ 世帯数・人口は、令和4年3月31日現在

(注2) 氾濫流区域とは平成28年5月に公表された豊川水系(豊川・豊川放水路)洪水浸水想定区域(Level2)において、氾濫水による木造家屋倒壊等の恐れのある区域について、『家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)』として示されたものを指し、速やかな立ち退き避難を要する区域です。(詳細な地区は別表4を参照)

※ 情報の入手先

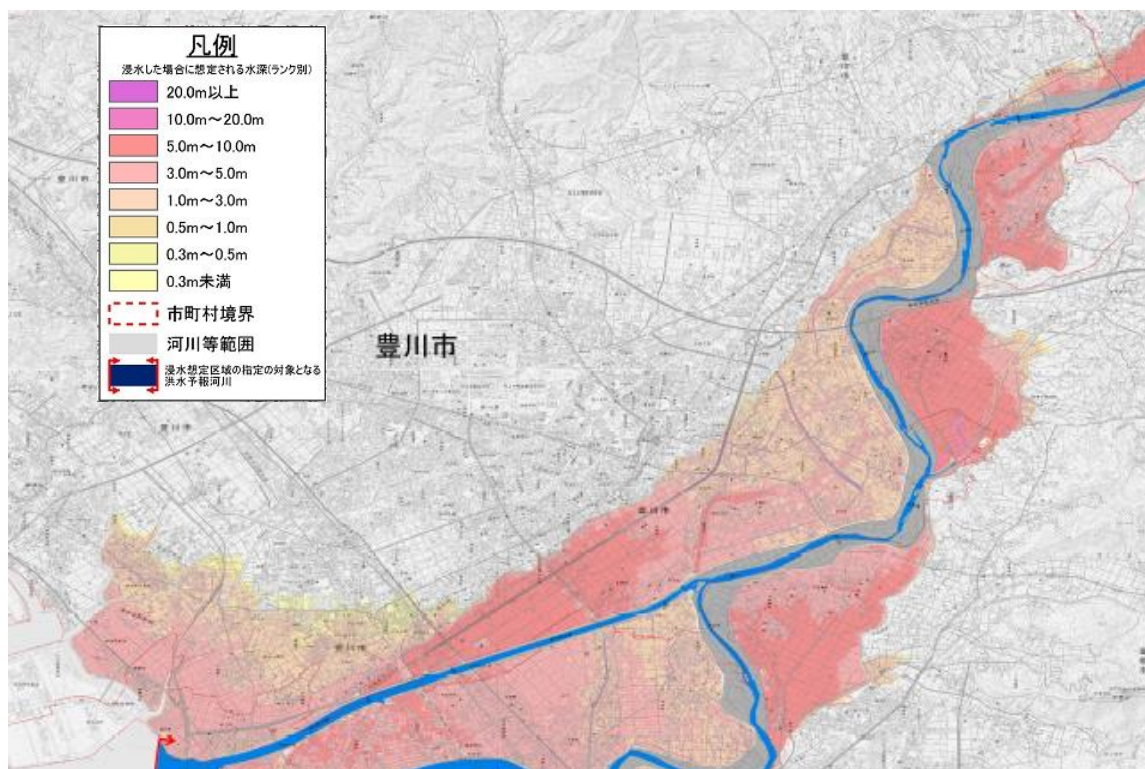
気象予警報：名古屋地方気象台 <https://www.jma-net.go.jp/nagoya/>

洪水予報：国土交通省豊橋河川事務所 0532-48-8107

水位情報：国土交通省豊橋河川事務所 0532-48-8107

国土交通省 川の防災情報 <https://www.river.go.jp/index>

レベルⅡ：国土交通省 豊川水系（豊川）洪水浸水想定区域（想定最大規模）より



第3章 一級河川豊川放水路

1 警戒すべき区間等

豊川水系（豊川、豊川放水路）については、気象台の降水量予測に基づき、対象区域をレベルⅠ、レベルⅡの2段階で考えるものとする。

レベルⅠ：気象台の24時間降水量予測が311mm以下の見込みであり、国土交通省の「豊川水系浸水想定区域（計画規模）」を対象区域とする場合

レベルⅡ：気象台の24時間降水量予測が311mmを超える見込みであり、国土交通省の「豊川水系浸水想定区域（想定最大規模）」を対象区域とする場合

(1) 警戒すべき区間

豊川からの分派点から平井町安原まで

(2) 一級河川豊川放水路の特性

洪水予報・水防警報指定河川

感潮区間全域

(3) その他

水位観測所：放水路第一水位観測所（豊川市柑子町）

洪水ハザードマップ【レベルⅠ】：無

洪水ハザードマップ【レベルⅡ】：有 豊川流域の1日総雨量604mm

2 避難情報の詳細判断基準

避難情報は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

河川名	一級河川豊川放水路
対象地区 (注1)	<p>レベルⅠ：院之子町、中条町、瀬木町、西島町、柑子町、正岡町、行明町、牛久保町、下長山町、小坂井町、篠束町、平井町、伊奈町</p> <p>レベルⅡ：上記に加え馬場町、古宿町、花井町、三谷原町、住吉町、土筒町、宿町、御津町下佐脇、御津町新田</p>
氾濫流区域 (注2)	柑子町、行明町、下長山町、小坂井町、篠束町、平井町

警戒レベル等	判断基準等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報が発表され、豊川放水路第1水位観測所の水位が避難判断水位9.10mに到達した場合 ・漏水等が発見された場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・豊川放水路第1水位観測所の水位が氾濫危険水位9.10mに到達又は氾濫危険情報が発表され、かつ上流域の石田水位観測所の河川水位が上昇している場合、又は石田水位観測所の実況雨量から引き続き水位上昇が見込まれる場合 ・河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認した場合
【警戒レベル4】 避難指示 ※重ねて周知	<ul style="list-style-type: none"> ・豊川放水路第1水位観測所の水位が計画高水位10.64mに到達し、堤防天端高13.0mに到達するおそれが高い場合 ・異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・緊急的又は重ねて避難を促す場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・破堤・越水・浸水を確認した場合又は氾濫発生情報が発表された場合 ・河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂等）を確認した場合

避難が必要な状況が夜間・早朝になることが予想される場合

警戒レベル等	判断基準等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ・降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・判断する時点が夕刻で、豊川放水路の放水路第1観測所の水位が避難判断水位9.10mを超えた状態で、石田水位観測所の実況降雨から、引き続きの水位上昇が見込まれる場合 ・豊川放水路の放水路第1観測所の水位が避難判断水位9.10mを超えた状態で、降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過、多量の降雨が予想される場合

(注1) 中学校区、対象地区(町・字)ごとの世帯数、人口、担当分団は別表5のとおり

※ 世帯数・人口は、令和4年3月31日現在

(注2) 氾濫流区域とは平成28年5月に公表された豊川水系(豊川・豊川放水路)洪水浸水想定区域(Level2)において、氾濫水による木造家屋倒壊等の恐れのある区域について、『家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)』として示されたものを指し、速やかな立ち退き避難を要する区域です。(詳細な地区は別表5を参照)

※ 情報の入手先

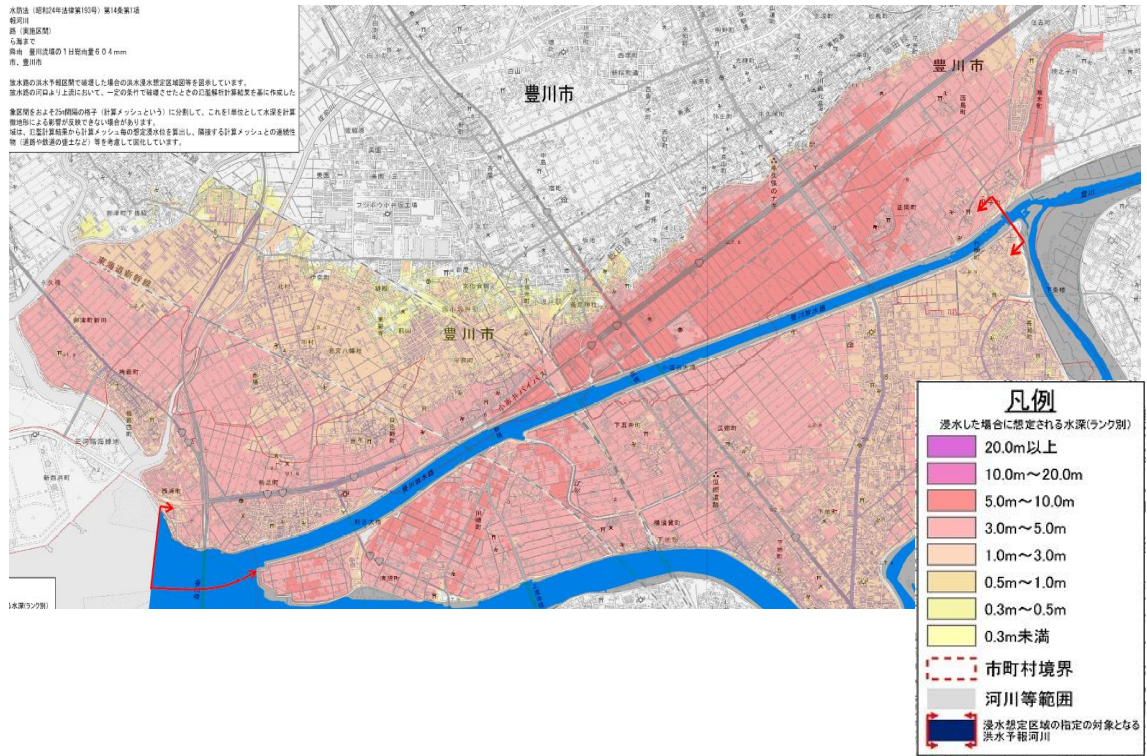
気象予警報：名古屋地方气象台 <https://www.jma-net.go.jp/nagoya/>

洪水予報：国土交通省豊橋河川事務所 0532-48-8107

水位情報：国土交通省豊橋河川事務所 0532-48-8107

国土交通省 川の防災情報 <https://www.river.go.jp/index>

レベルⅡ：国土交通省 豊川水系（豊川放水路）洪水浸水想定区域（想定最大規模）より



第4章 二級河川音羽川・西古瀬川・白川・山陰川

1 警戒すべき区間等

音羽川については、気象台の降水量予測に基づき、対象区域をレベルⅠ、レベルⅡの2段階で考えるものとする。

レベルⅠ：気象台の24時間降水量予測が289mm以下、ピーク時79mm/1h以下の見込みであり、愛知県の「音羽川浸水想定区域（計画規模）」を対象区域とする場合

レベルⅡ：気象台の24時間降水量予測が289mmを超え、ピーク時79mm/1hを超える見込みであり、愛知県の「音羽川浸水想定区域（想定最大規模）」を対象区域とする場合

(1) 警戒すべき区間

全区間

(2) 二級河川音羽川・西古瀬川・白川・山陰川の特性

市内の西部を流下する河川

(3) その他

水位観測所：国府水位観測所（豊川市森一丁目）

洪水ハザードマップ【レベルⅠ】：無

洪水ハザードマップ【レベルⅡ】：有 音羽川流域の24時間総雨量777mm

2 避難情報の詳細判断基準

避難情報は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

河川名	二級河川音羽川、西古瀬川、白川、山陰川
対象地区 (注1)	<p>レベルⅠ：長沢町、赤坂町、萩町、御油町、国府町、久保町、新栄町、新青馬町、国府南、白鳥(町)、森、為当町、平尾町、野口町、市田町、八幡町、諏訪西町、蔵子、桜町、小田淵町、御津町上佐脇、御津町下佐脇、</p> <p>レベルⅡ：上記に加え代田町、新道町、御津町新田、御津町西方、御津町御馬、御津町浮野、御津町広石、伊奈町</p>

警戒レベル等	判断基準等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 音羽川の国府水位観測所の水位が避難判断水位2.40mに到達（避難判断水位到達情報発表）した場合 漏水等が発見された場合

【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 音羽川の国府水位観測所の水位が避難判断水位2.40mを超えた状態で、赤坂雨量計における実況雨量から、引き続き水位上昇が見込まれる場合 音羽川の国府水位観測所の水位が氾濫危険水位2.70mに到達（氾濫危険水位到達情報発表）した場合 異常な漏水等が発見された場合
【警戒レベル4】 避難指示 ※重ねて周知	<ul style="list-style-type: none"> 音羽川の国府水位観測所の水位が氾濫危険水位2.70mに到達（氾濫危険水位到達情報発表）し、赤坂雨量計における実況雨量から、引き続き水位上昇が見込まれる場合 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 緊急的又は重ねて避難を促す場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 破堤・越水・浸水を確認した場合又は氾濫発生情報が発表された場合 河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂等）を確認した場合

避難が必要な状況が夜間・早朝になることが予想される場合

警戒レベル等	判断基準等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 赤坂雨量計の実況雨量から、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過、多量の降雨が予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 判断する時点が夕刻で、音羽川の国府水位観測所の水位が避難判断水位2.40mを超えた状態で、赤坂雨量計の実況雨量から、引き続きの水位上昇が見込まれる場合 音羽川の国府水位観測所の水位が避難判断水位2.40mを超えた状態で、降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過、多量の降雨が予想される場合

（注1）中学校区、対象地区（町・字）ごとの世帯数、人口、担当分団は別表6のとおり

※ 世帯数・人口は、令和4年3月31日現在

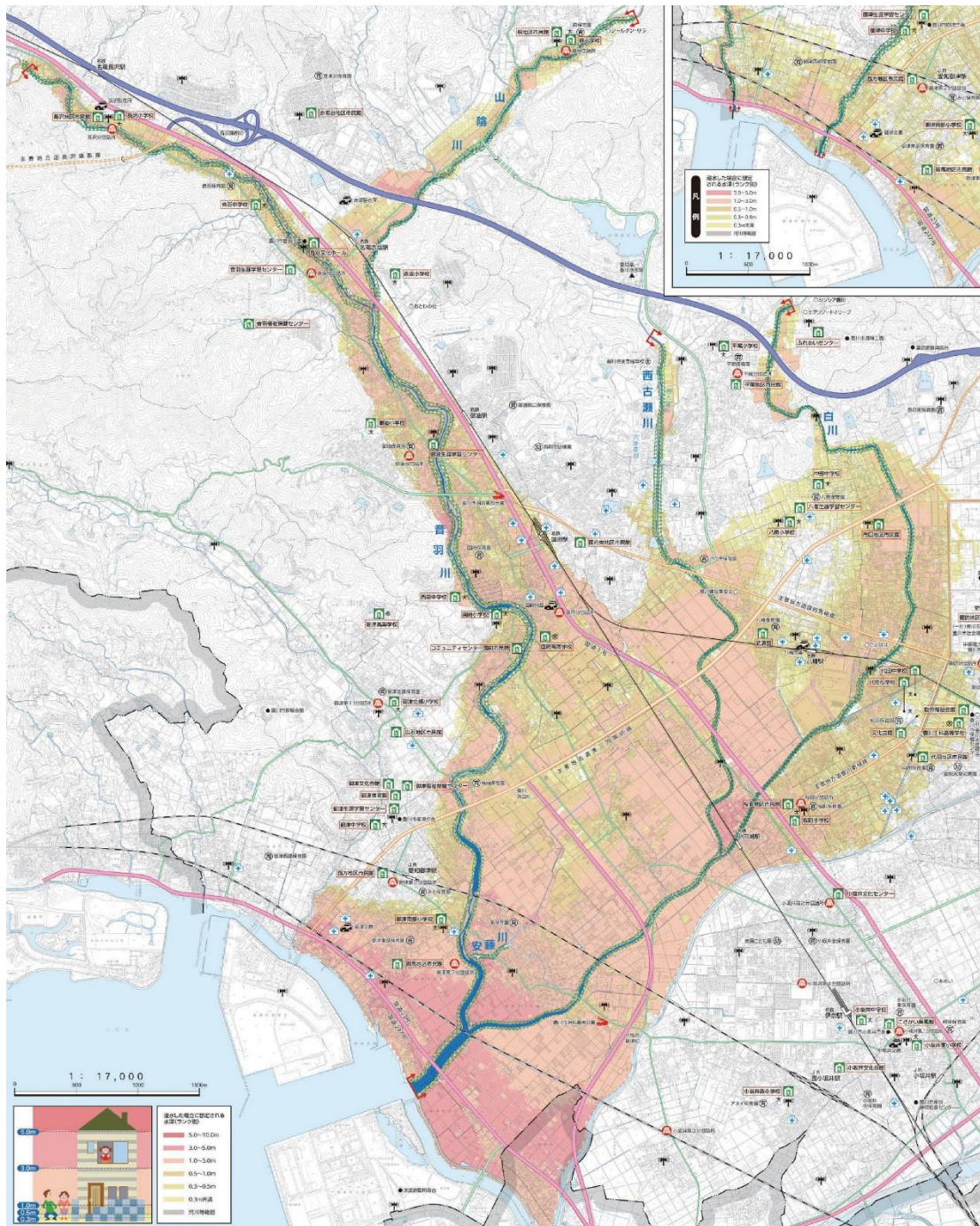
※ 情報の入手先

気象予警報：名古屋地方气象台 <https://www.jma-net.go.jp/nagoya/>

水位情報：愛知県建設局河川課 052-961-2111

愛知県建設局河川課 愛知県川の防災情報 <https://kasen-aichi.jp/>

レベルⅡ 音羽川水系浸水予想図（想定最大規模）



第5章 二級河川佐奈川

1 警戒すべき区間等

佐奈川については、気象台の降水量予測に基づき、対象区域をレベルⅠ、レベルⅡの2段階で考えるものとする。

レベルⅠ：気象台の24時間降水量予測が265mm以下、ピーク時94mm/1h以下の見込みであり、愛知県の「佐奈川浸水想定区域（計画規模）」を対象区域とする場合

レベルⅡ：気象台の24時間降水量予測が265mmを超え、ピーク時94mm/1hを超える見込みであり、愛知県の「佐奈川浸水想定区域（想定最大規模）」を対象区域とする場合

(1) 警戒すべき区間

水位周知区間

(2) 二級河川佐奈川の特性

市内の東部から中心部付近を流下する河川

(3) その他

水位観測所：佐土水位観測所（豊川市佐土町地内）

洪水ハザードマップ【レベルⅠ】：無

洪水ハザードマップ【レベルⅡ】：有 佐奈川流域の24時間総雨量836mm

2 避難情報の詳細判断基準

避難情報は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

河川名	二級河川佐奈川
対象地区 (注1)	<p>レベルⅠ：足山田町、本野ヶ原、西桜木町、開運通、中央通、金屋元町、金屋本町、金屋橋町、赤代町、金屋町、佐奈川町、下野川町、牛久保駅通、南大通、中部町、中野川町、明野町、松久町、山道町、美和通、光輝町、四ツ谷町、川花町、塚町、西塚町、光明町、新桜町通、高見町、寿通、蔵子、桜町、小田湊町、御津町下佐脇、御津町新田、宿町、伊奈町</p> <p>レベルⅡ：上記に加え西原町、大木町、大木新町通、一宮町、篠田町、橋尾町、麻生田町、上野町、大橋町、豊が丘町、東曙町、大堀町、新豊町、東名町、谷川町、二葉町、三上町、西豊町、東豊町、千両町、六角町、長草町、三蔵子町、樽井町、本野町、桜木通、佐土町、白雲町、美幸町、曙町、桜ヶ丘町、緑町、末広通、若鳩町、穂ノ原、金屋西町、諏訪、金屋町、駅前通、千歳通、若宮町、幸町、北浦町、新宿町、二見町、豊栄町、東光町、稻荷通、東桜木町、東新町、</p>

	<p>トヨカワニシマチ トヨカワチヨウ トヨカワモトマチ モンゼンチヨウ アサヒマチ ニシホンマチ トヨカワサカエマチ トヨカワエキヒガシ 豊川西町、豊川町、豊川元町、門前町、旭町、西本町、豊川栄町、豊川駅東、</p> <p>フルジュクチヨウ コウヨウチヨウ テンジンマチ マキノチヨウ ミヤハラチヨウ ドトウチヨウ ババチヨウ スミヨシチヨウ 古宿町、光陽町、天神町、牧野町、三谷原町、土筒町、馬場町、住吉町、</p> <p>チュウジョウチヨウ ハナイチヨウ スワ ハギヤマチヨウ シンミチチヨウ トウノギチヨウ ニシユウノギチヨウ コトキドオリ マツカゼ 中条町、花井町、諏訪、萩山町、新道町、塔ノ木町、西香ノ木町、寿通、松風</p> <p>チヨウ カナヅカチヨウ キヨイチヨウ ニシグチチヨウ シモノガヤマチヨウ セギチヨウ ニシジマチヨウ コウジチヨウ タメトウチヨウ 町、金塚町、弥生町、西口町、下長山町、瀬木町、西島町、柑子町、為当町</p> <p>マサオカチヨウ ウシクボチヨウ キヨウメイチヨウ スワニシ イチダチヨウ コザクラチヨウ 正岡町、牛久保町、行明町、諏訪西、市田町、小桜町</p> <p>ミトチヨウカミサワキ ミトチヨウオンマ コザカイチヨウ ヒライチヨウ ミソノ 御津町上佐脇、御津町御馬、小坂井町、平井町、美園</p>
--	---

警戒レベル等	判断基準等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・佐奈川の佐土水位観測所の水位が避難判断水位2. 45mに到達（避難判断水位到達情報発表）した場合 ・漏水等が発見された場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・佐奈川の佐土水位観測所の水位が避難判断水位2. 45mを超えた状態で、実況雨量から引き続き水位上昇が見込まれる場合 ・佐奈川の佐土水位観測所の水位が氾濫危険水位2. 80mに到達（氾濫危険水位情報発表）した場合 ・異常な漏水等が発見された場合
【警戒レベル4】 避難指示 ※重ねて周知	<ul style="list-style-type: none"> ・佐奈川の佐土水位観測所の水位が氾濫危険水位2. 80mに到達（氾濫危険水位到達情報発表）し、実況雨量から引き続き水位上昇が見込まれる場合 ・異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・緊急的又は重ねて避難を促す場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・破堤・越水・浸水を確認した場合又は氾濫発生情報が発表された場合 ・河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂等）を確認した場合

避難が必要な状況が夜間・早朝になることが予想される場合

警戒レベル等	判断基準等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・実況雨量から、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ・降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過、多量の降雨が予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・判断する時点が夕刻で、佐奈川の佐土水位観測所の水位が避難判断水位2. 45mを超えた状態で、実況降雨から、引き続きの水位上昇が見込まれる場合 ・佐奈川の佐土水位観測所の水位が避難判断水位2. 45mを超えた状態で、降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過、多量の降雨が予想される場合

(注1) 中学校区、対象地区(町・字)ごとの世帯数、人口、担当分団は別表7のとおり

※ 世帯数・人口は、令和4年3月31日現在

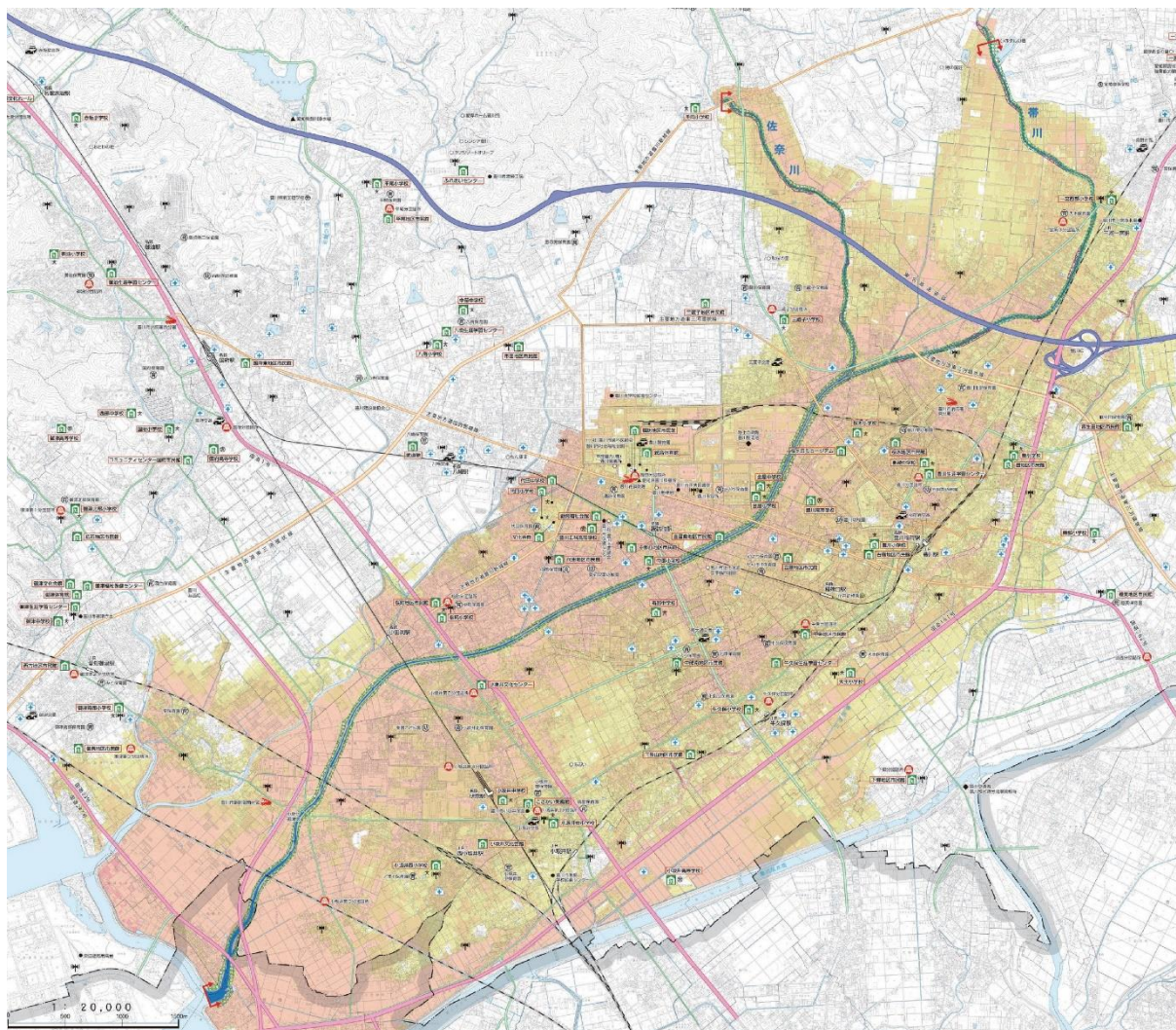
※ 情報の入手先

気象予警報：名古屋地方気象台 <https://www.jma-net.go.jp/nagoya/>

水位情報：愛知県建設局河川課 052-961-2111

愛知県建設局河川課 愛知県川の防災情報 <https://kasen-aichi.jp/>

レベルⅡ 佐奈川水系浸水予想図（想定最大規模）



第6章 二級河川御津川

1 警戒すべき区間等

(1) 警戒すべき区間

全区間

(2) 二級河川御津川の特性

市内の西部を流下する河川

(3) その他

洪水ハザードマップ【レベルⅠ】：無

洪水ハザードマップ【レベルⅡ】：有 御津川、紫川流域の24時間総雨量836mm

水位観測所：なし

2 避難情報の詳細判断基準

避難情報は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

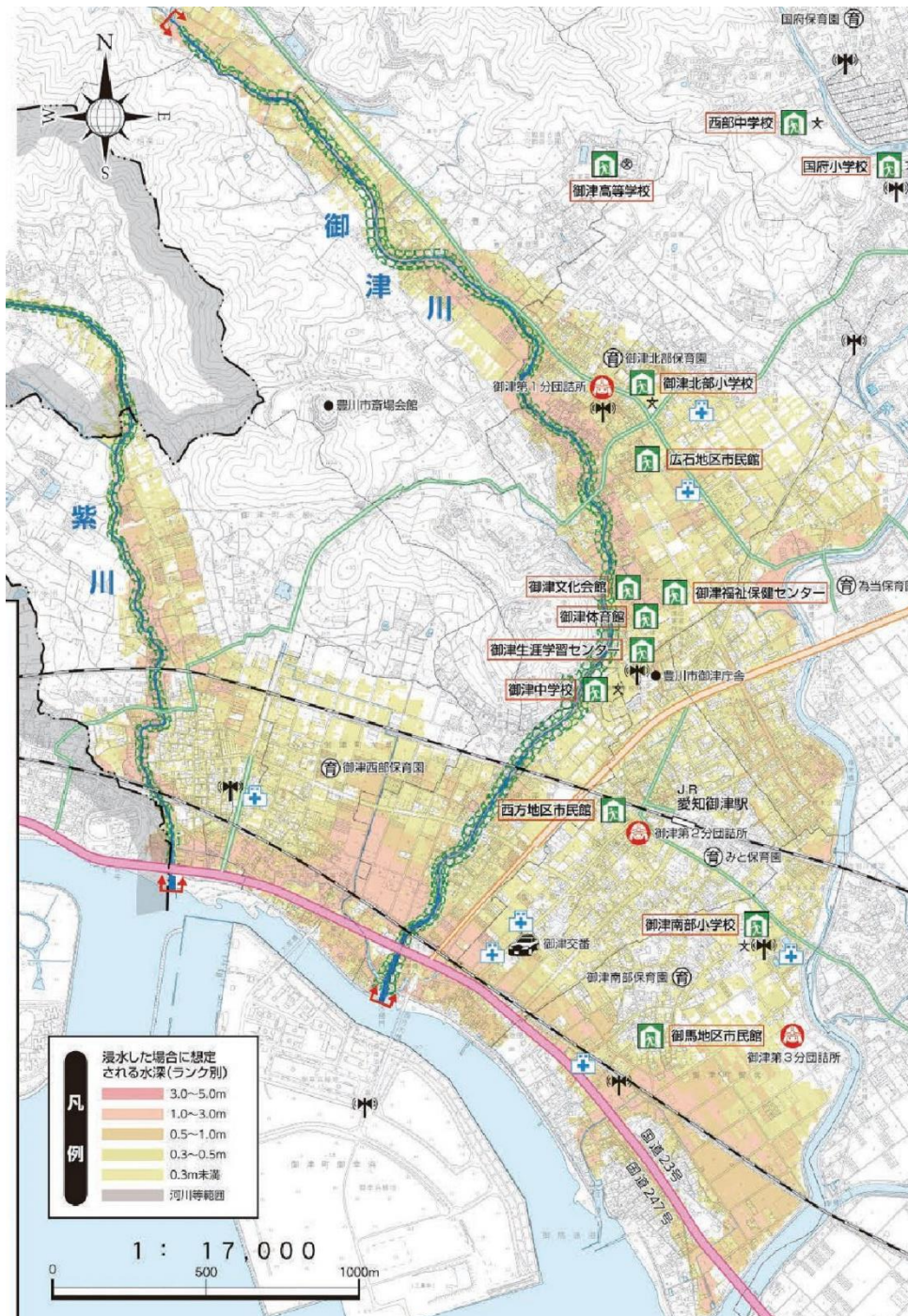
河川名	二級河川御津川
対象地区 (注1)	<p>レベルⅠ：<small>ミトチヨウカネノ</small>御津町金野、<small>ミトチヨウトヨサワ</small>御津町豊沢、<small>ミトチヨウヒロイシ</small>御津町広石、<small>ミトチヨウニシガタ</small>御津町西方、<small>ミトチヨウナギノ</small>御津町沓野、<small>ミトチヨウ</small>御津町 <small>オンマ</small>御馬、<small>タメトウチヨウ</small>為当町</p> <p>レベルⅡ：上記に加え<small>ミトチヨウオオクサ</small>御津町大草、<small>ミトチヨウアカネ</small>御津町赤根</p>

警戒レベル等	判断基準等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・豊川市に洪水警報が発表され、水位が護岸天端に達し、更に水位の上昇が見込まれる場合
【警戒レベル4】 避難指示	・豊川市に洪水警報が発表され、堤防天端まで水位が上昇すると見込まれる場合 ・河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認した場合
【警戒レベル4】 避難指示 ※重ねて周知	・緊急的又は重ねて避難を促す場合
【警戒レベル5】 災害発生	・破堤・越水・浸水を確認した場合 ・河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認した場合

(注1) 中学校区、対象地区(町・字)ごとの世帯数、人口、担当分団は別表8のとおり

※ 世帯数・人口は、令和4年3月31日現在

レベルⅡ 御津川水系紫川水系浸水予想図（想定最大規模）



第7章 その他の一・二級河川等

一級河川 古川、善光寺川、間川

二級河川 紫川

準用河川 土々川、諏訪川、善光寺川

1 警戒すべき区間等

(1) 警戒すべき区間

全区間

(2) その他

水位観測所：なし

洪水ハザードマップ：無

2 避難情報の詳細判断基準

避難情報は、河川ごと以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

河川名	一級河川 古川、善光寺川、間川 二級河川 紫川 準用河川 土々川、諏訪川、善光寺川
対象地区	古川 <small>インノコチョウ ドウチョウ トウゴチョウ</small> 院之子町、土筒町、当古町 善光寺川 <small>ババチョウ チョウジョウチョウ シモナガヤマチョウ ウシクボチョウ マサオカチョウ シノヅカチョウ コザカイチョウ</small> 馬場町、中条町、下長山町、牛久保町、正岡町、篠東町、小坂井町 間川 <small>ミカミチョウ</small> 三上町 紫川 <small>ミトチョウアカネ ミトチョウオオクサ</small> 御津町赤根、御津町大草

警戒レベル等	判断基準等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 豊川市に洪水警報が発表され、水位が護岸天端に達し、更に水位の上昇が見込まれる場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 豊川市に洪水警報が発表され、堤防天端まで水位が上昇すると見込まれる場合 異常な漏水等が発見された場合
【警戒レベル4】 避難指示 ※重ねて周知	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理施設の異常（破堤につながるおそれがある漏水等）を確認した場合 緊急的又は重ねて避難を促す場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 破堤・越水・浸水を確認した場合 河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認した場合

避難所について、開設する順番を含め、中学校区ごとに、下記のとおり整理した。

住民の避難については、浸水想定 の程度等を十分考慮し行われるよう、注意する必要がある。

一級河川豊川及び豊川放水路について、平成28年5月に国が公表した想定最大規模の降雨による洪水浸水想定に基づき、レベルⅠ、レベルⅡの2段階で考えることとした。二級河川についても、令和2年4月(音羽川水系)及び令和3年3月(佐奈川水系)に愛知県が公表した想定最大規模の降雨による洪水浸水想定に基づき、レベルⅠ、レベルⅡの2段階で考えることとした。

なお、特にレベルⅡの場合には、浸水想定のある避難所は使用せず、小中学校も避難所として開設することを想定しておくこととした。

その場合、浸水想定区域内にある施設を使用する場合には、校舎の2階以上を使用するなど、安全を確認のうえ、使用する必要がある。

さらに、多数の避難者が想定されるため、受け入れきれない場合も考慮し、他の避難所への誘導も考慮しておくものとした。

1 避難所を開設する順番

- (1) まず風水害避難所となっている箇所を必要に応じ開設する。
- (2) レベルⅡでは、風水害避難所25箇所に加え、主に小中学校を優先して開設する。
- (3) レベルⅡにおいて(2)を開いても不足する場合には、それ以外の地区市民館などを開設する。
- (4) レベルⅡで豊川・豊川放水路の浸水想定で判断し使用不可としている避難所は開設せず、他の避難所へ誘導する。

2 表中レベルⅠ、レベルⅡ欄の○、△、×表記について

- ・表中のレベルⅠ、レベルⅡ欄には、浸水区域や浸水深から判断し○、△、×の表示を行った。ただしこれは目安として表記したもの。

「○」: 浸水想定区域の範囲外、又は、浸水想定区域内であるものの浸水深が主に0~0.5mなどであり施設内であれば大きな被害は見込まれないものと考えたもの。

「△」: 浸水深から考慮した場合、一定の浸水深があり注意が必要であるが、校舎や建物の2階以上への避難で対応が可能と考えたもの。

「×」: 浸水深が大きい、又は、レベルⅡにおいて豊川・豊川放水路の浸水想定区域内であり、使用することは危険と考えたもの。

3 風水害に係る避難所一覧

※名称が赤字の避難所はレベルⅡにおいて使用不可
 ※名称が橙色字の避難所はレベルⅡにおいて一部使用不可
 ※名称が青字の避難所はレベルⅡにおいて誘導先となる避難所

風水害指定 レベルⅠ レベルⅡ	名称	所在地	収容可能人数			電話番号	収容場所	浸水予想		レベルⅡ時使用不可の場合の誘導先(備考)	
			長期避難	緊急対応初期	一時避難			レベルⅠ	レベルⅡ		
東部中学校区 14箇所											
①レベルⅠでは、まず風水害避難所となっている施設を必要に応じ開設する											
○	○	豊川生涯学習センター	西豊町2丁目225	89	134	271	84-5613		—	佐奈川 0.3m未満	
○	○	古宿地区市民館	中央通2丁目55	43	66	133	84-6134		—	佐奈川 0.3m未満	
○	△	桜木地区市民館	東光町3丁目9	38	58	118	84-1410		—	佐奈川 0.5~1m	レベルⅡクラスの場合は、浸水想定があるが、安全を確認のうえ、使用する
○	×	東部小学校	三谷原町石坪1-1	503	756	1,516	86-4368	校舎・体育館	豊川 0.5~1m	豊川 1~3m	豊小学校、東部中学校
②レベルⅡでは、風水害避難所に加え、主に小中学校を優先して開設する											
/	○	東部中学校	西豊町2丁目191	1,274	1,912	3,831	85-1717	校舎・体育館	—	佐奈川 0.3m未満	
/	○	豊小学校	東豊町4丁目60	566	850	1,706	86-1001	校舎・体育館	—	佐奈川 0.3m未満	
/	○	豊川小学校	北浦町31-1	654	983	1,970	86-7246	校舎・体育館	—	佐奈川 0.3m未満	
③レベルⅡにおいて、②を開いても不足する場合には、それ以外の施設を開設する											
/	△	桜木小学校	小桜町17	465	700	1,403	86-4546	校舎・体育館	—	佐奈川 0.5~1m	レベルⅡクラスの場合は、浸水想定があるが、安全を確認のうえ、校舎の2階以上を使用する
/	△	豊川高等学校	末広通1丁目37	1,775	2,663	5,327	86-4121	校舎・体育館	—	佐奈川 0.5~1m	レベルⅡクラスの場合は、浸水想定があるが、安全を確認のうえ、校舎の2階以上を使用する
/	○	桜ヶ丘ミュージアム	桜ヶ丘町79-2	261	392	785	85-3775		—	佐奈川 0.3~0.5m	
○レベルⅡにおいて浸水想定区域内にある施設は原則、避難所として開設しない(他の避難所へ誘導する)											
/	×	豊地区市民館	東豊町4丁目53	39	60	123	85-9828		—	佐奈川 1~3m	豊小学校、東部中学校
/	×	睦美地区市民館	三谷原町村前15	35	53	108	84-7598		豊川 1~2m	豊川 1~3m	豊小学校、豊川小学校
/	×	三上地区市民館	三上町天神前14-3	43	66	134	84-5634		豊川 0.5~1m	豊川 1~3m	豊小学校、東部中学校
/	×	麻生田地区市民館	麻生田町寺前10	42	64	130	84-6610		豊川 1~2m	豊川 1~3m	豊小学校、東部中学校
									—	佐奈川 0.3m未満	

風水害指定 レベル I	レベル II	名称	所在地	収容可能人数			電話番号	収容場所	浸水予想		レベルII時使用不可の場合の誘導先(備考)
				長期避難	緊急対応初期	一時避難			レベルI	レベルII	
金屋中学校区 6箇所											
①レベルIでは、まず風水害避難所となっている施設を必要に応じ開設する											
○	△	金屋地区市民館	金屋本町1丁目61-1	45	69	141	85-7894		—	佐奈川 0.5~1m	レベルIIクラスの場合は、浸水想定があるが、安全を確認のうえ使用する
○	○	三蔵子地区市民館	大崎町小林87	50	75	153	84-6611		—	—	
②レベルIIでは、風水害避難所に加え、主に小中学校を優先して開設する											
/	△	金屋中学校	金屋西町1丁目2	789	1,186	2,376	84-5661	校舎・体育館	—	佐奈川 0.5~1m	レベルIIクラスの場合は、浸水想定があるが、安全を確認のうえ、校舎の2階以上を使用する
/	○	金屋小学校	金屋西町1丁目1	490	736	1,477	86-6262	校舎・体育館	—	佐奈川 0.3~0.5m	
/	○	三蔵子小学校	三蔵子町宮前32	574	861	1,727	86-3646	校舎・体育館	—	—	
○レベルIIにおいて浸水想定区域内にある施設は原則、避難所として開設しない(他の避難所へ誘導する)											
/	×	金屋南地区市民館	金屋橋町59-1	35	53	107	84-4988		佐奈川 0.3m未満	佐奈川 1~3m	金屋小学校

風水害指定 レベル I	レベル II	名称	所在地	収容可能人数			電話番号	収容場所	浸水予想		レベルII時使用不可の場合の誘導先(備考)
				長期避難	緊急対応初期	一時避難			レベルI	レベルII	
南部中学校区 10箇所											
①レベルIでは、まず風水害避難所となっている施設を必要に応じ開設する											
○	△	中部西地区市民館	萩山町1丁目52-2	40	61	124	84-4794		—	佐奈川 0.5~1m	レベルIIクラスの場合は、浸水想定があるが、安全を確認のうえ使用する
○	○	牛久保生涯学習センター	牛久保町若子52-1	82	123	248	86-6251		—	佐奈川 0.3~0.5m	
○	○	中条地区市民館	中条町宮坪21-1	43	65	134	85-8931		—	佐奈川 0.3m未満	
②レベルIIでは、風水害避難所に加え、主に小中学校を優先して開設する											
△	△	牛久保小学校	牛久保町大手10-2	634	952	1,911	86-7288	校舎・体育館	—	佐奈川 0.5~1m	レベルIIクラスの場合は、浸水想定があるが、安全を確認のうえ、校舎の2階以上を使用する
③レベルIIにおいて、②を開いても不足する場合には、それ以外の施設を開設する											
○	○	中部南地区市民館	高見町5丁目5	47	71	146	85-8932		—	佐奈川 0.3~0.5m	
○	○	下長山地区市民館	下長山町塚111-1	40	61	124	85-9619		—	佐奈川 0.3m未満	
○レベルIIにおいて浸水想定区域内にある施設は原則、避難所として開設しない(他の避難所へ誘導する)											
×	×	中部小学校	中部町1丁目1	633	952	1,908	85-3367	校舎・体育館	—	佐奈川 1~3m	中部南地区市民館
×	×	南部中学校	光明町2丁目42	1,213	1,822	3,649	86-4746	校舎・体育館	佐奈川 0.3未満	佐奈川 1~3m	中部南地区市民館
×	×	天王小学校	牛久保町天王下14-1	450	674	1,354	84-3521	校舎・体育館	豊川 2~3m	豊川 3~5m	牛久保小学校 牛久保生涯学習センター
×	×	下郷地区市民館	柑子町五反田160	38	58	118	84-6135		豊川 0~0.5m	豊川 3~5m	牛久保小学校
									豊川放水路 0~0.5m	豊川放水路 1~3m	

風水害指定 レベル I II	名称	所在地	収容可能人数			電話番号	収容場所	浸水予想		レベルII時使用不可の場合の誘導先(備考)	
			長期避難	緊急対応初期	一時避難			レベルI	レベルII		
代田中学校区 10箇所											
①レベルIでは、まず風水害避難所となっている施設を必要に応じ開設する											
○	×	代田地区市民館	新道町2丁目42	20	31	62	85-9463	—	佐奈川 1~3m	代田小学校	
								—	音羽川 0.3m未満		
○	×	桜町地区市民館	桜町3丁目1-5	41	63	129	85-9617	佐奈川 0.3~ 0.5m	佐奈川 1~3m	代田小学校	
								音羽川 0.3~ 0.5m	音羽川 0.5~1m	レベルIIクラスの場合は、 浸水想定があるが、安全 を確認のうえ使用する	
②レベルIIでは、風水害避難所に加え、主に小中学校を優先して開設する											
△		代田中学校	代田町1丁目 20-1	818	1,230	2,464	86-4921	校舎・ 体育館	—	佐奈川 0.5~1m	レベルIIクラスの場合は、 浸水想定があるが、安全 を確認のうえ、校舎の2階 以上を使用する
									—	音羽川 0.3m未 満	
○		代田小学校	代田町1丁目 20-2	628	945	1,892	86-4166	校舎・ 体育館	—	佐奈川 0.3~ 0.5m	
③レベルIIにおいて、②を開いても不足する場合には、それ以外の施設を開設する											
○		諏訪地区市民館	諏訪3丁目242- 1	43	66	135	85-4011		—	—	
○		総合体育館	諏訪3丁目246	1,486	2,229	4,459	86-5175		—	佐奈川 0.3~ 0.5m	
△		勤労福祉会館	新道町1丁目1- 3	546	819	1,638	84-6515		—	佐奈川 0.5~1m	レベルIIクラスの場合は、 浸水想定があるが、安全 を確認のうえ使用する
△		文化会館	代田町1丁目 20-4	154	232	464	84-8411		—	佐奈川 0.5~1m	レベルIIクラスの場合は、 浸水想定があるが、安全 を確認のうえ使用する
○レベルIIにおいて浸水想定区域内にある施設は原則、避難所として開設しない(他の避難所へ誘導する)											
×		桜町小学校	桜町2丁目7-45	462	694	1,394	86-4246	校舎・ 体育館	佐奈川 0.3~ 0.5m	佐奈川 1~3m	代田小学校
									音羽川 0.3~ 0.5m	音羽川 0.5~1m	
×		豊川工科高等学校	新道町1丁目3	429	645	1,289	85-4425	体育館 等	—	佐奈川 1~3m	代田小学校
									—	音羽川 0.3~ 0.5m	

風水害指定 レベル I	レベル II	名称	所在地	収容可能人数			電話番号	収容 場所	浸水予想		レベルII時使用 不可の場合の誘 導先(備考)
				長期 避難	緊急対 応初期	一時 避難			レベルI	レベルII	
中部中学校区 10箇所											
①レベルIでは、まず風水害避難所となっている施設を必要に応じ開設する											
○	○	八南生涯学習センター	野口町縄手下 23	72	108	220	84-5335		—	音羽川 0.3m未 満	
○	○	千両小学校	千両町数谷原 18-2	410	616	1,238	83-0130	校舎・ 体育館	—	—	
○	○	平尾地区市民館	平尾町中貝津2	45	68	137	88-2750		—	—	
②レベルIIでは、風水害避難所に加え、主に小中学校を優先して開設する											
/	○	八南小学校	野口町豊角8-1	526	789	1,583	86-4046	校舎・ 体育館	—	音羽川 0.3m未 満	
/	○	平尾小学校	平尾町上貝津 2-5	416	624	1,248	88-4711	校舎・ 体育館	—	—	
/	○	中部中学校	市田町西浦41	830	1,248	2,502	86-4846	校舎・ 体育館	—	音羽川 0.3m未 満	
③レベルIIにおいて、②を開いても不足する場合には、それ以外の施設を開設する											
/	○	市田地区市民館	市田町山鳥47	43	66	135	84-4770		—	音羽川 0.3~ 0.5m	
/	○	武道館	八幡町弥五郎 105	654	981	1,962	84-5757		—	音羽川 0.3~ 0.5m	
/	○	ふれあいセンター	平尾町親坂36	492	739	1,478	88-7270		—	—	
○千両地区市民館については、急傾斜地崩壊危険箇所に該当するため、原則避難所として開設しない（他の避難所へ誘導する）											
/	×	千両地区市民館	中部町1丁目1	44	67	135	83-0130		—	—	千両小学校







風水害指定 レベル I II	名称	所在地	収容可能人数			電話番号	収容場所	浸水予想		レベルII時使用不可の場合の誘導先(備考)	
			長期避難	緊急対応初期	一時避難			レベルI	レベルII		
西部中学校区 7箇所											
①レベルIでは、まず風水害避難所となっている施設を必要に応じ開設する											
○	△	コミュニティセンター 国府市民館	国府町下河原 62-1	92	140	282	87-7817	西部地域福祉センター含む	音羽川 0.3m未満	音羽川 0.5~1m	レベルIIクラスの場合は、浸水想定があるが、安全を確認のうえ使用する
△	×	御油生涯学習センター	御油町美世賜 185	55	84	170	87-7214		音羽川 0.5~1m	音羽川 1~3m	御油小学校
②レベルIIでは、風水害避難所に加え、主に小中学校を優先して開設する											
/	△	国府小学校	国府町寒若寺 6-1	599	901	1,805	87-2044	校舎・体育館	—	音羽川 0.5~1m	レベルIIクラスの場合は、浸水想定があるが、安全を確認のうえ、校舎の2階以上を使用する
/	○	御油小学校	御油町膳ノ棚1-4	553	830	1,663	88-4655	校舎・体育館	—	—	
③レベルIIにおいて、②を開いても不足する場合には、それ以外の施設を開設する											
/	△	国府高等学校	国府町下坊入 10-1	539	808	1,617	87-3141	校舎・体育館	音羽川 0.3m未満	音羽川 0.5~1m	レベルIIクラスの場合は、浸水想定があるが、安全を確認のうえ、校舎の2階以上を使用する
/	○	国府東地区市民館	久保町社地7-1	40	61	124	88-5591		—	—	
○レベルIIにおいて浸水想定区域内にある施設は原則、避難所として開設しない(他の避難所へ誘導する)											
/	×	西部中学校	国府町岡本24-2	874	1,313	2,629	87-3105	校舎・体育館	—	音羽川 1~3m	御油小学校
一宮中学校区 9箇所											
①レベルIでは、まず風水害避難所となっている施設を必要に応じ開設する											
○	○	一宮東部小学校	上長山町東水 神平44-2	466	701	1,404	93-2009	校舎・体育館	—	—	
○	○	一宮西部小学校	一宮町緑1	550	826	1,654	93-2007	校舎・体育館	—	佐奈川 0.3~0.5m	
○	△	長慶寺	金沢町藤弦3・4 合地	79	118	237	93-4623	吉祥閣	風水害のみ	豊川 0.5~1m	一宮東部小学校、農業者トレーニングセンター
②レベルIIでは、風水害避難所に加え、主に小中学校を優先して開設する											
/	○	農業者トレーニングセンター	一宮町豊1	335	504	1,010	93-0159		—	—	
/	○	一宮中学校	一宮町上新切 33-247	989	1,488	2,980	93-2026	校舎・体育館	—	—	
③レベルIIにおいて、②を開いても不足する場合には、それ以外の施設を開設する											
/	○	健康福祉センター	上長山町本宮 下1-1685	140	209	423	92-1388		—	—	
/	○	一宮生涯学習センター	上長山町小南 口原1-500	151	226	457	93-6030		—	—	
/	○	一宮体育センター	一宮町上新切 33-259	165	247	495	93-0159		—	—	
○レベルIIにおいて浸水想定区域内にある施設は原則、避難所として開設しない(他の避難所へ誘導する)											
/	×	一宮南部小学校	豊津町新地4	439	661	1,325	93-2059	校舎・体育館	豊川 1~2m	豊川 1~3m	農業者トレーニングセンター、一宮西部小学校

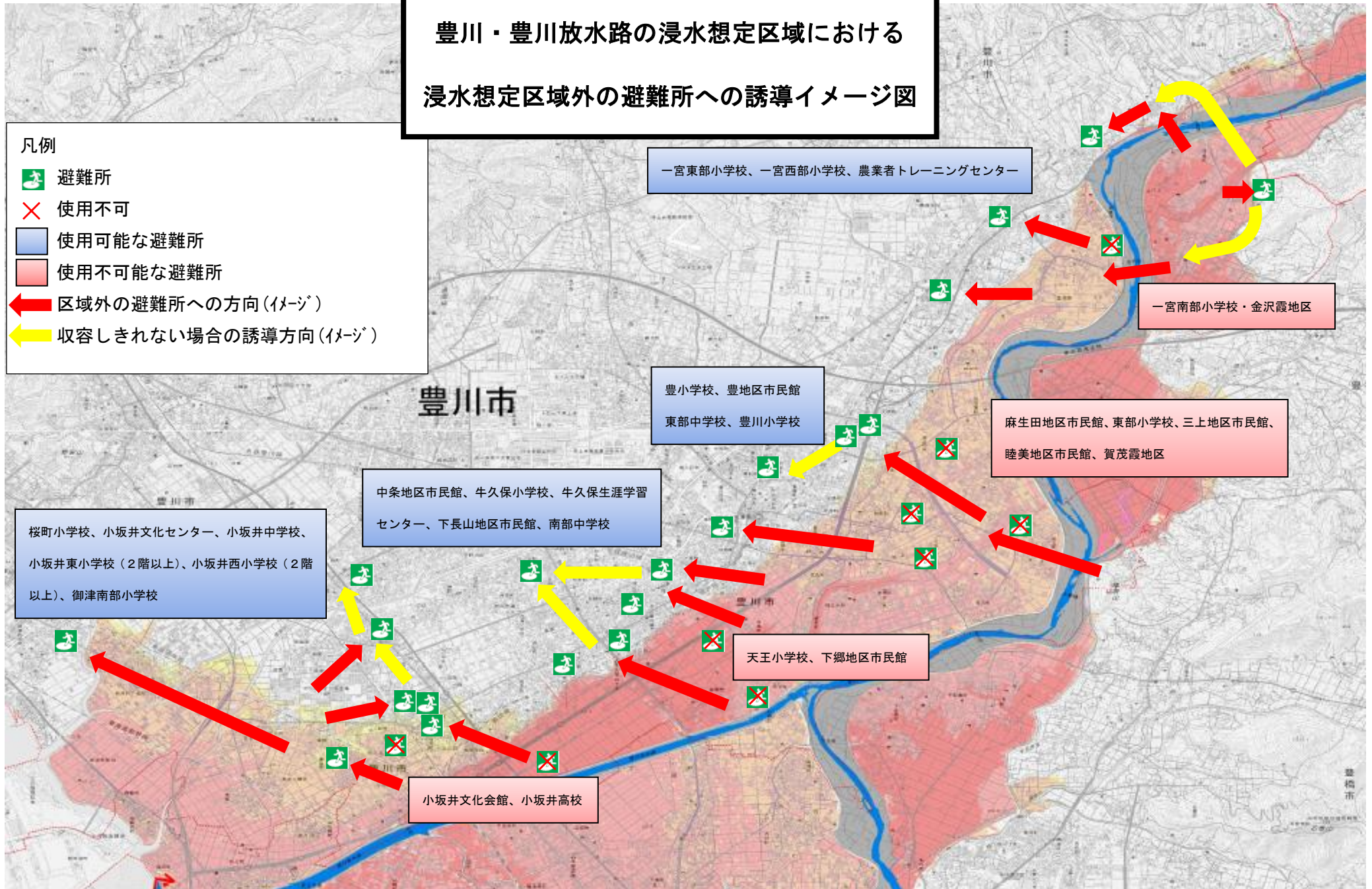
風水害指定 レベル I II	名称	所在地	収容可能人数			電話番号	収容場所	浸水予想		レベルII時使用不可の場合の誘導先(備考)	
			長期避難	緊急対応初期	一時避難			レベルI	レベルII		
音羽中学校区 10箇所											
①レベルIでは、まず風水害避難所となっている施設を必要に応じ開設する											
○	○	赤坂台地区市民館	赤坂台1608	57	86	173	88-2810		—	—	
○	○	萩地区市民館	萩町塩ノ田75-1	59	90	183	88-6262		—	—	
○	△	長沢地区市民館	長沢町午新122	93	140	284	87-4455		—	音羽川 0.5~1m	レベルIIクラスの場合は、浸水想定があるが、安全を確認のうえ使用する
②レベルIIでは、風水害避難所に加え、主に小中学校を優先して開設する											
△	音羽中学校	赤坂町西縄手66	953	1,429	2,860	88-3208	校舎・体育館	—	音羽川 0.5~1m	レベルIIクラスの場合は、浸水想定があるが、安全を確認のうえ、校舎の2階以上を使用する	
○	赤坂小学校	赤坂町東山140	635	952	1,906	88-5671	校舎・体育館	—	—		
○	萩小学校	萩町岩田9-2	453	681	1,362	88-2831	校舎・体育館	—	—		
△	長沢小学校	長沢町午新88	485	728	1,457	88-3481	校舎・体育館	—	音羽川 0.3m未満		
③レベルIIにおいて、②を開いても不足する場合には、それ以外の施設を開設する											
△	音羽文化ホール	赤坂町松本250	117	182	367	88-8010		—	音羽川 0.5~1m	レベルIIクラスの場合は、浸水想定があるが、安全を確認のうえ使用する	
○	音羽福祉保健センター	赤坂町狭石1	112	170	338	88-7723		—	—		
○	音羽生涯学習センター	赤坂町西裏47-1	191	292	588	80-1357		—	—		
御津中学校区 11箇所											
①レベルIでは、まず風水害避難所となっている施設を必要に応じ開設する											
○	○	西方地区市民館	御津町西方宮長31	62	91	184	75-2483		—	御津川 0.3m未満	
○	○	広石地区市民館	御津町広石船津34-1	67	102	207	76-3515		—	御津川 0.3m未満	
②レベルIIでは、風水害避難所に加え、主に小中学校を優先して開設する											
○	御津中学校	御津町坪野山下20	1,164	1,747	3,495	75-2541	校舎・体育館	—	御津川 0.3m未満		
○	御津南部小学校	御津町御馬加美15	1,071	1,607	3,217	75-2003	校舎・体育館	—	音羽川・御津川 0.3m未満		
○	御津北部小学校	御津町広石神子田54-1	627	942	1,886	75-2021	校舎・体育館	—	御津川 0.3m未満		
③レベルIIにおいて、②を開いても不足する場合には、それ以外の施設を開設する											
○	御津生涯学習センター	御津町西方日暮30	336	505	1,011	76-4714		—	御津川 0.3m未満		
○	御津あおば高等学校	御津町豊沢松ノ下1	716	1,074	2,150	75-4155	校舎・体育館	—	—		
○	御津福祉保健センター	御津町広石枋ヶ坪88	403	603	1,220	77-1500		—	御津川 0.3m未満		
○レベルIIにおいて浸水想定区域内にある施設は原則、避難所として開設しない(他の避難所へ誘導する)											
×	御津体育館	御津町広石日暮148	602	906	1,813	76-2821		御津川 0.3~0.5m	御津川 1~3m	御津福祉保健センター	
×	御津文化会館	御津町広石日暮146	301	451	891	76-3720		御津川 0.5~1m	御津川 1~3m	御津福祉保健センター	
×	御馬地区市民館	御津町御馬西96	64	96	194	75-2632		—	音羽川 1~3m	西方地区市民館	

風水害指定 レベル I II	名称	所在地	収容可能人数			電話番号	収容場所	浸水予想		レベルII時使用不可の場合の誘導先(備考)	
			長期避難	緊急対応初期	一時避難			レベルI	レベルII		
小坂井中学校区 7箇所											
①レベルIでは、まず風水害避難所となっている施設を必要に応じ開設する											
○	○	こざかい葵風館	小坂井町大堀10	135	206	417	72-2122		—	佐奈川 0.3~0.5m	
②レベルIIでは、風水害避難所に加え、主に小中学校を優先して開設する											
△	△	小坂井中学校	伊奈町古当103	1,285	1,929	3,859	78-3322	校舎・ 体育館	—	豊川 0.3m未満 佐奈川 0.5~1m 未満	レベルIIクラスの場合は、浸水想定があるが、安全を確認のうえ、校舎の2階以上を使用する
△	△	小坂井東小学校	小坂井町西浦87	578	867	1,735	78-2271	校舎・ 体育館	—	豊川 0.3~ 0.5m 佐奈川 0.3~ 0.5m	レベルIIクラスの場合は、浸水想定があるが、安全を確認のうえ、校舎の2階以上を使用する
△	△	小坂井西小学校	伊奈町縫殿55-1	723	1,084	2,169	78-2281	校舎・ 体育館	—	豊川 0.5~1m 豊川放 水路 0.3m~ 0.5m 佐奈川 0.3~ 0.5m	レベルIIクラスの場合は、浸水想定があるが、安全を確認のうえ、校舎の2階以上を使用する
③レベルIIにおいて、②を開いても不足する場合には、それ以外の施設を開設する											
△	△	小坂井文化会館	伊奈町新屋97-2	173	262	530	78-3000		—	豊川 0.5~1m 豊川放水 路0.5~ 1m 佐奈川 0.5~1m	レベルIIクラスの場合は、浸水想定があるが、安全を確認のうえ使用する
○レベルIIにおいて浸水想定区域内にある施設は原則、避難所として開設しない(他の避難所へ誘導する)											
×	×	小坂井高等学校	小坂井町欠田100-1	364	546	1,093	72-2211	体育館 等	—	豊川 3~5m 豊川放水 路5~10 m(運動 場)、3~ 5m(校 舎)	小坂井中学校 こざかい葵風館 小坂井東小学校
×	×	小坂井文化センター	伊奈町新町170-2	56	85	172	78-3586		佐奈川 0.3~ 0.5m	佐奈川 1~3m	小坂井中学校 こざかい葵風館

豊川・豊川放水路の浸水想定区域における 浸水想定区域外の避難所への誘導イメージ図

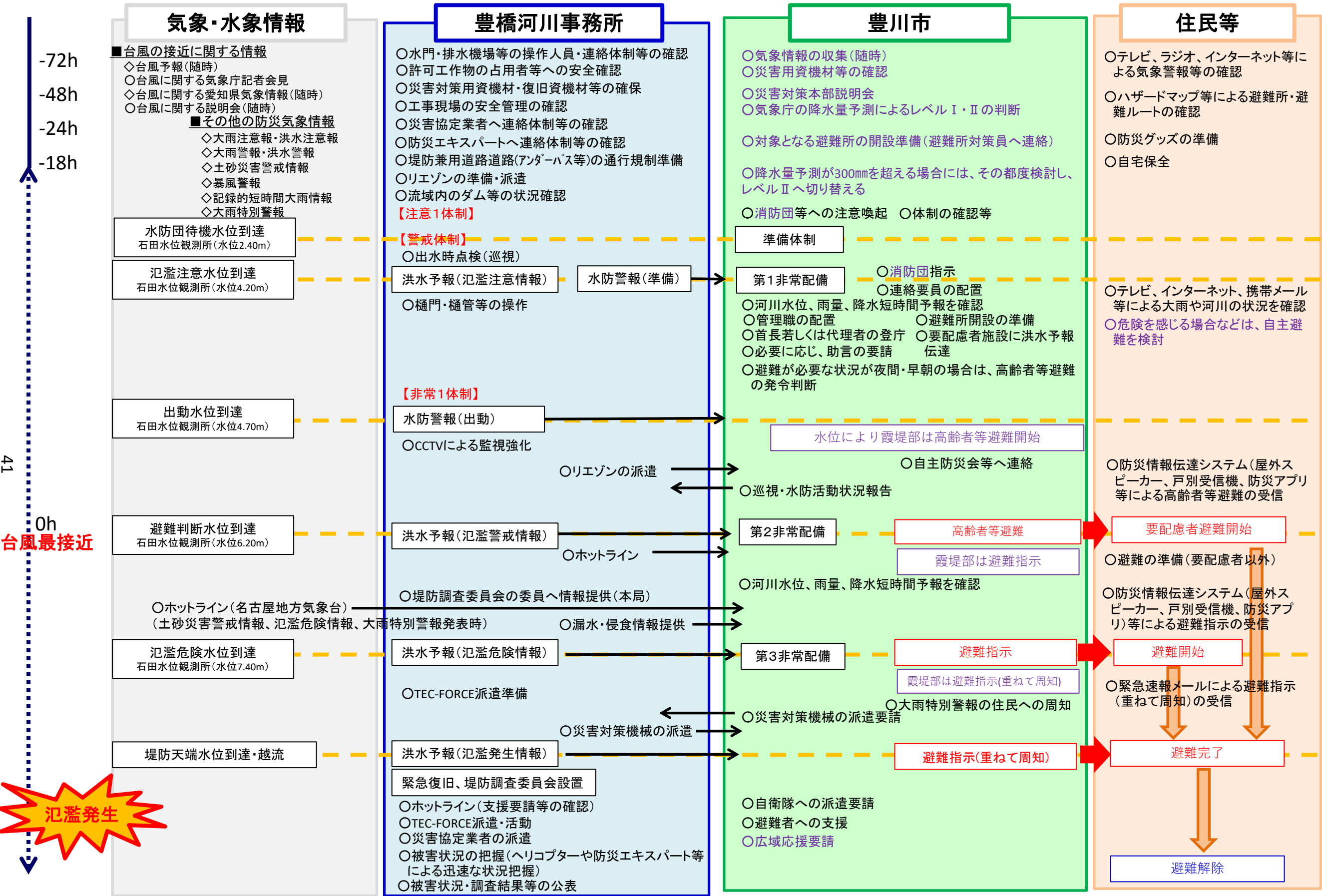
凡例

-  避難所
-  使用不可
-  使用可能な避難所
-  使用不可能な避難所
-  区域外の避難所への方向(イメージ)
-  収容しきれない場合の誘導方向(イメージ)



台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難情報の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)

【豊川市】豊川水系豊川



※1 水位変動に伴う時間軸は台風進路予測の修正等により想定困難なため、設定しないものとする。また、0hは台風の進路、雨の降り方等により水位上昇は一律で無いため、上下に変動するものとして設定している。

※2 都道府県からの情報もあるが、割愛している。

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難情報の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)

佐奈川水系 佐奈川

時間	気象・水象情報	愛知県	豊川市	住民等																																								
-72h -48h -24h -18h	<ul style="list-style-type: none"> ■台風に関する気象・防災情報 ◇台風予報(随時) ◇台風に関する愛知県気象情報(随時) ○台風に関する説明会(随時) ■その他の防災気象情報 ◇大雨注意報・洪水注意報 ◇大雨警報・洪水警報 ◇土砂災害警戒情報 ◇暴風警報 ◇記録的短時間大雨情報 ◇大雨特別警報 	<ul style="list-style-type: none"> ○水門等の操作人員・連絡体制等の確認 ○許可工作物の占有者等への安全確認 ○災害対策用資機材・復旧資機材等の確保 ○工事現場の安全管理の確認 ○防災安全協定業者へ連絡体制等の確認 	<table border="1"> <tr> <td>気象情報の収集(随時)</td> <td>建設</td> <td>危機管理</td> <td>消防</td> </tr> <tr> <td>災害用資機材等の確認</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部説明会</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象となる避難所の開設準備(避難所対策員へ連絡)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防団等への注意喚起</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>担当職員の連絡体制確立</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>市民に対する気象予警報等を受領した場合は防災アプリ、HP等で市民に伝達</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	気象情報の収集(随時)	建設	危機管理	消防	災害用資機材等の確認	○	○	○	災害対策本部説明会		○		対象となる避難所の開設準備(避難所対策員へ連絡)		○		消防団等への注意喚起		○	○	担当職員の連絡体制確立	○	○	○	市民に対する気象予警報等を受領した場合は防災アプリ、HP等で市民に伝達		○		<ul style="list-style-type: none"> ○テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認 ○ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認 ○防災グッズの準備 ○自宅保全 												
気象情報の収集(随時)	建設	危機管理	消防																																									
災害用資機材等の確認	○	○	○																																									
災害対策本部説明会		○																																										
対象となる避難所の開設準備(避難所対策員へ連絡)		○																																										
消防団等への注意喚起		○	○																																									
担当職員の連絡体制確立	○	○	○																																									
市民に対する気象予警報等を受領した場合は防災アプリ、HP等で市民に伝達		○																																										
	<p>水防団待機水位到達 佐土水位観測所 (水位1.85m)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○HANSデータでの水位・雨量状況把握 ○応接体制の確認 	<table border="1"> <tr> <td>準備体制</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>消防団等待機指示</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>管理を委託している機関、機管操作担当者へ注意喚起</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10分ごとに河川水位、雨量、降水短時間予報を確認</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	準備体制	○	○	○	消防団等待機指示			○	管理を委託している機関、機管操作担当者へ注意喚起	○			10分ごとに河川水位、雨量、降水短時間予報を確認	○	○																										
準備体制	○	○	○																																									
消防団等待機指示			○																																									
管理を委託している機関、機管操作担当者へ注意喚起	○																																											
10分ごとに河川水位、雨量、降水短時間予報を確認	○	○																																										
	<p>氾濫注意水位到達 佐土水位観測所 (水位2.15m)</p>		<table border="1"> <tr> <td>第1非常配備(災害対策本部の設置)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>連絡要員の配置</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>管理職の配置</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>避難所開設の準備</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>首長若しくは代理者の登庁</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育園など要配慮者利用施設への洪水予報伝達を各部署へ指示</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨海部企業へ高潮予報伝達を産業部へ指示(高潮注意報発表時)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要に応じて愛知県へ助言の要請</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難が必要な状況が夜間・早朝の場合は、高齢者等避難の発令判断</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防団等出動準備指示</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	第1非常配備(災害対策本部の設置)	○	○	○	連絡要員の配置	○	○	○	管理職の配置	○	○	○	避難所開設の準備		○		首長若しくは代理者の登庁		○		保育園など要配慮者利用施設への洪水予報伝達を各部署へ指示		○		臨海部企業へ高潮予報伝達を産業部へ指示(高潮注意報発表時)		○		必要に応じて愛知県へ助言の要請	○	○		避難が必要な状況が夜間・早朝の場合は、高齢者等避難の発令判断		○		消防団等出動準備指示			○	<ul style="list-style-type: none"> ○テレビ、インターネット、携帯メール等による大雨や河川の状況を確認 ○危険を感じる場合などは、自主避難を検討
第1非常配備(災害対策本部の設置)	○	○	○																																									
連絡要員の配置	○	○	○																																									
管理職の配置	○	○	○																																									
避難所開設の準備		○																																										
首長若しくは代理者の登庁		○																																										
保育園など要配慮者利用施設への洪水予報伝達を各部署へ指示		○																																										
臨海部企業へ高潮予報伝達を産業部へ指示(高潮注意報発表時)		○																																										
必要に応じて愛知県へ助言の要請	○	○																																										
避難が必要な状況が夜間・早朝の場合は、高齢者等避難の発令判断		○																																										
消防団等出動準備指示			○																																									
	<p>出動水位到達 佐土水位観測所 (水位2.40m)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○河川巡視開始 	<table border="1"> <tr> <td>状況に応じて町内会等への連絡を市民部へ指示</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>巡視活動状況の報告</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	状況に応じて町内会等への連絡を市民部へ指示		○		巡視活動状況の報告		○	○																																	
状況に応じて町内会等への連絡を市民部へ指示		○																																										
巡視活動状況の報告		○	○																																									
	<p>避難判断水位到達 佐土水位観測所 (水位2.45m)</p>	<p>避難判断水位到達情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○漏水・侵食情報提供 	<p>高齢者等避難</p> <table border="1"> <tr> <td>第2非常配備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>一般住民へ高齢者等避難の呼びかけ(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ等)</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>消防団等水防活動、避難誘導等</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>土木業者への協力要請</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育園など要配慮者利用施設への避難開始情報伝達を各部署へ指示</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引き続きの水位上昇が見込まれる場合、避難指示を発令</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	第2非常配備	○	○	○	一般住民へ高齢者等避難の呼びかけ(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ等)		○	○	消防団等水防活動、避難誘導等		○	○	土木業者への協力要請	○			保育園など要配慮者利用施設への避難開始情報伝達を各部署へ指示		○		引き続きの水位上昇が見込まれる場合、避難指示を発令		○		<p>要配慮者避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災情報伝達システム(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ)等による高齢者等避難の受信 ○避難の準備(要配慮者以外) 																
第2非常配備	○	○	○																																									
一般住民へ高齢者等避難の呼びかけ(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ等)		○	○																																									
消防団等水防活動、避難誘導等		○	○																																									
土木業者への協力要請	○																																											
保育園など要配慮者利用施設への避難開始情報伝達を各部署へ指示		○																																										
引き続きの水位上昇が見込まれる場合、避難指示を発令		○																																										
	<p>氾濫危険水位到達 佐土水位観測所 (水位2.80m)</p>	<p>氾濫危険水位到達情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホットライン(氾濫危険水位到達、水位上昇が見込まれる等、今後の状況等) 	<p>避難指示</p> <table border="1"> <tr> <td>第3非常配備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>一般住民へ避難指示の呼びかけ(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ、広報車等)</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>避難遅延者への対応</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>消防団等に安全確保の指示</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>建設事務所長等へ助言を要請</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>引き続きの水位上昇が見込まれる場合、避難指示(重ねて周知)を発令</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	第3非常配備	○	○	○	一般住民へ避難指示の呼びかけ(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ、広報車等)		○	○	避難遅延者への対応		○	○	消防団等に安全確保の指示		○	○	建設事務所長等へ助言を要請	○			引き続きの水位上昇が見込まれる場合、避難指示(重ねて周知)を発令		○		<p>避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災情報伝達システム(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ)等による避難指示の受信 ○避難遅延者の危険回避行動(垂直避難等屋内安全確保) 																
第3非常配備	○	○	○																																									
一般住民へ避難指示の呼びかけ(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ、広報車等)		○	○																																									
避難遅延者への対応		○	○																																									
消防団等に安全確保の指示		○	○																																									
建設事務所長等へ助言を要請	○																																											
引き続きの水位上昇が見込まれる場合、避難指示(重ねて周知)を発令		○																																										
0hr	<p>堤防天端水位到達・越流</p> <p>氾濫発生</p>	<p>氾濫発生情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災安全協定業者への指示 ○被害状況の把握 ○被害状況・調査結果等の公表 ○必要に応じて自衛隊、国交省への派遣要請 	<p>避難指示(重ねて周知)</p> <table border="1"> <tr> <td>一般住民へ避難指示(重ねて周知)の呼びかけ(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ、緊急速報メール、広報車等)</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊、国交省への派遣要請</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難者への支援を各部署へ指示</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各避難所の福祉スペースの状況により福祉避難所開設の検討を福祉部へ指示</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	一般住民へ避難指示(重ねて周知)の呼びかけ(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ、緊急速報メール、広報車等)		○	○	自衛隊、国交省への派遣要請		○		避難者への支援を各部署へ指示		○		各避難所の福祉スペースの状況により福祉避難所開設の検討を福祉部へ指示		○		<p>避難完了</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ、緊急速報メール等による避難指示(重ねて周知)の受信 ○避難遅延者の危険回避行動(垂直避難等屋内安全確保) 																								
一般住民へ避難指示(重ねて周知)の呼びかけ(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ、緊急速報メール、広報車等)		○	○																																									
自衛隊、国交省への派遣要請		○																																										
避難者への支援を各部署へ指示		○																																										
各避難所の福祉スペースの状況により福祉避難所開設の検討を福祉部へ指示		○																																										
				<p>避難解除</p>																																								

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難情報の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)

竜羽川水系 竜羽川

時間	気象・水象情報	愛知県	豊川市	住民等																																								
-72h	<ul style="list-style-type: none"> ■台風に関する気象・防災情報 ◇台風予報(随時) ◇台風に関する愛知県気象情報(随時) ○台風に関する説明会(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ○水門等の操作人員・連絡体制等の確認 ○許可工作物の占有者等への安全確認 ○災害対策用資機材・復旧資機材等の確保 ○工事現場の安全管理の確認 ○防災安全協定業者へ連絡体制等の確認 	<table border="1"> <tr> <td>建設</td> <td>危機管理</td> <td>消防</td> </tr> <tr> <td>気象情報の収集(随時)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>災害用資機材等の確認</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部説明会</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象となる避難所の開設準備(避難所対策員へ連絡)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防団等への注意喚起</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>担当職員の連絡体制確立</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>市民に対する気象予警報等を受領した場合は防災アプリ、HP等で市民に伝達</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	建設	危機管理	消防	気象情報の収集(随時)	○	○	○	災害用資機材等の確認	○	○	○	災害対策本部説明会		○		対象となる避難所の開設準備(避難所対策員へ連絡)		○		消防団等への注意喚起		○	○	担当職員の連絡体制確立	○	○	○	市民に対する気象予警報等を受領した場合は防災アプリ、HP等で市民に伝達		○		<ul style="list-style-type: none"> ○テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認 ○ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認 ○防災グッズの準備 ○自宅保全 									
建設	危機管理	消防																																										
気象情報の収集(随時)	○	○	○																																									
災害用資機材等の確認	○	○	○																																									
災害対策本部説明会		○																																										
対象となる避難所の開設準備(避難所対策員へ連絡)		○																																										
消防団等への注意喚起		○	○																																									
担当職員の連絡体制確立	○	○	○																																									
市民に対する気象予警報等を受領した場合は防災アプリ、HP等で市民に伝達		○																																										
-48h	<ul style="list-style-type: none"> ■その他の防災気象情報 ◇大雨注意報・洪水注意報 ◇大雨警報・洪水警報 ◇土砂災害警戒情報 ◇暴風警報 ◇記録的短時間大雨情報 ◇大雨特別警報 																																											
-24h	<p>水防団待機水位到達 国府水位観測所 (水位1.40m)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○HANSデータでの水位・雨量状況把握 ○応援体制の確認 	<table border="1"> <tr> <td>準備体制</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>水防団待機指示</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>管理を委託している樋門、樋管操作担当者へ注意喚起</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10分ごとに河川水位、雨量、降水短時間予報を確認</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	準備体制	○	○	○	水防団待機指示			○	管理を委託している樋門、樋管操作担当者へ注意喚起	○			10分ごとに河川水位、雨量、降水短時間予報を確認	○	○																										
準備体制	○	○	○																																									
水防団待機指示			○																																									
管理を委託している樋門、樋管操作担当者へ注意喚起	○																																											
10分ごとに河川水位、雨量、降水短時間予報を確認	○	○																																										
-18h	<p>氾濫注意水位到達 国府水位観測所 (水位1.85m)</p>		<table border="1"> <tr> <td>第1非常配備(災害対策本部の設置)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>連絡委員の配置</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>管理職の配置</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>避難所開設の準備</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>首長若しくは代理者の登庁</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育園など要配慮者利用施設への洪水予報伝達を各部署へ指示</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨海部企業へ高潮予報伝達を産業部へ指示(高潮注意報発表時)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要に応じて愛知県へ助言の要請</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難が必要な状況が夜間・早朝の場合は、高齢者等避難の発令判断</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防団等出動準備指示</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	第1非常配備(災害対策本部の設置)	○	○	○	連絡委員の配置	○	○	○	管理職の配置	○	○	○	避難所開設の準備		○		首長若しくは代理者の登庁		○		保育園など要配慮者利用施設への洪水予報伝達を各部署へ指示		○		臨海部企業へ高潮予報伝達を産業部へ指示(高潮注意報発表時)		○		必要に応じて愛知県へ助言の要請	○	○		避難が必要な状況が夜間・早朝の場合は、高齢者等避難の発令判断		○		消防団等出動準備指示			○	<ul style="list-style-type: none"> ○テレビ、インターネット、携帯メール等による大雨や河川の状況を確認 ○危険を感じる場合などは、自主避難を検討
第1非常配備(災害対策本部の設置)	○	○	○																																									
連絡委員の配置	○	○	○																																									
管理職の配置	○	○	○																																									
避難所開設の準備		○																																										
首長若しくは代理者の登庁		○																																										
保育園など要配慮者利用施設への洪水予報伝達を各部署へ指示		○																																										
臨海部企業へ高潮予報伝達を産業部へ指示(高潮注意報発表時)		○																																										
必要に応じて愛知県へ助言の要請	○	○																																										
避難が必要な状況が夜間・早朝の場合は、高齢者等避難の発令判断		○																																										
消防団等出動準備指示			○																																									
	<p>出動水位到達 国府水位観測所 (水位2.15m)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○河川巡視開始 	<table border="1"> <tr> <td>町内会等への連絡を市民部へ指示</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>巡視活動状況の報告</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	町内会等への連絡を市民部へ指示		○		巡視活動状況の報告	○	○	○																																	
町内会等への連絡を市民部へ指示		○																																										
巡視活動状況の報告	○	○	○																																									
	<p>避難判断水位到達 国府水位観測所 (水位2.40m)</p>	<p>避難判断水位到達情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○漏水・侵食情報提供 	<p>高齢者等避難</p> <table border="1"> <tr> <td>第2非常配備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>一般住民へ高齢者等避難の呼びかけ(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ等)</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>消防団等水防活動、避難誘導等</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>建設事務所長等へ助言を要請</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育園など要配慮者利用施設への避難開始情報伝達を各部署へ指示</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引き続きの水位上昇が見込まれる場合、避難指示を発令</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	第2非常配備	○	○	○	一般住民へ高齢者等避難の呼びかけ(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ等)		○	○	消防団等水防活動、避難誘導等		○	○	建設事務所長等へ助言を要請	○			保育園など要配慮者利用施設への避難開始情報伝達を各部署へ指示		○		引き続きの水位上昇が見込まれる場合、避難指示を発令		○		<p>要配慮者避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災情報伝達システム(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ)等による高齢者等避難の受信 ○避難の準備(要配慮者以外) 																
第2非常配備	○	○	○																																									
一般住民へ高齢者等避難の呼びかけ(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ等)		○	○																																									
消防団等水防活動、避難誘導等		○	○																																									
建設事務所長等へ助言を要請	○																																											
保育園など要配慮者利用施設への避難開始情報伝達を各部署へ指示		○																																										
引き続きの水位上昇が見込まれる場合、避難指示を発令		○																																										
	<p>氾濫危険水位到達 国府水位観測所 (水位2.70m)</p>	<p>氾濫危険水位到達情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホットライン(氾濫危険水位到達、水位上昇が見込まれる等、今後の状況等) 	<p>避難指示</p> <table border="1"> <tr> <td>第3非常配備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>一般住民へ避難指示の呼びかけ(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ、広報車等)</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>避難遅延者への対応</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>消防団等に安全確保の指示</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>建設事務所長等へ助言を要請</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>引き続きの水位上昇が見込まれる場合、避難指示(重ねて周知)を発令</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	第3非常配備	○	○	○	一般住民へ避難指示の呼びかけ(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ、広報車等)		○	○	避難遅延者への対応		○	○	消防団等に安全確保の指示			○	建設事務所長等へ助言を要請	○			引き続きの水位上昇が見込まれる場合、避難指示(重ねて周知)を発令		○		<p>避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災情報伝達システム(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ)等による避難指示の受信 ○避難遅延者の危険回避行動(垂直避難等屋内安全確保) 																
第3非常配備	○	○	○																																									
一般住民へ避難指示の呼びかけ(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ、広報車等)		○	○																																									
避難遅延者への対応		○	○																																									
消防団等に安全確保の指示			○																																									
建設事務所長等へ助言を要請	○																																											
引き続きの水位上昇が見込まれる場合、避難指示(重ねて周知)を発令		○																																										
0hr	<p>堤防天端水位到達・越流</p> <p>氾濫発生</p>	<p>氾濫発生情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災安全協定業者への指示 ○被害状況の把握 ○被害状況・調査結果等の公表 ○必要に応じて自衛隊、国交省への派遣要請 	<p>避難指示(重ねて周知)</p> <table border="1"> <tr> <td>一般住民へ避難指示(重ねて周知)の呼びかけ(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ、緊急速報メール、広報車等)</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊、国交省への派遣要請</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難者への支援を各部署へ指示</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各避難所の福祉スペースの状況により福祉避難所開設の検討を福祉部へ指示</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	一般住民へ避難指示(重ねて周知)の呼びかけ(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ、緊急速報メール、広報車等)		○	○	自衛隊、国交省への派遣要請		○		避難者への支援を各部署へ指示		○		各避難所の福祉スペースの状況により福祉避難所開設の検討を福祉部へ指示		○		<p>避難完了</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ、緊急速報メール等による避難指示(重ねて周知)の受信 ○避難遅延者の危険回避行動(垂直避難等屋内安全確保) <p>避難解除</p>																								
一般住民へ避難指示(重ねて周知)の呼びかけ(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ、緊急速報メール、広報車等)		○	○																																									
自衛隊、国交省への派遣要請		○																																										
避難者への支援を各部署へ指示		○																																										
各避難所の福祉スペースの状況により福祉避難所開設の検討を福祉部へ指示		○																																										

第 3 編 土 砂 災 害

第 1 章 土砂災害の避難情報の判断基準

1 土砂災害の避難情報の判断基準表

(1) 土砂災害警戒情報（気象庁と愛知県が共同で発表）

発表される情報	説明	発令判断内容
土砂災害警戒情報 警戒レベル4相当	大雨警報（土砂災害）発令中で、さらに土砂災害の危険が高まったときに発令される	直ちに避難指示を 発令

(2) 愛知県土砂災害危険度情報

色が持つ意味	説明	発令判断内容
今後の情報等に留意（白色）	今後の情報等に留意	—
注意（黄色）	2時間先までに注意報基準に到達すると予想 土砂災害への注意が必要、今後の情報の周囲の状況、雨の降り方に注意	
警戒（オレンジ色）	2時間先までに警報基準に到達すると予想	高齢者等避難
危険（薄紫色）	3時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達されると予想（愛知県独自）	避難指示
非常に危険（紫色）	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達されると予想	避難指示
極めて危険（濃紫色）（※）	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達 いつ災害がおきてもおかしくない状況。すぐに危険箇所から離れる	避難指示 ※重ねて周知

※「極めて危険」については、現行では避難指示の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で警戒レベルへの位置づけを改めて検討する。

(3) 気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報

色が持つ意味	説明	発令判断内容
今後の情報等に留意（白色）	今後の情報等に留意	—
注意【注意報級】（黄色） 警戒レベル2相当	2時間先までに注意報基準に到達すると予想 土砂災害への注意が必要、今後の情報の周囲の状況、雨の降り方に注意	
警戒【警報級】（オレンジ色） 警戒レベル3相当	2時間先までに警報基準に到達すると予想	高齢者等避難
非常に危険（紫色） 警戒レベル4相当	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達されると予想	避難指示
極めて危険（濃紫色）（※） 警戒レベル4相当	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達いつ災害がおきてもおかしくない状況。すぐに危険箇所から離れる	避難指示 ※重ねて周知

※「極めて危険」については、現行では避難指示の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で警戒レベルへの位置づけを改めて検討する。

(4) 気象庁が発表するその他の情報

発表される情報	説明	発令判断内容
大雨特別警報（※） 警戒レベル5相当	何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況。命を守る最善の行動をとる	地域の状況による

※大雨特別警報は、土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル相当情報[土砂災害]として運用する。

(5) 市が土砂災害の発生を把握した場合

状況	説明	発令判断内容
市が土砂災害の発生を把握した場合	対象地域の住民は命を守る最善の行動をとる	緊急安全確保

第2章 土砂災害

1 警戒すべき箇所

- (1) 土砂災害の発生のおそれのある斜面や溪流の数（土砂災害危険箇所の数）

土石流危険溪流箇所	9 6 箇所
急傾斜地崩壊危険箇所	2 2 7 箇所
地すべり危険箇所	1 箇所
土砂災害警戒区域	4 8 9 箇所
土砂災害特別警戒区域	4 4 4 箇所

- (2) その他

土砂災害ハザードマップ：有

2 避難情報の詳細判断基準

避難情報は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

対象区域	<small>ザイガチョウ ミカミチョウ ウシクボチョウ チュウジョウチョウ イチダチョウ チギリチョウ ノグチョウ ヒラオチョウ コウチョウ</small> 財賀町、三上町、牛久保町、中条町、市田町、千両町、野口町、平尾町、国府町、 <small>ゴニチョウ ヤワタチョウ オオサキチョウ アシヤマダチョウ イチノミヤチョウ オオギチョウ カナザワチョウ カミナガヤマチョウ トウジョウ</small> 御油町、八幡町、大崎町、足山田町、一宮町、大木町、金沢町、上長山町、東上 <small>チョウ トヨツチョウ アカサカダイ アカサカチョウ ナガサワチョウ ハギチョウ ミトチョウカネノ ミトチョウトヨサワ ミトチョウ</small> 町、豊津町、赤坂台、赤坂町、長沢町、萩町、御津町金野、御津町豊沢、御津町 <small>ヒロイン ミトチョウアカネ ミトチョウナギノ</small> 広石、御津町赤根、御津町沔野
------	--

警戒レベル等	判断基準等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	① 豊川市に大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ愛知県土砂災害危険度情報で「警戒（オレンジ色）」に到達した場合 ② 豊川市に大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ気象庁の大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で「警戒【警報級】（オレンジ色）」に到達した場合 ③ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及された場合 ④ 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	① 豊川市に土砂災害警戒情報が発表された場合（気象庁、愛知県共同発表） ② 愛知県土砂災害危険度情報で「危険（薄紫色）」または「非常に危険（紫色）」に到達した場合 ③ 気象庁の大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で「非常に危険（紫色）」に到達した場合 ④ 豊川市に大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、豊川市に記

	<p>録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>⑤ 土砂災害危険箇所への巡視により、前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示 ※重ねて周知</p>	<p>① 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、気象庁の大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で「極めて危険（濃紫色）」に到達した場合</p> <p>② 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>土砂災害が発生した場合（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示する。）</p>

※ 情報の入手先

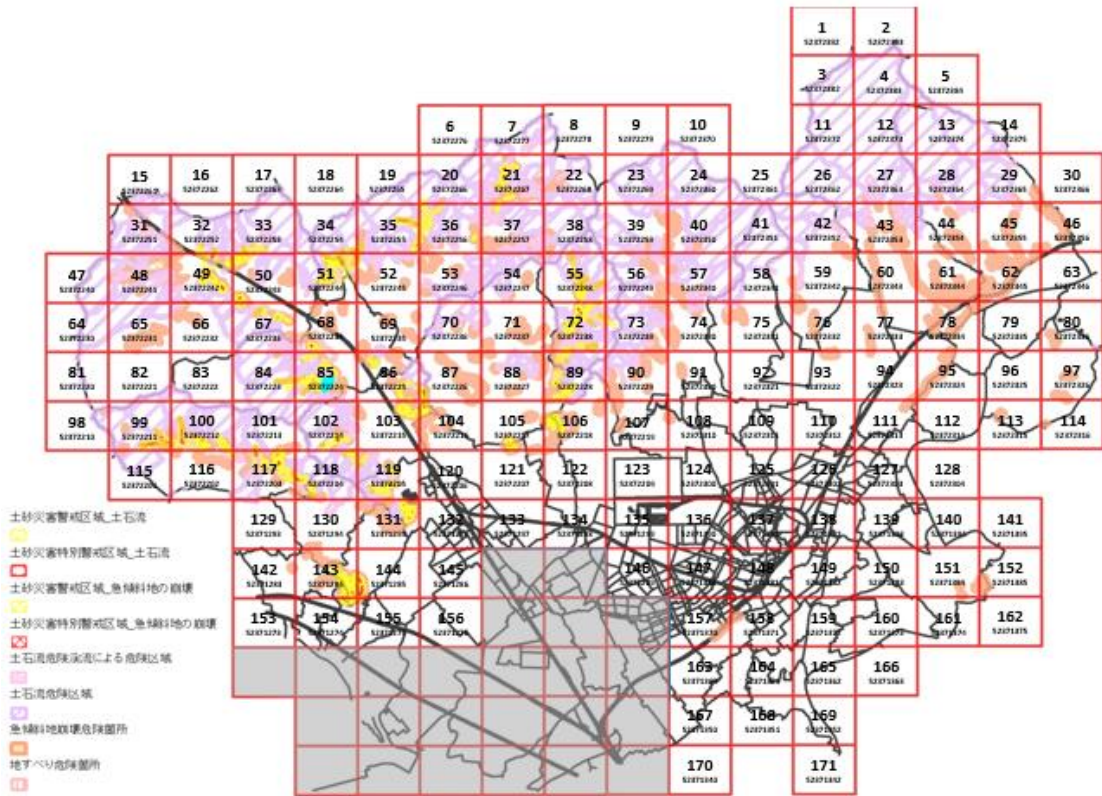
気象予警報：名古屋地方気象台 <https://www.jma-net.go.jp/nagoya/>

土砂災害警戒情報：気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報 <https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>

愛知県建設局砂防課 052-954-6560

愛知県土砂災害防災情報 <https://www.sabo.pref.aichi.jp/index.php>

土砂災害ハザードマップ



※基準地域メッシュコード

メッシュNo.	危険理由	対象区域	地区数	世帯数	人口	
1	52372392	土石流危険渓流箇所	上長山町	1	0	0
2	52372393	土石流危険渓流箇所	上長山町	1	0	0
3	52372382	土石流危険渓流箇所	上長山町	1	0	0
4	52372383	土石流危険渓流箇所	上長山町	1	0	0
5	52372384	土石流危険渓流箇所	上長山町	1	0	0
6	52372276	土石流危険渓流箇所	萩町	2	11	39
7	52372277	土石流危険渓流箇所	萩町	1	11	39
8	52372278	土石流危険渓流箇所	萩町	1	11	39
9	52372279	土石流危険渓流箇所	千両町	1	0	0
10	52372370	土石流危険渓流箇所	千両町	1	0	0
11	52372372	土石流危険渓流箇所	上長山町	1	0	0
12	52372373	土石流危険渓流箇所	上長山町、東上町	2	0	0
13	52372374	土石流危険渓流箇所	上長山町、東上町	2	0	0
14	52372375	土石流危険渓流箇所	東上町	2	0	0
15	52372261	土石流危険渓流箇所	長沢町	1	0	0
16	52372262	土石流危険渓流箇所	長沢町	1	0	0
17	52372263	土石流危険渓流箇所	長沢町	1	0	0
18	52372264	土石流危険渓流箇所	萩町	1	5	11

メッシュNo.		危険理由	対象区域	地区数	世帯数	人口
19	52372265	土石流危険溪流箇所	萩町	4	5	11
20	52372266	土石流危険溪流箇所	萩町	5	1	4
21	52372267	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	萩町	12	56	185
22	52372268	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	萩町	3	0	0
23	52372269	土石流危険溪流箇所	千両町	3	0	0
24	52372360	土石流危険溪流箇所	千両町	3	0	0
25	52372361	土石流危険溪流箇所	千両町、大木町、足山田町、上長山町	4	21	65
26	52372362	土石流危険溪流箇所	足山田町、上長山町	4	0	0
27	52372363	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	上長山町、東上町	6	3	14
28	52372364	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	東上町	3	17	40
29	52372365	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	東上町	5	49	154
30	52372366	—	—	—	—	—
31	52372251	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	長沢町	6	16	41
32	52372252	土石流危険溪流箇所 (警戒、特別警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所	長沢町	6	34	98
33	52372253	土石流危険溪流箇所 (警戒、特別警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	長沢町	4	11	33
34	52372254	土石流危険溪流箇所 (警戒、特別警戒)	長沢町、赤坂台、萩町	5	679	1,790
35	52372255	土石流危険溪流箇所 (警戒、特別警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	萩町	9	34	98
36	52372256	土石流危険溪流箇所 (警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	萩町	14	136	390

メッシュNo.		危険理由	対象区域	地区数	世帯数	人口
37	52372257	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	萩町	19	53	169
38	52372258	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	萩町、財賀町、千両町	8	1	4
39	52372259	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	千両町	7	45	115
40	52372350	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	千両町	4	29	74
41	52372351	土石流危険溪流箇所	千両町、大木町、足山田町	4	21	65
42	52372352	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	足山田町、上長山町	5	4	18
43	52372353	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	上長山町	11	55	166
44	52372354	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	上長山町、東上町	8	89	250
45	52372355	急傾斜地崩壊危険箇所	東上町	8	159	474
46	52372356	急傾斜地崩壊危険箇所	東上町	2	40	126
47	52372240	土石流危険溪流箇所	長沢町	1	0	0
48	52372241	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	長沢町	7	13	38
49	52372242	土石流危険溪流箇所 (警戒、特別警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	長沢町	20	212	613
50	52372243	土石流危険溪流箇所 (警戒、特別警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	長沢町	15	431	1,447
51	52372244	土石流危険溪流箇所 (警戒、特別警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	長沢町、赤坂台、萩町、赤坂町	7	688	1,814
52	52372245	土石流危険溪流箇所 (警戒、特別警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所	萩町	11	57	165

メッシュNo.		危険理由	対象区域	地区数	世帯数	人口
53	52372246	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	萩町、平尾町	12	129	281
54	52372247	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	萩町、平尾町	6	47	51
55	52372248	土石流危険溪流箇所 (警戒、特別警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	萩町、財賀町、千両町	8	25	79
56	52372249	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	財賀町、千両町	8	53	142
57	52372340	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	千両町、大木町	8	212	500
58	52372341	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	千両町、大木町、足山田町	4	23	68
59	52372342	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	足山田町	6	4	14
60	52372343	急傾斜地崩壊危険箇所	上長山町、大木町	5	294	905
61	52372344	急傾斜地崩壊危険箇所	上長山町、東上町	10	130	310
62	52372345	急傾斜地崩壊危険箇所	上長山町、東上町	11	295	837
63	52372346	—	—	—	—	—
64	52372230	土石流危険溪流箇所	長沢町	2	0	0
65	52372231	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	長沢町	3	0	0
66	52372232	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	長沢町	3	0	0
67	52372233	土石流危険溪流箇所 (警戒、特別警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒) 地すべり危険箇所	長沢町、赤坂町	7	154	440
68	52372234	土石流危険溪流箇所 (警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒) 地すべり危険箇所	長沢町、赤坂町	11	384	934
69	52372235	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	赤坂町、萩町	8	269	883
70	52372236	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	平尾町	3	1	1

メッシュNo.		危険理由	対象区域	地区数	世帯数	人口
71	52372237	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	平尾町	7	0	0
72	52372238	土石流危険溪流箇所 (警戒、特別警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	平尾町、財賀町	12	37	103
73	52372239	土石流危険溪流箇所 (警戒、特別警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所	財賀町、千両町	10	41	112
74	52372330	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	千両町、大木町	8	348	847
75	52372331	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	大木町	1	21	65
76	52372332	急傾斜地崩壊危険箇所	足山田町、大木町	6	159	273
77	52372333	急傾斜地崩壊危険箇所	大木町、上長山町	2	371	1,053
78	52372334	急傾斜地崩壊危険箇所	上長山町、東上町、 一宮町	8	484	1,290
79	52372335	—	—	—	—	—
80	52372336	急傾斜地崩壊危険箇所	金沢町	3	6	23
81	52372220	土石流危険溪流箇所	長沢町	1	0	0
82	52372221	土石流危険溪流箇所	御津町金野	2	18	59
83	52372222	土石流危険溪流箇所	御津町金野	1	15	54
84	52372223	土石流危険溪流箇所 (警戒、特別警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所 地すべり危険箇所	赤坂町	5	17	53
85	52372224	土石流危険溪流箇所 (警戒、特別警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒) 地すべり危険箇所	赤坂町、御油町	13	424	1,129
86	52372225	土石流危険溪流箇所 (警戒、特別警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	赤坂町、御油町	10	735	1,973
87	52372226	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	御油町、平尾町	11	294	702

メッシュNo.		危険理由	対象区域	地区数	世帯数	人口
88	52372227	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	平尾町	13	233	661
89	52372228	土石流危険溪流箇所 (警戒、特別警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	平尾町、財賀町、千 両町	10	174	207
90	52372229	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	財賀町、千両町	9	40	94
91	52372320	急傾斜地崩壊危険箇所	千両町	2	92	241
92	52372321	—	—	—	—	—
93	52372322	急傾斜地崩壊危険箇所	大木町	1	87	169
94	52372323	急傾斜地崩壊危険箇所	大木町、一宮町	3	291	941
95	52372324	急傾斜地崩壊危険箇所	一宮町、豊津町	5	657	1,529
96	52372325	—	—	—	—	—
97	52372326	急傾斜地崩壊危険箇所	金沢町	7	21	51
98	52372210	土石流危険溪流箇所	御津町金野	1	0	0
99	52372211	土石流危険溪流箇所 (警戒、特別警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所	御津町金野	5	9	18
100	52372212	土石流危険溪流箇所 (警戒、特別警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	御津町金野	10	47	141
101	52372213	土石流危険溪流箇所 (警戒、特別警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	赤坂町、御津町金 野	8	23	73
102	52372214	土石流危険溪流箇所 (警戒、特別警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	赤坂町、御津町金 野、御油町	15	503	1,296
103	52372215	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	御油町、八幡町	9	1,117	2,722
104	52372216	急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	御油町、平尾町、八 幡町	8	714	1,733
105	52372217	急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	平尾町、八幡町、野 口町	6	298	829

メッシュNo.		危険理由	対象区域	地区数	世帯数	人口
106	52372218	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	平尾町、野口町、市田町	11	130	303
107	52372219	急傾斜地崩壊危険箇所	市田町、千両町、大崎町	5	132	323
108	52372310	急傾斜地崩壊危険箇所	大崎町	2	50	111
109	52372311	—	—	—	—	—
110	52372312	—	—	—	—	—
111	52372313	急傾斜地崩壊危険箇所	一宮町	1	9	37
112	52372314	—	—	—	—	—
113	52372315	急傾斜地崩壊危険箇所	金沢町	2	11	33
114	52372316	急傾斜地崩壊危険箇所	金沢町	2	14	34
115	52372201	土石流危険溪流箇所	御津町金野	2	0	0
116	52372202	土石流危険溪流箇所 (警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	御津町金野	9	23	58
117	52372203	土石流危険溪流箇所 (警戒、特別警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	御津町金野、御津町豊沢	18	58	157
118	52372204	土石流危険溪流箇所 (警戒、特別警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	御津町金野、御津町豊沢、御油町	15	26	74
119	52372205	土石流危険溪流箇所 (警戒、特別警戒) 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	御油町、国府町	11	721	1,854
120	52372206	—	—	—	—	—
121	52372207	急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒)	八幡町	1	69	207
122	52372208	急傾斜地崩壊危険箇所	野口町	2	7	20
123	52372209	—	—	—	—	—
124	52372300	—	—	—	—	—
125	52372301	—	—	—	—	—
126	52372302	—	—	—	—	—
127	52372303	—	—	—	—	—
128	52372304	—	—	—	—	—

メッシュNo.		危険理由	対象区域	地区数	世帯数	人口
129	52371293	土石流危険溪流箇所	御津町金野	1	0	0
130	52371294	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所	御津町豊沢	7	50	126
131	52371295	土石流危険溪流箇所 急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	御津町豊沢、御津町 町広石、国府町	5	230	600
132	52371296	—	—	—	—	—
133	52371297	—	—	—	—	—
134	52371298	—	—	—	—	—
135	52371299	—	—	—	—	—
136	52371300	—	—	—	—	—
137	52371391	—	—	—	—	—
138	52371392	—	—	—	—	—
139	52371393	—	—	—	—	—
140	52371394	—	—	—	—	—
141	52371395	—	—	—	—	—
142	52371283	急傾斜地崩壊危険箇所	御津町赤根	1	19	53
143	52371284	急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	御津町赤根、御津町 町豊沢、御津町 野、御津町広石	9	345	928
144	52371285	急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	御津町広石、御津町 町沓野	3	178	458
145	52371286	—	—	—	—	—
146	52371289	—	—	—	—	—
147	52371380	—	—	—	—	—
148	52371381	—	—	—	—	—
149	52371382	—	—	—	—	—
150	52371383	—	—	—	—	—
151	52371384	急傾斜地崩壊危険箇所	三上町	5	42	116
152	52371385	急傾斜地崩壊危険箇所	三上町	2	32	84
153	52371273	—	—	—	—	—
154	52371274	急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	御津町沓野、御津町 町広石	2	136	367
155	52371275	急傾斜地崩壊危険箇所 (警戒、特別警戒)	御津町広石、御津町 町沓野	2	85	203
156	52371276	—	—	—	—	—
157	52371370	急傾斜地崩壊危険箇所	牛久保町、中条町	4	350	877
158	52371371	急傾斜地崩壊危険箇所	中条町	1	118	310

メッシュNo.		危険理由	対象区域	地区数	世帯数	人口
159	52371372	—	—	—	—	—
160	52371373	—	—	—	—	—
161	52371374	急傾斜地崩壊危険箇所	三上町	1	4	14
162	52371375	—	—	—	—	—
163	52371360	—	—	—	—	—
164	52371361	—	—	—	—	—
165	52371362	—	—	—	—	—
166	52371363	—	—	—	—	—
167	52371350	—	—	—	—	—
168	52371351	—	—	—	—	—
169	52371352	—	—	—	—	—
170	52371340	—	—	—	—	—
171	52371342	—	—	—	—	—

※ 世帯数・人口は、平成 29 年 9 月 30 日現在

(注 1) メッシュNo.ごとの危険理由、対象地区(町名・字名)世帯数、人口は別表 9 のとおり

(注 2) 複数のメッシュを避難対象区域とする場合、地区数・世帯数・人口の集計については、対象地区が重複するため別途計算が必要

3 土砂災害避難情報発令時の避難所一覧

※_は世帯、人口が0のメッシュだが、下流への影響も考慮し対象に含めたもの

※網掛けは風水害避難所

対象区域名	世帯数	人口	小学校区	第一避難所	第二避難所	備考	メッシュNo.
【一宮地区】							
東上町	575	1,521	一宮東部小学校区	一宮東部小学校	一宮中学校		12、13、14、27、28、29、44、45、46、61、62、78
上長山町	711	1,823	一宮東部小学校区	一宮東部小学校	一宮中学校		1、2、3、4、5、11、12、13、25、26、27、42、43、44、60、61、62、77、78
豊津町	310	908	一宮南部小学校区	一宮西部小学校	一宮中学校	一宮南部小×	95
金沢町	308	813	一宮南部小学校区	一宮西部小学校	一宮中学校	一宮南部小×	80、97、113、114
一宮町	2,521	5,925	一宮西部小学校区	一宮西部小学校	一宮中学校		78、94、95、111
大木町	1,363	3,540	一宮西部小学校区	一宮西部小学校	一宮中学校		25、41、57、58、60、74、75、76、77、93、94
足山田町	159	375	一宮西部小学校区	一宮西部小学校	一宮中学校		25、26、41、42、58、59、76
【豊川地区】							
三上町	409	1,103	東部小学校区	豊川生涯学習センター		三上地区市民館、東部小×	151、152、161
牛久保町	1,096	2,401	牛久保小学校区	牛久保生涯学習センター			157
中条町	794	1,818	牛久保小学校区	牛久保生涯学習センター			157、158
大崎町	1,526	3,235	三蔵子小学校区	三蔵子地区市民館			107、108
千両町	903	2,095	千両小学校区	千両小学校		千両地区市民館×	9、10、23、24、25、38、39、40、41、55、56、57、58、73、74、89、90、91、107
財賀町	39	108	平尾小学校区	平尾地区市民館	平尾小学校		38、55、56、72、73、89、90
平尾町	1,694	4,259	平尾小学校区	平尾地区市民館	平尾小学校		53、54、70、71、72、87、88、89、104、105、106
八幡町	3,368	8,458	八南小学校区	八南生涯学習センター	八南小学校		103、104、105、121
市田町	2,024	4,708	八南小学校区	八南生涯学習センター	八南小学校		106、107
野口町	786	1,874	八南小学校区	八南生涯学習センター	八南小学校		105、106、122
国府町	1,511	3,480	国府小学校区	国府市民館	西部中学校 ※校舎を使用する	国府小×	119、131
御油町	3,894	9,103	御油小学校区	御油生涯学習センター	御油小学校 ※校舎を使用する		85、86、87、102、103、104、118、119
【音羽地区】							
萩町	524	1,393	萩小学校区	萩小学校			6、7、8、18、19、20、21、22、34、35、36、37、38、51、52、53、54、55、69
赤坂台	683	1,675	赤坂小学校区	赤坂台地区市民館			34、51
赤坂町	1,123	2,928	赤坂小学校区	音羽文化ホール		赤坂小×	51、67、68、69、84、85、86、101、102
長沢町	926	2,581	長沢小学校区	長沢小学校 ※校舎を使用する	音羽中学校	長沢地区市民館、長沢小△ (1~2mにつき注意)	15、16、17、31、32、33、34、47、48、49、50、51、64、65、66、67、68、81
【御津地区】							
御津町金野	109	297	御津北部小学校区	広石地区市民館	御津北部小学校		82、83、98、99、100、101、102、115、116、117、118、129
御津町豊沢	171	450	御津北部小学校区	広石地区市民館	御津北部小学校		117、118、130、131、143
御津町広石	1,083	2,755	御津北部小学校区	広石地区市民館	御津北部小学校		131、143、144、154、155
御津町赤根	327	716	御津南部小学校区	西方地区市民館			142、143
御津町浮野	188	543	御津南部小学校区	西方地区市民館			143、144、154、155
合計	29,125	70,885					

※世帯数及び人口は、令和4年3月末現在

第 4 編 高 潮 災 害

第 1 章 高潮災害の避難情報の判断基準

1 高潮災害の避難情報の判断基準表

対象区域	潮位観測場所	高齢者等避難 (警戒レベル3)	避難指示 (警戒レベル4)	避難指示 (警戒レベル4) ※重ねて周知	緊急安全確保 (警戒レベル5)
御津・小坂井海岸地域	三河港	高潮注意報	高潮警報 高潮特別警報	緊急的又は重ねて避難を促す場合 危険潮位	堤防等の倒壊 異常な越波・越流
臨海埋立地域	三河港	高潮注意報	高潮警報 高潮特別警報	緊急的又は重ねて避難を促す場合	異常な越波・越流

第 2 章 御津・小坂井海岸地域

1 警戒すべき区域等

(1) 警戒すべき区域

沿岸地域

(2) 施設整備状況

海岸堤防は、TP+4.42m～5.80m程度で整備されており、潮位等と関連して判断を行う。

(3) その他

潮位観測所：三河港潮位観測所（豊橋市神野ふ頭町地内）

高潮浸水想定区域図

2 避難情報の詳細判断基準

避難情報は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や沿岸部の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。
 なお、気象台の潮位予測に基づき、対象区域をレベルⅠ、レベルⅡの2段階で考えるものとする。

レベルⅠ：気象台の潮位予測が3.0mを越える見込みである場合、御津町等の一部を対象区域とする

レベルⅡ：気象台の潮位予測が4.0mを越える見込みである場合、御津町・伊奈町・平井町・小坂井町・篠東町・下長山町・牛久保町・正岡町・中条町・瀬木町・柑子町・行明町・西島町・院之子町・土筒町・三谷原町の一部を対象区域とする

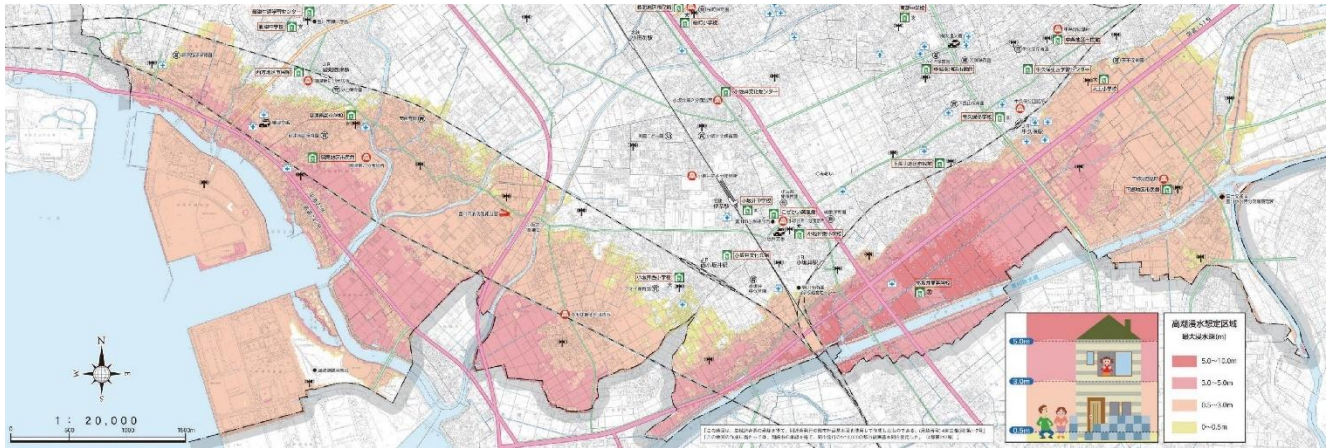
対象区域	レベルⅠ：御津町の一部（赤根、大草、浮野、西方、御馬、新田、下佐脇） レベルⅡ：御津町・伊奈町・平井町・小坂井町・篠東町・下長山町・牛久保町・正岡町・中条町・瀬木町・柑子町、行明町、西島町、院之子町、土筒町、三谷原町の一部
対象校区	レベルⅠ：御津中学校区 レベルⅡ：御津中学校区、小坂井中学校区、南部中学校区、（東部中学校区） ※東部中学校区（院之子町、土筒町、三谷原町の一部）の浸水予想箇所については、河川沿いの一部であり、対象地区に住居が存在しないため（世帯数、人口）省略する
【警戒レベル3】 高齢者等避難	① 高潮注意報の発表において警戒に切り替える可能性が言及された場合 ② 台風情報で、台風の暴風域が豊川市にかかると予想されている、又は台風が豊川市に接近することが見込まれる場合
【警戒レベル4】 避難指示	① 豊川市に高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ② 豊川市に高潮注意報が発表され、当該注意報に、夜間～翌日早朝までに警戒に切り替える可能性が言及される場合 ③ 豊川市に高潮注意報が発表されており、当該注意報に警戒に切り替える可能性が言及され、かつ、暴風警報が発表された場合 ④ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、名古屋地方気象台から、特別警報発表の可能性がある旨、記者会見等により周知された場合 ⑤ 名古屋地方気象台の潮位予測が3.0mを超える見込みであると発表された場合はレベルⅠの区域に対し、4.0mを超えると発表された場合はレベルⅡの区域に対し避難指示を発令する
【警戒レベル4】 避難指示 ※重ねて周知	① 潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合 ② 水門、陸閘等の異常が確認された場合 ③ 名古屋地方気象台の潮位予測が3.5mを超えると発表された場合はレベルⅠの区域に対し、5.0mを超えると発表された場合はレベルⅡの区域に対し避難指示（重ねて周知）を発令する ④ 緊急的又は重ねて避難を促す場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	① 海岸堤防等が倒壊した場合 ② 異常な越波・越報が発表された場合 （直ちに災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示する）

※ 情報の入手先 気象予警報：名古屋地方気象台 <https://www.ima-net.go.jp/nagoya/>

潮位情報：愛知県建設局河川課 052-961-2111

愛知県建設局河川課 愛知県川の防災情報 <https://kasen-aichi.jp/>

高潮浸水想定図



高潮浸水想定区域図による地区

中学校区	対象地区		世帯数 (世帯)	人口 (人)	担当 分団	レベル I	レベル II	
	町	字						
御津中学校	(御津南部小学校区)	しもかわ 下川	33	82	御津 第2 分団	○	○	
		みとちようあかね 御津町赤根	まえばま 前浜	30		45	○	○
			みとちようおおくさ 御津町大草	にしはま 西浜		15	32	○
		さいごう 西郷		67		193	○	○
		しんでん 新田		54		100	○	○
		とうごう 東郷		41		112	○	○
		そとしんでん 外新田		32		97	○	○
		うえたけ 上竹		17		43	○	○
		おおもり 大森		3		8	○	○
		むかいの 向野	0	0		○	○	
	みとちようなぎの 御津町沓野	はましんでん 浜新田	24	78		○	○	
		くすのき 楠木	1	3		○	○	
		やなぎはら 柳原	0	0		○	○	
		もちだ 餅田	3	13		○	○	
		ろくたんだ 六反田	19	49		○	○	
		ろくかく 六角	7	24		○	○	
		むらさき 村崎	4	8		○	○	
		なかのつぼ 仲ノ坪	35	94		○	○	
	みとちようにしがた 御津町西方	ほりあい 堀合	5	12		○	○	
いりはま 入浜		12	31	○	○			

中学校区	対象地区		世帯数 (世帯)	人 口 (人)	担当 分団	レベル I	レベル II
	町	字					
御津中学校	(御津南部小学校区) みとちようにしがた 御津町西方	ひろた 広田	2	4	御津 第2 分団	○	○
		くさく 九策	24	69		○	○
		あげはま 揚浜	55	94		○	○
		はまだ 浜田	5	8		○	○
		じょうのくち 常ノ口	3	9		○	○
		しもはまみち 下浜道	0	0		○	○
		いりようだ 井領田	78	200		○	○
		なかやしき 中屋敷	201	509		○	○
		げんのう 源農	109	272		○	○
	みとちようおんま 御津町御馬	しおはま 塩浜	70	149	御津 第3 分団	○	○
		しおいり 塩入	91	208		○	○
		はまだ 浜田	42	126		○	○
		にし 西	159	398		○	○
		のぞえ 野添	102	297		○	○
		ひがし 東	173	434		○	○
		むかいみち 向道	3	9		○	○
		ながとこ 長床	58	131		○	○
		かみ 加美	114	277		○	○
		うめだ 梅田	80	187		○	○
		ながれだ 流田	23	61		○	○
		なかだ 仲田	1	4		○	○
		ぜんだ 膳田	15	38		○	○
		つるぎ 剣	0	0		○	○
		なかじま 中島	13	20		○	○
		かわぼた 川端	0	0		○	○
		にしうめ 西梅	0	0		○	○
	みやうら 宮浦	1	2	○	○		
	みとちようしんでん 御津町新田	すなやま 砂山	0	0	○	○	
		しんすなやま 新砂山	1	3	○	○	
		あらいだし 洗出	21	61	○	○	
	みとちようしもさわき 御津町下佐脇	しんあらいだし 新洗出	0	0	○	○	
		しんうめだ 新梅田	0	0	○	○	
		うめだ 梅田	4	14	○	○	
みやこ 都		3	4	○	○		
てんじん 天神		8	21	○	○		
ごしよ 御所		61	154	○	○		
かまだ 鎌田		186	426	○	○		
たまぶくろ 玉袋		38	94	○	○		

中学校区	対象地区		世帯数 (世帯)	人 口 (人)	担当 分団	レベル I	レベル II
	町	字					
御津中学校	(御津南部小学校区) みとちとうしもきわき 御津町下佐脇	くさく 九作	7	14	御津 第3 分団	○	○
		なかみれ 仲荒	7	21		○	○
		なかのつぼ 仲ノ坪	0	0		○	○
		ひきどおし 引通	2	2		○	○
		なわて 縄手	49	105		○	○
		むらかみ 村上	39	100		○	○
		きたうら 北浦	35	84		○	○
		はまみち 浜道	0	0		○	○
		はちじり 八尻	0	0		○	○
		へいじ 平次	2	4		○	○
		あらや 新屋	48	128		○	○
		ごうなか 郷中	93	278		○	○
		みやもと 宮本	126	335		○	○
		ぎろう 義郎	0	0		○	○
		はつたんだ 八反田	0	0		○	○
		たぐま 田熊	0	0		○	○
		ほりあい 堀合	0	0		○	○
		のぐち 野口	11	31		○	○
		でぐち 出口	17	41		○	○
		はなのき 花ノ木	49	139		○	○
		ぜ がん 是願	13	41		○	○
		かごばた 籠畑	17	40		○	○
		みやまえ 宮前	23	65		○	○
なわぐち 縄口	0	0	○	○			
のさき 野先	2	8	○	○			
いちば 市場	19	45	○	○			
きわきぼら 佐脇原	23	48	○	○			
御津中学校対象地区合計		世帯	2,728	0	世帯	2,728	2,728
		人口	0	6,836	人口	6,836	6,836

中学校区	対象地区		世帯数 (世帯)	人 口 (人)	担当 分団	レベル I	レベル II	
	町	字						
小坂井中学校	(小坂井西小学校区) 伊奈町	ながれだ 流田	0	0	小坂井 第3 分団	—	○	
		あまだ 雨田	1	5		—	○	
		やなぎづつみ 柳堤	3	7		—	○	
		しおた 汐田	0	0		—	○	
		ふかた 深田	2	3		—	○	
		つるた 鶴田	2	4		—	○	
		やなぎ 柳	0	0	小坂井 第3 分団	—	○	
		まるのうち 丸ノ内	1	3		—	○	
		まつあい 松間	0	0		—	○	
		いちば 市場	120	333		—	○	
		だいみょうじん 大明神	2	4		—	○	
		じんでん 神田	0	0		—	○	
		なかむら 中村	56	149		—	○	
		はちおうじ 八王子	0	0		—	○	
		くずはら 葛原	4	9		—	○	
		さわきばら 佐脇原の一部	26	104		—	○	
		あばら 安原	0	0		小坂井 第3 分団	—	○
		ひらいちよう 平井町	じょうほう 丈方	1			8	—
	さかいぼた 堺畑	9	17	—			○	
	やまのかみ 山ノ神	14	41	—			○	
	やました 山下	5	19	—	○			
	くらはざま 倉狭間	14	37	—	○			
	したふじい 下藤井	0	0	—	○			
	さかたうしろ 坂田後	28	76	—	○			
	さかたまえ 坂田前	37	103	—	○			
	かみふじい 上藤井	0	0	—	○			
	みとだ 水戸田	46	118	—	○			
	よしぞえ 芳添	1	2	—	○			
	ろくたん 六反	47	124	—	○			
	しんめい 神明の一部	8	8	—	○			
	あなせ 穴瀬	0	0	—	○			
	(小坂井東小学校区) こざかいちよう 小坂井町	ひらくち 平口	19	47	小坂井 第1 分団	—	○	
小坂井中学校対象地区合計		世帯	446	0	世帯	0	446	
		人口	0	1,221	人口	0	1,221	

中学校区	対象地区		世帯数 (世帯)	人 口 (人)	担当 分団	レベル I	レベル II
	町	字					
南部中学校区	(牛久保・天王小学校区) まさおかちよう 正岡町	あおどこ 青所	0	0	牛久保 下郷	—	○
		はつたんだ 八反田	6	14		—	○
		なわてこし 縄手越	2	3		—	○
		うしろだ 後田	33	81		—	○
		にしふかだ 西深田	5	11		—	○
		おきだ 沖田	0	0		—	○
		ながれだ 流田	6	20		—	○
		いけだ 池田	18	59		—	○
		こまでん 胡麻田	1	7		—	○
		みなみだ 南田	5	16		—	○
	(天王小学校区) ぎょうめいちよう 行明町	おおいのうしろ 大井後	8	16	下郷	—	○
		れんち 蓮地	0	0		—	○
		といづめ 樋詰	5	19		—	○
		こばし 小橋	16	48		—	○
		みずあらい 水洗	4	13		—	○
		かじまわり 鍛冶廻	0	0		—	○
		からおけ 唐桶	0	0		—	○
		だいとう 大唐	2	3		—	○
		ふじた 藤田	0	0		—	○
		みやいど 宮井戸	20	60		—	○
		いどじり 池戸尻	0	0		—	○
		やぶした 藪下	1	2		—	○
		わかみや 若宮	0	0		—	○
		すえひろ 末広	21	57		—	○
		たなり 田成	1	1		—	○
		たかぼた 高畑	1	3		—	○
		やまぶし 山伏	28	80		—	○
		はらげつ 原月	0	0		—	○
		かごせ 籠瀬	0	0		—	○
		しんめい 神明	0	0		—	○
こうさがりまつ 甲下り松	0	0	—	○			
おつさがりまつ 乙下り松	0	0	—	○			
(天王小学校区) こうじちよう 柑子町	かわはら 川原	19	54	下郷	—	○	
	そとばた 外畑	0	0		—	○	
	ごたんだ 五反田	28	81		—	○	
	てんぼく 天白	2	8		—	○	
	ひろおさ 広長	0	0		—	○	
	わかみや 若宮	12	37		—	○	

南部中学校区	(天王小学校区) 瀬木町	水原前	0	0	下郷	—	○
		内袋	0	0		—	○
		鎌田	0	0		—	○
		荒井田	0	0		—	○
		田成	1	5		—	○
		橋向	0	0		—	○
	(天王小学校区) 西島町	上川	0	0	下郷	—	○
		中井	0	0		—	○
		藪下	28	76		—	○
		杓取	0	0		—	○
		組免	0	0		—	○
		袖身	0	0		—	○
	(天王小学校区) 中条町	広口	15	44	豊川 中条	—	○
		観音堂	0	0		—	○
		坂下	0	0		—	○
	(牛久保・天王小学校区) 牛久保町	水金剛	0	0	牛久保 中条	—	○
		城下	53	96		—	○
		高原	39	60		—	○
		岸下	56	129		—	○
	(牛久保王小学校区) 下長山町	天王下	54	106	牛久保	—	○
		神田	0	0		—	○
		ドンボウ	0	0		—	○
		上アライ	7	20		—	○
		高畑	6	12		—	○
		宮下	25	59		—	○
		下アワラ	0	0		—	○
		岩下	20	54		—	○
	南部中学校対象地区合計		世帯	548	0	世帯	0
		人口	0	1354	人口	0	1,354

	レベル1世帯	レベル1人口	レベル2世帯	レベル2人口
対象地区総合計	2,728	6,836	3,722	9,411

※ 世帯数・人口は、令和4年3月31日現在

第3章 臨海埋立地域

1 警戒すべき区域等

(1) 警戒すべき区域

臨海埋立地域（御津1区及び御津2区）

(2) 施設整備状況

臨海埋立地域については、造成高TP+2.58m、緑地帯・築堤についてはTP+3.58mで整備されており、潮位等と関連して判断を行う。

(3) その他

潮位観測所：三河港潮位観測所（豊橋市神野ふ頭町地内）

高潮浸水想定区域図

2 避難情報の詳細判断基準

避難情報は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や沿岸部の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

対象区域	御津臨海工業団地（御津1区、御津2区）
対象校区	御津中学校区
【警戒レベル3】 高齢者等避難	① 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が言及された場合 ② 台風情報で、台風の暴風域が豊川市にかかると予想されている、又は台風が豊川市に接近することが見込まれる場合
【警戒レベル4】 避難指示	① 豊川市に高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ② 豊川市に高潮注意報が発表され、当該注意報に、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及される場合 ③ 名古屋地方気象台の潮位予測が2.5mを超えると発表された場合 ④ 豊川市に高潮注意報が発表されており、当該注意報に警報に切り替える可能性が言及され、かつ、暴風警報が発表された場合 ⑤ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、名古屋地方気象台から、特別警報発表の可能性がある旨、記者会見等により周知された場合
【警戒レベル4】 避難指示 ※重ねて周知	① 名古屋地方気象台の潮位予測が3.5mを超えると発表された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	① 異常な越波・越流が発生した場合

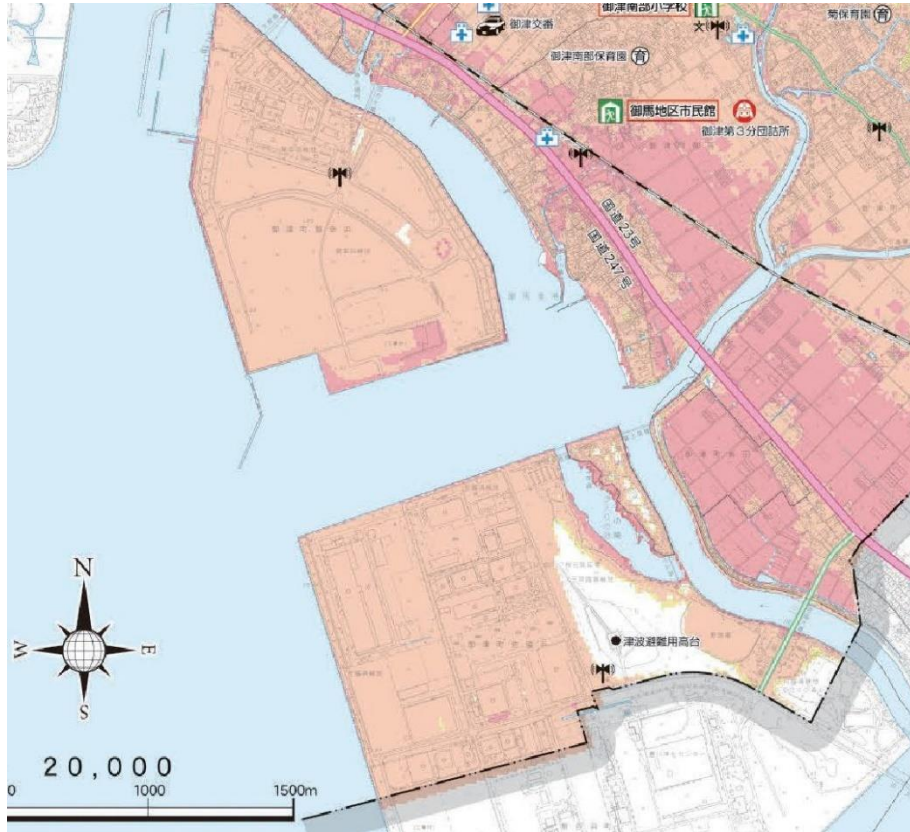
※ 情報の入手先

気象予警報：名古屋地方気象台 <https://www.jma-net.go.jp/nagoya/>

潮位情報：愛知県建設局河川課 052-961-2111

愛知県建設局河川課 愛知県川の防災情報 <https://kasen-aichi.jp/>

高潮浸水想定図



高潮浸水想定区域図による区域

中学校区	対象地区		世帯数	人口	担当分団
	町	字			
御津中学校	(御津1区) みとちょうみゆきはま 御津町御幸浜	いちごうち 一ノ地	—	579	御津第2分団
		にごうち 二ノ地			
		さんごうち 三ノ地			
	(御津2区) みとちょう 御津町	あね さき 安礼の崎	—	2,165	御津第3分団
	(御津2区) みとちょうきわきはま 御津町佐脇浜	いちごうち 一ノ地			
		にごうち 二ノ地			
	さんごうち 三ノ地				
御津中学校対象地区合計		7地区	0世帯	2,744人	
対象地区総合計		7地区	0世帯	2,744人	

※ 人口は、令和4年4月1日御津1区、御津2区従業員数

第4章 避難所等の状況

避難所について、開設する順番を含め、中学校区ごとに、下記のとおり整理した。

住民の避難については、浸水想定 の程度等を十分考慮し行われるよう、注意する必要がある。

令和3年6月に愛知県が公表した高潮浸水想定に基づき、避難所を整理したものである。

なお、浸水想定のある避難所は使用せず、小中学校も避難所として開設することを想定しておくこととした。

さらに、多数の避難者が想定されるため、受け入れきれない場合も考慮し、他の避難所の誘導も考慮しておくものとした。

1 避難所を開設する順番

- (1) レベルⅠの場合は、風水害避難所となっている施設を必要に応じ開設する。
- (2) レベルⅡの場合は、風水害避難所に加え、主に小中学校を優先して開設する。
- (3) (2)を開いても不足する場合には、それ以外の地区市民館などを開設する。
- (4) 浸水想定区域内の避難所は開設せず、他の避難所へ誘導する。

2 表中の○、△、×表記について

・表中には、浸水区域や浸水深から判断し○、△、×の表示を行った。ただしこれは目安として表記したもの。

「○」：高潮浸水想定 の浸水想定区域の範囲外であるもの。

「△」：高潮浸水想定 の浸水想定区域の範囲内であり、一定の浸水深があり注意が必要であるが、校舎や建物の2階以上への避難で対応が可能と考えたもの。

「×」：高潮浸水想定 の浸水想定区域の範囲内であり、使用することは危険と考えたもの。

3 高潮災害に係る避難所一覧

※名称が赤字の避難所は使用不可

※名称が橙色字の避難所は一部使用不可

※名称が青字の避難所はレベルⅡにおいて誘導先となる避難所

風水害指定 レベル Ⅰ	レベル Ⅱ	名称	所在地	収容可能人数			電話番号	収容 場所	高潮浸水想定深	使用不可の場合 の誘導先 (備考)
				長期 避難	緊急対 応初期	一時 避難				
御津中学校区 11箇所										
①レベルⅠの場合は、風水害避難所となっている施設を必要に応じ開設する										
○	○	西方地区市民館	御津町西方宮長31	62	91	184	75-2483		—	
○	○	広石地区市民館	御津町広石船津34-1	67	102	207	76-3515		—	
②レベルⅡの場合は、風水害避難所に加え、主に小中学校を優先して開設する（ただし浸水想定区域内の施設を除く）										
○	○	御津中学校	御津町坪野山下20	1,164	1,747	3,495	75-2541	校舎・ 体育館	—	
△	△	御津南部小学校	御津町御馬加美15	1,071	1,607	3,217	75-2003	校舎・ 体育館	0.5m未満	
③②を開いても不足する場合には、それ以外の施設を開設する（ただし浸水想定区域内の施設を除く）										
○	○	御津生涯学習センター	御津町西方日暮30	336	505	1,011	76-4714		—	
○	○	御津体育館	御津町広石日暮148	602	906	1,813	76-2821		—	
○	○	御津文化会館	御津町広石日暮146	301	451	891	76-3720		—	
○	○	御津福祉保健センター	御津町広石枋ヶ坪88	403	603	1,220	77-1500		—	
○	○	御津北部小学校	御津町広石神子田54-1	627	942	1,886	75-2021	校舎・ 体育館	—	
○	○	御津あおば高等学校	御津町豊沢松ノ下1	716	1,074	2,150	75-4155	校舎・ 体育館	—	
○浸水想定区域内にある施設は原則、避難所として開設しない（他の避難所へ誘導する）										
×	×	御馬地区市民館	御津町御馬西96	64	96	194	75-2632		0.5~3m	御津中学校 御津生涯学習センター 御津体育館 御津文化会館
小坂井中学校区 7箇所										
①レベルⅠの場合は、風水害避難所となっている施設を必要に応じ開設する										
○	○	ござかい葵風館	小坂井町大堀10	135	206	417	72-2122			
②レベルⅡの場合は、風水害避難所に加え、主に小中学校を優先して開設する（ただし浸水想定区域内の施設を除く）										
○	○	小坂井西小学校	伊奈町縫殿55-1	723	1,084	2,169	78-2281	校舎・ 体育館		
○	○	小坂井東小学校	小坂井町西浦87	578	867	1,735	78-2271	校舎・ 体育館		
○	○	小坂井中学校	伊奈町古当103	1,285	1,929	3,859	78-3322	校舎・ 体育館		
③②を開いても不足する場合には、それ以外の施設を開設する										
○	○	小坂井文化センター	伊奈町新町170-2	56	85	172	78-3586			
○	○	小坂井文化会館	伊奈町新屋97-2	173	262	530	78-3000			
○浸水想定区域内にある施設は原則、避難所として開設しない（他の避難所へ誘導する）										
×	×	小坂井高等学校	小坂井町欠田100-1	364	546	1,093	72-2211		3~5m	小坂井東小学校

風水害指定 レベル I	レベル II	名称	所在地	収容可能人数			電話番号	収容場所	高潮浸水想定深	使用不可の場合 の誘導先 (備考)
				長期 避難	緊急対 応初期	一時 避難				
南部中学校区 10箇所										
①レベルIでは、まず風水害避難所となっている施設を必要に応じ開設する										
○	○	中部西地区市民館	萩山町1丁目 52-2	40	61	124	84-4794		—	
○	○	牛久保生涯学習センター	牛久保町若子 52-1	82	123	248	86-6251		—	
○	○	中条地区市民館	中条町宮坪21- 1	43	65	134	85-8931		—	
②レベルIIの場合は、風水害避難所に加え、主に小中学校を優先して開設する（ただし浸水想定区域内の施設を除く）										
/	○	中部小学校	中部町1丁目1	633	952	1,908	85-3367	校舎・ 体育館	—	
/	○	南部中学校	光明町2丁目42	1,213	1,822	3,649	86-4746	校舎・ 体育館	—	
/	○	牛久保小学校	牛久保町大手 10-2	634	952	1,911	86-7288	校舎・ 体育館	—	
③②を開いても不足する場合には、それ以外の施設を開設する										
/	○	中部南地区市民館	高見町5丁目5	47	71	146	85-8932		—	
/	○	下長山地区市民館	下長山町堺 111-1	40	61	124	85-9619		—	
○レベルIIにおいて浸水想定区域内にある施設は原則、避難所として開設しない（他の避難所へ誘導する）										
/	×	天王小学校	牛久保町天王 下14-1	450	674	1,354	84-3521	校舎・ 体育館	0.5~3m	牛久保小学校
/	×	下郷地区市民館	柑子町五反田 160	38	58	118	84-6135		0.5~3m	牛久保小学校

第 5 編 津 波 災 害

本編は、愛知県防災会議地震部会が平成 26 年 5 月に公表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」における南海トラフ地震の「過去地震最大モデル」及び「理論上最大想定モデル」で示された浸水想定域を主な対象区域として考えるものである。

第 1 章 津波災害の避難情報の判断基準

1 津波災害の避難情報の判断基準表

対 象 区 域	避難指示
臨海埋立地域	津波警報
過去地震最大モデル浸水想定域	津波警報
理論上最大想定モデル浸水想定域	大津波警報

第 2 章 臨海埋立地域

1 警戒すべき区域等

(1) 警戒すべき区域

御津 1 区、御津 2 区

(2) その他

過去地震最大モデル浸水想定域

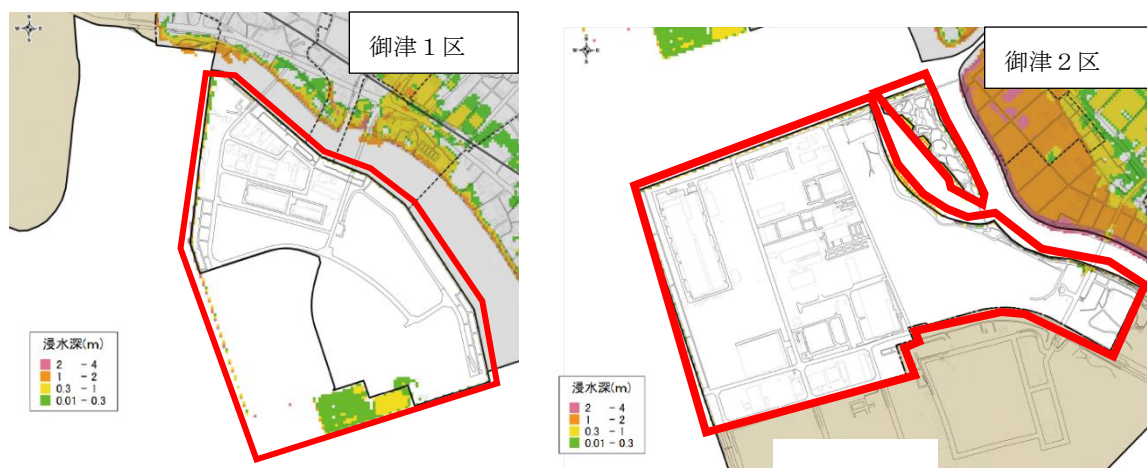
2 避難情報の詳細判断基準

危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。ただし、避難の対象区域にあっては、津波警報等の種別により異なる。

対 象 区 域	御津 1 区、御津 2 区
対 象 校 区	御津中学校区
避 難 指 示	① 豊川市に津波警報が発表されたとき ② 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも 1 分程度以上の長い揺れを感じた場合

※ 情報の入手先 気象予警報：名古屋地方気象台 <https://www.jma-net.go.jp/nagoya/>

過去地震最大モデル浸水想定域（対象区域：赤枠内）



津波浸水図による区域

中学校区	対象地区		世帯数	人口	担当分団
	町	字			
御津中学校	(御津1区) みとちょうみゆきはま 御津町御幸浜	いちごうち 一ノ地	—	579	御津第2分団
		にごうち 二ノ地			
		さんごうち 三ノ地			
御津中学校	(御津2区) みとちょう 御津町	あねさき 安礼の崎	—	2,165	御津第3分団
		いちごうち 一ノ地			
		にごうち 二ノ地			
	(御津2区) みとちょうさわかきはま 御津町佐脇浜	さんごうち 三ノ地			
御津中学校対象地区合計		7地区	0世帯	2,744人	
対象地区総合計		7地区	0世帯	2,744人	

※ 人口は、令和4年4月1日御津1区、御津2区従業員数

第3章 過去地震最大モデル浸水想定域

1 警戒すべき区域等

(1) 警戒すべき区域

過去地震最大モデル浸水想定域

(2) その他

津波浸水想定域

2 避難情報の詳細判断基準

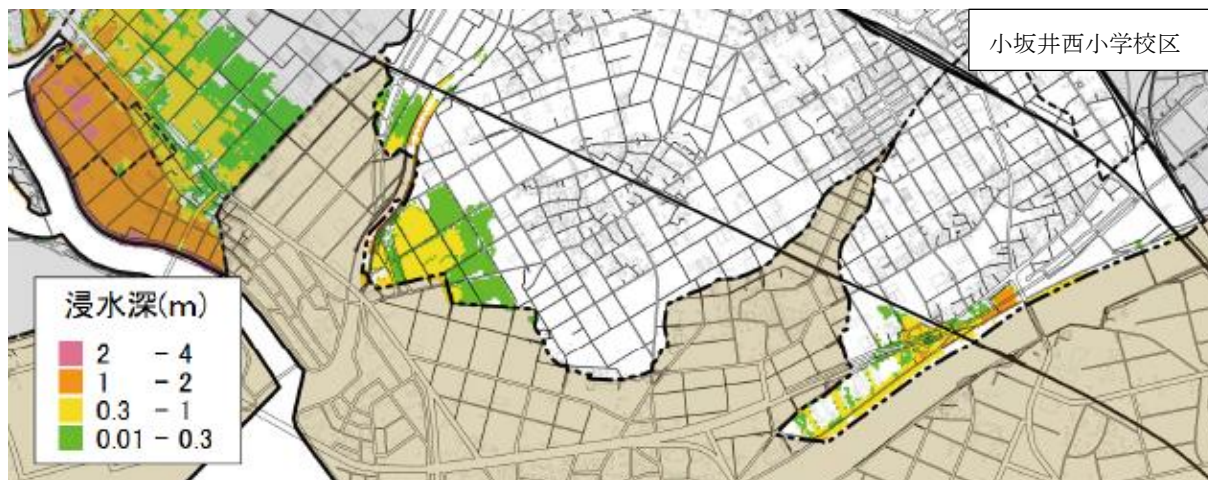
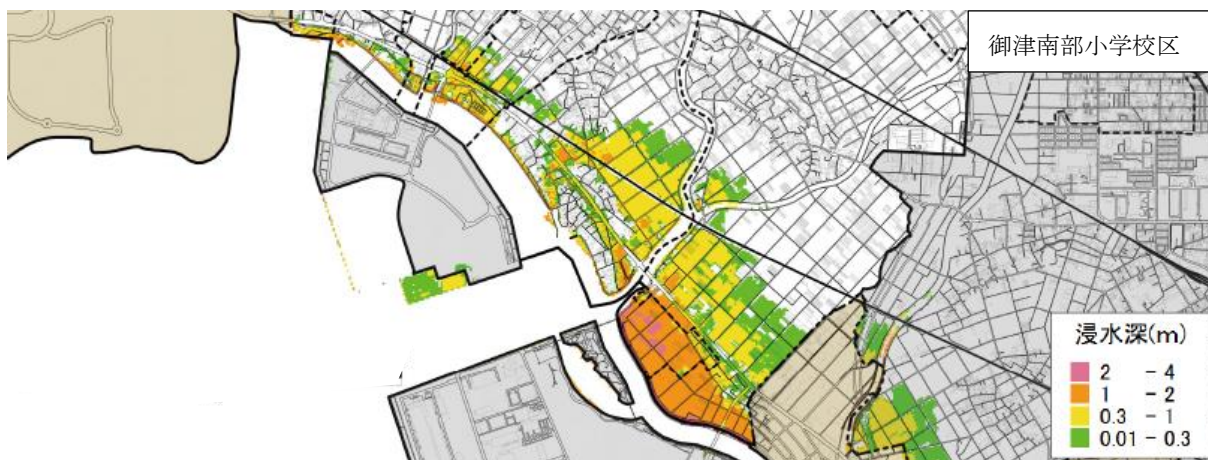
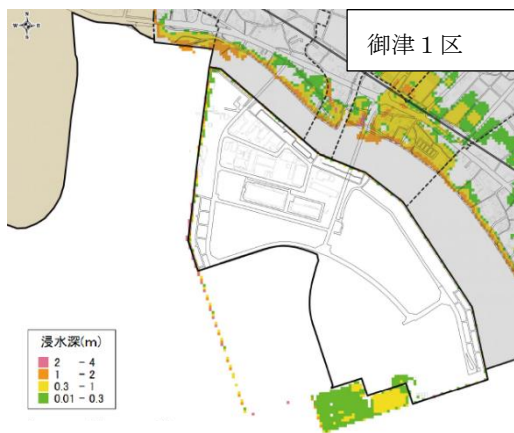
危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。ただし、避難の対象区域にあっては、津波警報等の種別により異なる。

対象区域	過去地震最大モデル浸水想定域 (御津町御幸浜・御津町安礼の崎・御津町佐脇浜・御津町赤根・御津町大草・御津町 坪野・御津町西方・御津町御馬・御津町下佐脇・伊奈町・小坂井町・篠束町の一部)
対象校区	御津中学校区、小坂井中学校区
避難指示	① 豊川市に津波警報が発表された場合 ② 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

※ 情報の入手先

気象予警報：名古屋地方気象台 <https://www.jma-net.go.jp/nagoya/>

過去地震最大モデル浸水想定域



津波浸水図による区域

中学校区	対象地区		世帯数	人 口	担当分団
	町	字			
御津中学校	(御津1区) みとちょうみゆきはま 御津町御幸浜	いちごうち 一号地	—	579	御津第2分団
		にごうち 二号地			
		さんごうち 三号地			
(御津2区) みとちょうさわかきはま 御津町佐脇浜	(御津2区) みとちょうさわかきはま 御津町佐脇浜	あれのさき 安礼の崎	—	2,165	御津第3分団
		いちごうち 一号地			
		にごうち 二号地			
(御津南部小学校区) みとちょうあかね 御津町赤根	(御津南部小学校区) みとちょうあかね 御津町赤根	しもかわ 下川	33	82	御津第2分団
		あかねまえはま 赤根前浜	30	45	
		みとちょうおおくさ 御津町大草	しんでん 新田	54	
みとちょうなぎの 御津町湊野	みとちょうなぎの 御津町湊野	そとしんでん 外新田	32	97	
		はましんでん 浜新田	24	78	
みとちょうししがた 御津町西方	みとちょうししがた 御津町西方	むらさき 村崎	4	8	
		いりはま 入浜	12	31	
		ひろた 広田	2	4	
		あげはま 揚浜	55	94	
		はまだ 浜田	5	8	
		じょうのくち 常ノ口	3	9	
みとちょうおんま 御津町御馬	みとちょうおんま 御津町御馬	しもはまみち 下浜道	0	0	
		しおはま 塩浜	70	149	
		しおいり 塩入	91	208	
		はまだ 浜田	42	126	
		にし 西	159	398	
		ひがし 東	173	434	
		むかいみち 向道	3	9	
		なかだ 仲田	1	4	
		うめだ 梅田	80	187	
		ながれだ 流田	23	61	
		かわぼた 川端	0	0	
		なかじま 中島	13	20	
		にしうめ 西梅	0	0	
		みとちょうしんでん 御津町新田	みとちょうしんでん 御津町新田	すなやま 砂山	0
しんすなやま 新砂山	1			3	
あらいだし 洗出	0			0	
みとちょうしもさわき 御津町下佐脇	みとちょうしもさわき 御津町下佐脇	しんあらいだし 新洗出	0	0	
		あらいだし 洗出	17	50	

中学校区	対象地区		世帯数	人口	担当分団	
	町	字				
御津中学校	(御津南部小学校区) みとちょうしもきわき 御津町下佐脇	しんうめだ 新梅田	0	0	御津第3分団	
		うめだ 梅田	4	14		
		みやこ 都	3	4		
		てんじん 天神	8	21		
		なかあれ 仲荒	7	21		
		なかのつぼ 仲ノ坪	0	0		
		ひきどおし 引通	2	2		
		はまみち 浜道	0	0		
		ぎろう 義郎	0	0		
		はつたんだ 八反田	0	0		
御津中学校対象地区合計		46 地区	951 世帯	5,011 人		
小坂井中学校	(小坂井西小学校区) いなちょう 伊奈町	ながれだ 流田	0	0	小坂井第3分団	
		あまだ 雨田	1	5		
		しおた 汐田	0	0		
		ふかた 深田	3	3		
		つるた 鶴田	2	4		
		まるのうち 丸ノ内	1	3		
	(小坂井西小学校区) ひらいちょう 平井町	あばら 安原	0	0		
		じょうほう 丈方	1	8		
		やました 山下	5	19		
		くらはざま 倉狭間	14	37		
		したふじい 下藤井	0	0		
		さかたまえ 坂田前	37	103		
		かみふじい 上藤井	0	0		
	しんめい 神明	8	8			
	ひろみしま 広見島	0	0			
	(小坂井東小学校区) こざかいちょう 小坂井町	はちまんでん 八幡田	3	8		小坂井第1分団
		さきみばら 笹見原	0	0		
		かけだ 欠田	0	0		
		かどむかえ 門迎	0	0		
おおじま 大島		3	9			
(小坂井東小学校区) しのづかちょう 篠東町	ひらめし 平飯	0	0			
	やぎ 矢筈	0	0			
	あらか 荒木	0	0			
小坂井中学校対象地区合計		23 地区	78 世帯	207 人		
対象地区総合計		69 地区	1,029 世帯	5,218 人		

※ 1. 世帯数・人口は、令和4年3月31日現在

2. 御津1区、御津2区人口は、令和4年4月1日従業員数

第4章 理論上最大想定モデル浸水想定域

1 警戒すべき区域等

(1) 警戒すべき区域

理論上最大想定モデル浸水想定域

(2) その他

津波浸水想定域

2 避難情報の詳細判断基準

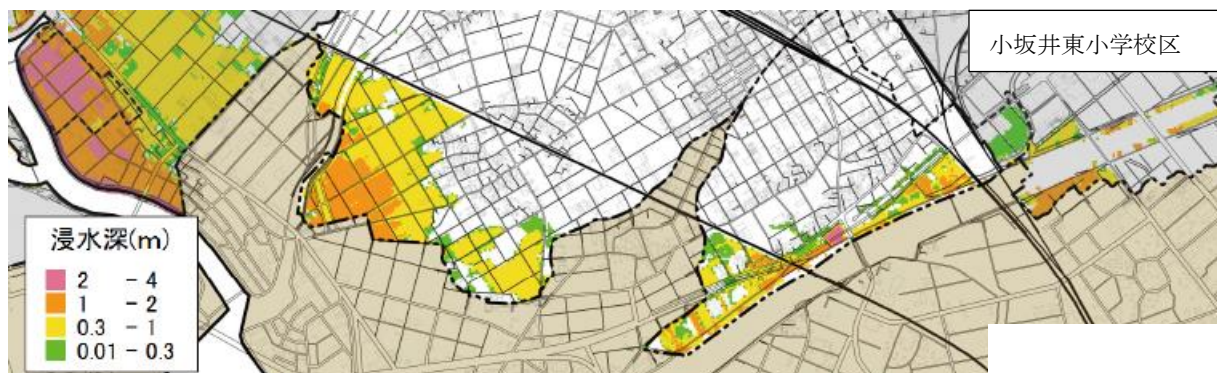
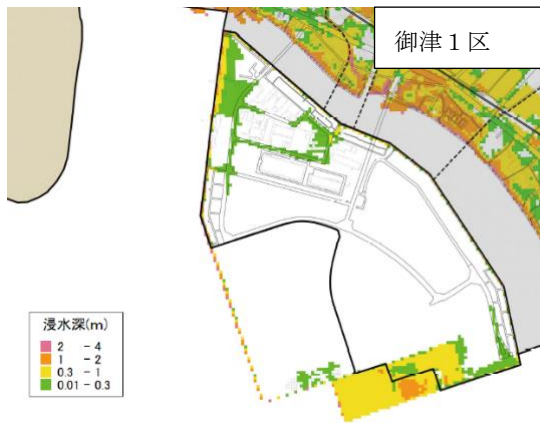
危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。ただし、避難の対象区域にあっては、津波警報等の種別により異なる。

対象区域	理論上最大想定モデル浸水想定域 (御津町御幸浜・御津町安礼の崎・御津町佐脇浜・御津町赤根・御津町大草・御津町 坪野・御津町西方・御津町御馬・御津町下佐脇・伊奈町・小坂井町・篠東町・下長山 町の一部)
対象校区	御津中学校区、小坂井中学校区、豊川南部中学校区
避難指示	① 豊川市に大津波警報が発表された場合 ② 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況におい て、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを 感じた場合

※ 情報の入手先

気象予警報：名古屋地方気象台 <https://www.ima-net.go.jp/nagoya/>

理論上最大想定モデル浸水想定域



津波浸水図による区域

中学校区	対象地区		世帯数	人口	担当分団
	町	字			
御津中学校	(御津1区) みとちょうみゆきはま 御津町御幸浜	いちごうち 一ノ地	—	579	御津第2分団
		にごうち 二ノ地			
		さんごうち 三ノ地			
(御津2区) みとちょう 御津町	あれのさき 安礼の崎	—	2,165	御津第3分団	
(御津2区) みとちょうさわかきはま 御津町佐脇浜	いちごうち 一ノ地				
	にごうち 二ノ地				
	さんごうち 三ノ地				
(御津南部小学校区) みとちょうあかね 御津町赤根	しもかわ 下川	33	82	御津第2分団	
	まえはま 前浜	30	45		
みとちょうおおくさ 御津町大草	にしはま 西浜	15	32		
	さいごう 西郷	67	193		
	しんでん 新田	54	100		
	とうごう 東郷	41	112		
	そとしんでん 外新田	32	97		
	うえたけ 上竹	17	43		
みとちょうなぎの 御津町浮野	はましんでん 浜新田	24	78		
	くすのき 楠木	1	3		
	やなぎはら 柳原	0	0		
	もちだ 餅田	3	13		
	ろくたんだ 六反田	19	49		
	むらさき 村崎	4	8		
みとちょうにしがた 御津町西方	いりはま 入浜	12	31		
	ひろた 広田	2	4		
	あげはま 揚浜	55	94		
	はまだ 浜田	5	8		
	じょうのくち 常ノ口	3	9		
	しもはまみち 下浜道	0	0		
みとちょうおんま 御津町御馬	しおはま 塩浜	70	149	御津第3分団	
	しおいり 塩入	91	208		
	はまだ 浜田	42	126		
	にし 西	159	398		
	ひがし 東	173	434		
	むかいみち 向道	3	9		
	ながとこ 長床	58	131		
	なかだ 仲田	1	4		
	うめだ 梅田	80	187		

中学校区	対象地区		世帯数	人口	担当分団
	町	字名			
御津中学校	(御津南部小学校区)	ながれだ 流田	23	61	御津第3分団
		かわぼた 川端	0	0	
		せんだ 膳田	15	38	
		なかじま 中島	13	20	
		にしうめ 西梅	0	0	
	みとちょうしんでん 御津町新田	すなやま 砂山	0	0	
		しんすなやま 新砂山	1	3	
		あらいだし 洗出	0	0	
	みとちょうしもさわき 御津町下佐脇	しんあらいだし 新洗出	0	0	
		あらいだし 洗出	17	50	
		しんうめだ 新梅田	0	0	
		うめだ 梅田	4	14	
		みやこ 都	3	4	
		てんじん 天神	8	21	
		ごしよ 御所	61	154	
		なわて 縄手	49	105	
		なかあれ 仲荒	7	21	
		なかのつぼ 仲ノ坪	0	0	
		ひきどおし 引通	2	2	
		はまみち 浜道	0	0	
		はちじり 八尻	0	0	
		へいじ 平次	2	4	
		ぎろう 義郎	0	0	
はったんだ 八反田	0	0			
たぐま 田熊	0	0			
御津中学校対象地区合計		61 地区	1,299 世帯	5,888 人	
小坂井中学校	(小坂井西小学校区)	ながれだ 流田	0	0	小坂井第3分団
		あまだ 雨田	1	5	
		しおた 汐田	0	0	
		ふかた 深田	3	3	
		まるのうち 丸ノ内	1	3	
		やなぎ 柳	0	0	
		だいみょうじん 大明神	2	4	
		つるた 鶴田	2	4	
		いちば 市場	120	333	
		まつあい 松間	0	0	
		じんでん 神田	0	0	

中学校区	対象地区		世帯数	人口	担当分団	
	町	字名				
小坂井中学校	いなちよう 伊奈町	くずはら 葛原	4	13	小坂井第3分団	
	(小坂井西小学校区)	あぼら 安原	0	0		
	ひらいちよう 平井町	じようほう 丈方	1	8		
		やました 山下	5	19		
		くらはざま 倉狭間	14	37		
		したふじい 下藤井	0	0		
		さかたまえ 坂田前	37	103		
		かみふじい 上藤井	0	0		
		よしぞえ 芳添	1	2		
		しんめい 神明	8	8		
		あなせ 穴瀬	0	0		
		ひろみしま 広見島	0	0		
	(小坂井東小学校区)	こざかいちよう 小坂井町	はちまんでん 八幡田	3		8
			ささみばら 笹見原	0	0	
			かけだ 欠田	0	0	
かどむかえ 門迎			0	0		
おおじま 大島			3	9		
(小坂井東小学校区)	しのづかちよう 篠束町	ひらめし 平飯	0	0		
		やはぎ 矢筈	0	0		
		あらかき 荒木	0	0		
小坂井中学校対象地区合計		31 地区	205 世帯	559 人		
南部中学校	(牛久保小学校区)	じんでん 神田	0	0	牛久保分団	
南部中学校対象地区合計		1 地区	0 世帯	0 人		
対象地区総合計		93 地区	1,504 世帯	6,447 人		

※1. 世帯数・人口は、令和4年3月31日現在

2. 御津1区、御津2区人口は、令和4年4月1日従業員数

第5章 遠地地震

1 警戒すべき区域等

(1) 警戒すべき区域

過去地震最大モデル及び理論上最大想定モデル浸水想定域

(2) その他

津波浸水想定域

2 避難情報の詳細判断基準

我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討する。

対象区域	津波警報等の種別により検討 (御津1区、2区、過去地震最大モデル、理論上最大想定モデル)
対象校区	津波警報等の種別により検討 (御津中学校区、小坂井中学校区、豊川南部中学校区)
高齢者等避難	① 豊川市に津波警報等が発表された場合 ※重ねて周知
避難指示	
避難指示	

※ 情報の入手先

気象予警報：名古屋地方気象台 <https://www.jma-net.go.jp/nagoya/>

第6章 避難所等の状況

1 避難行動及び避難場所等

大津波警報、津波警報、津波注意報のいずれかが発表された場合、市は避難指示を発令し、その場合危険な地域からの一刻も早い避難行動を取る必要がある。

また、震源が沿岸に近い場合は、地震発生から津波襲来までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要がある、津波浸水想定区域等に居るときに強い揺れ(震度4程度以上)又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市の避難指示(緊急)の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。その際には、特定の避難所や避難地以外にも、高台等の少しでも標高の高いところへ避難する必要がある。

市では、津波の浸水が予想される区域(9地区)の自主防災会と協議し、津波避難経路図を作成(津波避難マニュアル参照【平成29年11月作成、令和4年11月改定】)しており、その中で避難目標となっている場所(3で指定する避難場所、避難目標地点、津波避難ビル及び津波避難用高台。以下「避難目標等」という。)へ速やかに避難するものとする。

ただし、前述のとおり、各自の判断で避難目標等以外のところへ避難することを妨げるものではない。

2 避難所等の開設

避難目標等への避難が完了し、その後もしばらく警戒が必要となる場合には、避難所へ移動することとなる。

豊川市で震度5弱以上の地震が発生したときは、市内のすべての避難所を開設するため、避難者は、避難目標等や一時的に避難した場所から随時、近くの避難所へ移動するものとする。また、震度5弱に満たない地震の場合は、避難場所の建物のうちの一部を避難所として開設するものとする。

3 避難場所、避難目標地点、津波避難ビル、津波避難用高台、のろしグナル、避難用階段

(1) 避難場所

避難場所は、被災住民が一定期間避難生活を送る避難所とは別に、切迫した危険から難を逃れる場であり、以下のとおりとする。

名 称	所 在 地	収容可能人数			電話番号
		長期 避難	緊急対 応初期	一時 避難	
御津中学校※	御津町沔野山下 20	1,164	1,747	3,495	75-2541
御津南部小学校※	御津町御馬加美 15	1,071	1,607	3,217	75-2003
西方地区市民館	御津町西方宮長 31	62	91	184	75-2483
御津生涯学習センター	御津町西方日暮 30	336	505	1,011	76-4714
小坂井東小学校※	小坂井町西浦 87	578	867	1,735	78-2271
小坂井高等学校	小坂井町欠田 100-1	364	546	1,093	72-2211
ござかい葵風館	小坂井町大堀 10	135	206	417	72-2122
小坂井西小学校※	伊奈町縫殿 55-1	723	1,084	2,169	78-2281
小坂井文化会館	伊奈町新屋 97-2	173	262	530	78-3000
牛久保小学校	牛久保町大手 10-2	634	952	1,911	86-7288
下長山地区市民館	下長山町堺 111-1	40	61	124	85-9619

震度5弱以上の地震が発生した場合、上記の全ての避難所を開設しますが、震度5弱に満たない場合には、※印の避難所のみ開設します

(2) 避難目標地点

避難目標地点とは、避難者が切迫する危険から回避するために避難の目標とする地点であり、避難者の住居と避難場所との位置関係や自身の体力その他の理由により、各々目標地点に向うものとします。以下は、津波の浸水が予想される区域（9地区）の自主防災会と協議し作成した津波避難経路図の中で避難目標となっている場所です。

対象地区	避難目標地点	
	第1避難目標	第2避難目標
御津町赤根	赤根ちびっ子広場 遊泉寺ちびっ子広場	ケアハウス一晃
御津町大草	大草ちびっ子広場 西部保育園	ケアハウス一晃
御津町沔野	沔野公民館・児童遊園 西方地区市民館	御津中学校
御津町西方	西方地区市民館 西方児童遊園	御津中学校
御津町御馬	御津南部小学校	御津中学校
御津町新田・下佐脇	消防署南分署 上佐脇ちびっ子広場	—

伊奈	小坂井西小学校 中央公園	—
平井町	小坂井西小学校 小坂井文化会館	—
小坂井町	小坂井東小学校	—

(3) 津波避難ビル

津波避難ビルは、避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、公共施設を指定するもので、以下のとおりです。

名 称	所 在 地	収容可 能人数	電話番 号	避難場所
豊川市消防署南分署	御津町下佐脇野先 52-4	150	76-2270	屋上の一部
御津南部小学校	御津町御馬加美 15	2,400	75-2003	南校舎 2・3 階、北校舎 2 階
小坂井西小学校	伊奈町縫殿 55-1	600	78-2281	北校舎 2 階

収容可能人数は、発災直後の一時避難段階の占有面積 1 m²/人で計算

(4) 津波避難用高台

御津町佐脇浜地内の臨海地区企業の従業員や、三河臨海緑地利用者が、緊急的に避難するために整備した場所です。

名 称	所 在 地	避難場所面積 (m ²)	収容可能人数 (人)	備 考
津波避難用高台	御津町佐脇浜地内	2,000	2,000	避難誘導装置あり

収容可能人数は、発災直後の一時避難段階の占有面積 1 m²/人で計算

(5) のろしグナル（避難誘導装置）

津波発生時における臨海地区企業の従業員などの迅速な避難を促し、安全を確保するため、御津 2 区の避難用高台に設置されたものです。津波注意報発令で自動発光、津波警報・大津波警報発令で自動発煙し避難を呼びかけます。

(6) 避難用階段

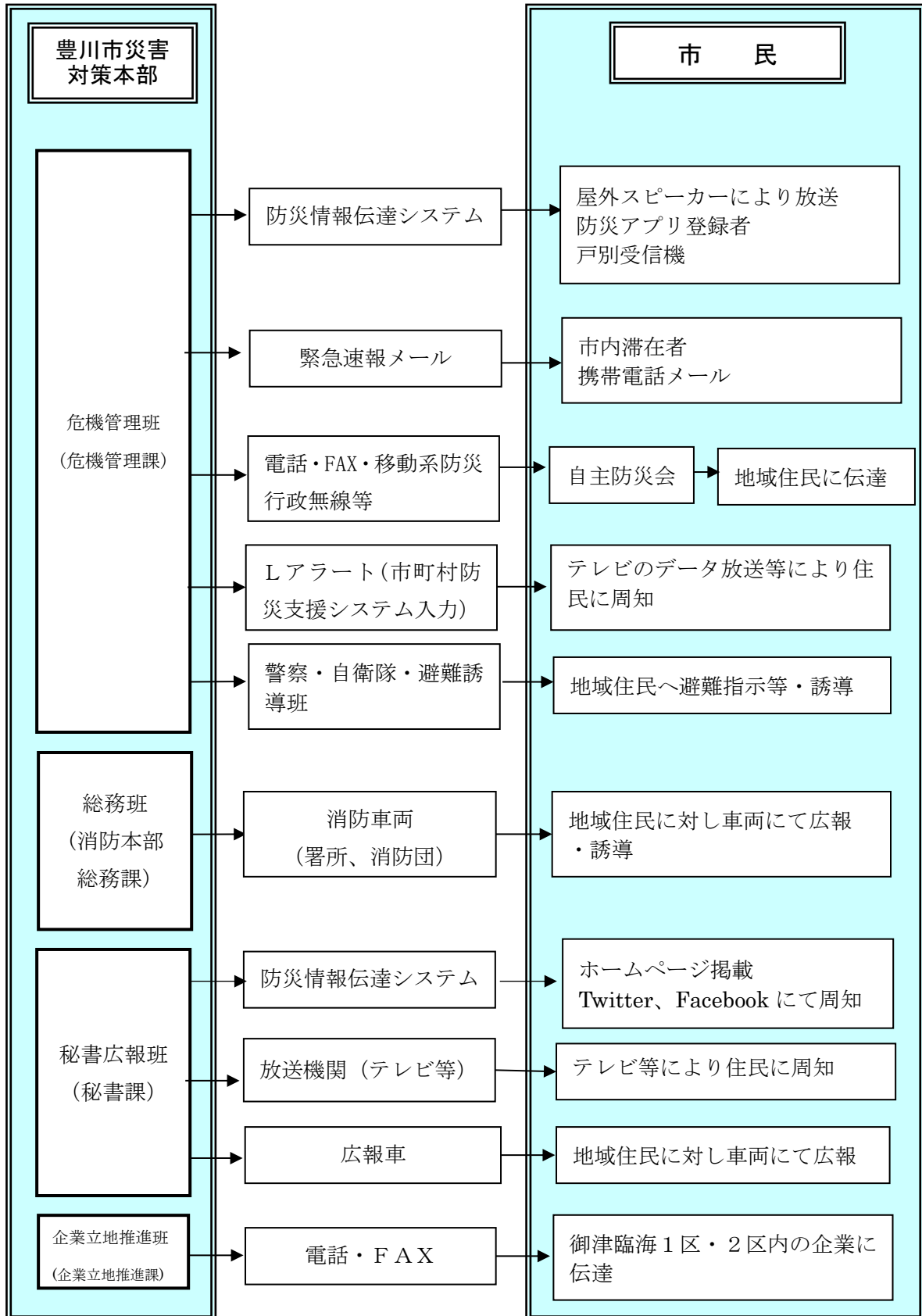
御津 1 区臨海工業用地で操業している企業の従業員や公園等を訪れている市民等が迅速に避難できるよう設置したものです。

4 避難経路

避難経路は、津波から避難する道路で、それぞれの場所から津波による浸水の恐れのない地域、避難施設、高台等へ安全に避難できる道路等である。津波の浸水が予想される区域（9 地区）の自主防災会と協議し作成した津波避難経路図による避難経路とする。

第 6 編 避難情報の伝達

第 1 章 避難情報に係る伝達方法



第2章 避難情報の伝達文の例

1 高齢者等避難の伝達文（例）

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3：「高齢者等避難」発令

こちらは、豊川市災害対策本部です。

<水害（洪水予報河川、水位周知河川）>

■〇〇川の水位が避難判断水位に到達したため、〇時〇分に〇〇地区に〇〇川に関する 警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。

<土砂災害>

■〇時〇分に大雨警報が発表されました。土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、〇時〇分に〇〇地区に土砂災害に関する 警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。

<高潮>

■〇時〇分の気象庁発表の台風情報により、台風〇号の暴風域は〇時間以内に豊川市にかかり、最大潮位〇. 〇mと予想されたため、〇時〇分に〇〇地区に高潮災害に関する 警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。

お年寄りの方、体の不自由な方、小さい子供がいらっしゃるなど、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方は、〇〇避難所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。それ以外の方でも、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。

2 避難指示の伝達文（例）

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4：「避難指示」発令

こちらは、豊川市災害対策本部です。

<水害（洪水予報河川、水位周知河川）>

■〇〇川の水位が氾濫のおそれのある水位に到達したため、〇時〇分に〇〇地区に〇〇川に関する 警戒レベル4 避難指示を発令しました。

〇〇地区の方は直ちに〇〇避難所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。外が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも高いところに移動するなど、身の安全を確保してください。

<土砂災害>

■〇時〇分に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に〇〇地区に土砂災害に関する 警戒レベル4 避難指示を発令しました。

〇〇地区の方は直ちに〇〇避難所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れた頑強な建物等へ避難してください。

（〇〇道路は通行できません。△△の方へ迂回して避難してください。）

<高潮>

■高潮警報（又は高潮特別警報）が発表され浸水被害の可能性が高まっているため、〇時〇分に〇〇地区に高潮災害に関する 警戒レベル4 避難指示を発令しました。

〇〇地区の方は直ちに〇〇避難所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。外が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも高いところに移動するなど、身の安全を確保してください。

3 避難指示（※重ねて周知）の伝達文（例）

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4：「避難指示」発令中
こちらは、豊川市災害対策本部です。

<水害（洪水予報河川、水位周知河川）>

■〇〇川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあります。〇時〇分に〇〇地区に
〇〇川に関する 警戒レベル4 避難指示を発令しています。

※上記の時刻は1回目の避難指示の発令時刻

未だ避難していない方は、緊急に（〇〇避難所へ）避難してください。外が危険
な場合は、自宅や近くの建物で少しでも高いところに緊急に避難してください。

※ 命を守るための最低限の安全確保行動を行うことを呼びかける。

<土砂災害>

■土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に〇〇地区に土砂災害に
関する 警戒レベル4 避難指示を発令しています。

※上記の時刻は1回目の避難指示の発令時刻

未だ避難していない方は、最寄りの頑丈な建物等へ緊急に（〇〇避難所へ）避難
してください。外が危険な場合は、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難
してください。

<高潮>

■高潮による浸水被害が発生するおそれがあります。〇時〇分に〇〇地区に高潮災
害に関する 警戒レベル4 避難指示を発令しています。

※上記の時刻は1回目の避難指示の発令時刻

未だ避難していない方は、最寄りの頑丈な建物等へ緊急に（〇〇避難所へ）避難
してください。

<津波>※警戒レベルを用いない

◇大津波警報、津波警報が発表された場合

■大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、〇時〇分に〇〇地区に津波
災害に関する 避難指示を発令しました。

ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

◇強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合

■強い揺れがありました。

津波が発生する可能性があるため、〇時〇分に〇〇地区に津波災害に関する 避
難指示を発令しました。

ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

4 緊急安全確保（災害発生が切迫している状況）の伝達文（例）

緊急放送、緊急放送、警戒レベル5：「緊急安全確保」

こちらは、豊川市災害対策本部です。

<水害（洪水予報河川、水位周知河川）>

■〇〇川が氾濫しているおそれがあります。〇〇地区に洪水に関する 警戒レベル5 緊急安全確保 を発令しました。現在、浸水により〇〇地区は通行できない状況です。大至急、自宅や近くの建物で少しでも高いところに避難し、身の安全を確保してください。〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に緊急に避難してください。

<土砂災害>

■△△地区で土砂災害が発生しているおそれがあります。〇〇地区に土砂災害に関する 警戒レベル5 緊急安全確保 を発令しました。現在、土砂により〇〇道路は通行できない状況です。大至急、少しでもがけや沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

<高潮>

■〇〇地区で高潮による浸水が発生しているおそれがあります。〇〇地区に高潮災害に関する 警戒レベル5 緊急安全確保 を発令しました。現在、高潮により〇〇地区は通行できない状況です。大至急、近くの安全な場所に緊急避難するか、外が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも高いところに避難し、身の安全を確保してください。

5 緊急安全確保（災害発生を確認した状況）の伝達文（例）

緊急放送、緊急放送、警戒レベル5：「緊急安全確保」

こちらは、豊川市災害対策本部です。

<水害（洪水予報河川、水位周知河川）>

■〇〇川が氾濫しました。〇〇地区に洪水に関する 警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。現在、浸水により〇〇地区は通行できない状況です。大至急、自宅や近くの建物で少しでも高いところに避難し、身の安全を確保してください。〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に緊急に避難してください。

<土砂災害>

■△△地区で土砂災害が確認されました。〇〇地区に土砂災害に関する 警戒レベル5 緊急安全確保 を発令しました。現在、土砂により〇〇道路は通行できない状況です。大至急、少しでもがけや沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

<高潮>

■〇〇地区で高潮による浸水が発生しました。〇〇地区に高潮災害に関する 警戒レベル5 緊急安全確保 を発令しました。現在、高潮により〇〇地区は通行できない状況です。大至急、近くの安全な場所に緊急避難するか、外が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも高いところに避難し、身の安全を確保してください。

第3章 避難情報等の伝達チェックリスト

1 市民への伝達

チェック	連絡手段	連絡先等
	消防車両（署所、消防団）	総務班
	防災情報伝達システム（屋外スピーカー・戸別受信機・防災アプリ）	災害時緊急情報
	緊急速報メール	災害時緊急情報
	電話・FAX・移動系防災行政無線等	自主防災会等
	ホームページ	秘書広報班
	警察・自衛隊	避難指示の場合
	広報車	秘書広報班
	放送機関（テレビ・ラジオ等）	秘書広報班
	電話（埋立地域）	企業立地推進班

2 防災関係機関への伝達

チェック	防災関係機関名	伝達方法	番号等	備考
	避難所	移動系防災行政無線 ・電話・FAX等		◎開設は避難所の所管課（班）へ連絡 ◎高齢者等避難から避難指示等内容が変更となった場合にも連絡
	愛知県防災局	市町村防災支援システム		
	豊川警察署	移動系防災行政無線 電話	402 89-0110	
	陸上自衛隊 第10特科連隊 第2大隊第2係	移動系防災行政無線 電話	401 86-3151(内線3123)	
	中部地方整備局 豊橋河川事務所	電話 FAX	0532-48-2111 0532-48-8100	
	東三河総局 防災安全課	電話 FAX 高度情報無線電話 高度情報無線電話FAX	0532-35-6118 0532-54-5582 8-610-2-2269 8-610-1150	
	東三河建設事務所	電話 FAX	0532-52-1311 0532-52-1310	
	愛知県建設部砂防課	電話 FAX	052-954-6560 052-972-6418	
	東三河農林水産事務所	電話 FAX	0532-35-6161 0532-54-7258	

第 7 編 用 語 の 解 説

第 1 章 用語集

【あ行】

用 語	説 明
大雨警報	<p>気象台が、大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。</p> <p>雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表。</p>
大雨注意報	<p>気象台が、大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。</p>
大雨特別警報 （浸水害）	<p>気象台が、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表。具体的な指標は以下のとおり。</p> <p>過去の大規模な浸水害をもたらした現象に相当する流域雨量指数及び表面雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1 km格子が概ね20個以上（流域雨量指数）又は30個以上（表面雨量指数）まとまって出現すると予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表。</p>
大雨特別警報 （土砂災害）	<p>気象台が、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表。具体的な指標は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1 km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。
大津波警報	<p>気象庁が、予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。なお、大津波警報は、特別警報に位置づけられている。</p>
屋内安全確保	<p>屋内での待避等の安全確保措置のこと。自宅等の建物内に留まり、安全を確保する避難行動。</p>

【か行】

用 語	説 明
危険潮位	<p>その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮災害時の潮位等に留意して、避難勧告等の対象区域毎に設定する潮位。</p>
強風注意報	<p>気象台が、強風によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表。</p>
記録的短時間大雨 情報	<p>数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発</p>

	表される情報。
緊急安全確保	<p>警戒レベル5 緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市町村長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市町村は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市町村は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。市町村長から警戒レベル5 緊急安全確保が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する必要がある。具体的にとるべき避難行動は、「緊急安全確保」である。ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が市町村長から発令されるとは限らない。関連条文は災対法第 60 条第 3 項である。</p> <p>※切迫…災害が発生直前、または未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況。</p>
緊急地震速報	<p>地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り早く知らせる情報。地震波には主に 2 種類の波があり、最初に伝わる早い波（秒速約 7 km）を P 波、速度は遅い（秒速約 4km）が揺れは強い波を S 波という。この速度差を利用して、P 波を検知した段階で S 波による強い揺れを予想し、事前に発表することができる。また情報は光の速度（秒速約 30 万 km）で伝わることから、S 波を検知した後であっても、ある程度離れた場所に対しては地震波が届く前に危険を伝えることができる。</p>
警戒レベル	<p>大雨や土砂災害、川の増水による洪水などの危険を知らせる情報を、5 段階のレベルに単純化して分かりやすくしたもの。警戒レベル 1 から 5 までのレベルがある。</p>
警報	<p>気象台が、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。気象、津波、高潮、波浪、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域（概ね市町村単位）毎に、定められた基準をもとに発表する。ただし、津波警報は全国を 66 に区分した津波予報区に対して発表する。</p>
洪水警報	<p>気象台が、洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。</p>
洪水注意報	<p>気象台が、洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表。</p>
洪水予報河川	<p>水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が気象庁長官と共同して実施す</p>

	る洪水予報の対象として、国土交通大臣または都道府県知事が指定した河川。洪水予報河川は、流域面積の大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川が対象となる。
高齢者等避難	警戒レベル3 高齢者等避難は、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。市町村長から警戒レベル3 高齢者等避難が発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。本情報は高齢者等のためだけの情報ではない。高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

【さ行】

用語	説明
指定緊急避難場所	災対法の規定により、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所。市町村により、災害種別に応じた指定がなされる。
指定避難所	災対法の規定により、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所。市町村によって指定される。
水位周知河川	水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。 水位周知河川は、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。
垂直避難	その場を立退き、屋内の上階等へ垂直方向に移動すること。
水平避難	その場を立退き、災害リスクのある区域の外側等へ水平方向に移動すること。
水防団待機水位	水防団が待機する水位。住民に行動を求めるレベルではない。
線状降水帯	積乱雲が線状に次々に発生して、ほぼ同じ場所を通過・停滞する自然現象であり、線状に伸びた地域に長時間連続して雨が降り続けること。

【た行】

用語	説明
台風情報	台風が発生したときに、気象庁から発表される情報。台風の実況と予報からなる。 a) 台風の実況の内容 台風の中心位置、進行方向と速度、中心気圧、最大風速（10分間平均）、最大瞬間風

	<p>速、暴風域、強風域。</p> <p>b) 台風の予報の内容</p> <p>120 時間先までの各予報時刻の台風の中心位置（予報円の中心と半径）、進行方向と速度、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域。</p>
高潮警報	<p>気象台が、台風などによる海面の異常上昇によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して概ね市町村単位で発表。</p>
高潮注意報	<p>気象台が、台風などによる海面の異常上昇の有無および程度について、一般の注意を喚起するために概ね市町村単位で発表。災害の起こるおそれのある場合にのみ行う。</p> <p>a) 高潮によって、海岸付近の低い土地に浸水することによって災害が起こるおそれのある場合。</p> <p>b) 高潮災害には、浸水のほか、防潮堤・港湾施設等の損壊、船舶等の流出などがある。「異常潮」によるものを含む。</p>
高潮特別警報	<p>気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表。</p> <p>■高潮特別警報の指標</p> <p>「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。</p>
立ち退き避難	<p>自宅等から指定緊急避難場所や安全な場所へ移動する避難行動。</p>
竜巻注意情報	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に一次細分区域（○○県南部など）の単位で発表される。有効期間は、発表から1時間。</p>
潮位	<p>基準面から測った海面の高さで、波浪など短周期の変動を平滑除去したもの。防災気象情報における潮位は「標高」で表される。</p> <p>「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）が用いられるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等が用いられる。</p>
長周期地震動階級	<p>長周期地震動階級とは、固有周期が1～2秒から7～8秒程度の揺れが生じる高層ビル内における、地震時の人の行動の困難さの程度や、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度から4つの段階に区分した揺れの大きさの指標。</p>
津波警報	<p>気象庁が、予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。</p> <p>津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより重大な災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報を津波警報として行う。</p>
津波注意報	<p>気象庁が、予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に、該当する津波予報区に対して発表する。</p> <p>津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより災害が起こるおそれのある場合は、浸水注意報を津波注意報として行う。</p>
津波の高さ	<p>「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平常潮位）と、津波によって変化した海面との高さの差である。津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報）で発表される「予想される津波の高さ」は、海岸線での予想値である。場所によっては予想された高さよりも高い津波が押し寄せることがある。また、津波情報（津波観測に関する情報）で発表される「津波の高さ」は、検潮所等で観測された</p>

	津波の高さである。
特別警報	気象台が、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して発表する警報。 気象、津波、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には、暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。津波は「大津波警報」として発表される。
豊川水系浸水想定区域図（計画規模）	水防法の規定に基づき計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示したもの。洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率1/150（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/150）の降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したもの。指定の前提となる降雨は、豊川流域の1日総雨量311mm。
豊川水系浸水想定区域図（想定最大規模）	水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示したもの。年超過確率が1/1000程度の降雨量を上回る想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したもの。指定の前提となる降雨は、豊川流域の1日総雨量604mm。
土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法に基づき都道府県が指定した、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。 ①土砂災害警戒区域：土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域。 ②土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域。
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自発的避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。
土砂災害警戒判定メッシュ情報	1km四方の領域（メッシュ）ごとに、土砂災害発生の危険度を5段階に判定した結果を地図上に表示した情報。避難に要する時間を確保するために、危険度の判定には2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。気象庁HPや防災情報提供システムで提供されている。
土壌雨量指数	降った雨が土壌にどれだけ貯まっているかを、雨量データから指数化して表したものの。1kmメッシュ、10分毎に計算している。土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）等の発表判断に用いられる。土砂災害発生の危険度分布は、判断基準との比較によって判定された土砂災害の危険度分布（気象庁が提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」及び各都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」）で確認できる。

【な行】

用語	説明
内水氾濫	降雨により下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる氾濫をいう。水防法第2条に定める「雨水出水」のこと。

【は行】

用語	説明
氾濫危険情報	住民の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して危険なレベルとなるときに発表される洪水予報。急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を越えさらに水位の上昇が見込まれるとき、水位が氾濫危険水位に達した場合、等に発表される。洪水予報河川以外にも、水位周知河川、水位周知下水道について、水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達した場合には、「××川氾濫危険情報」、「××市××地区内水氾濫危険情報」が発表される。
氾濫危険水位	洪水、内水氾濫または高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。 水位周知河川においては、洪水特別警戒水位（水防法第13条）に相当する。
氾濫警戒情報	住民の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して警戒を要するレベルとなるときに発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が避難判断水位に到達した場合又は氾濫危険水位に達すると予想された場合には、「××川氾濫警戒情報」が発表される。 洪水予報河川以外に、あらかじめ河川管理者により指定された河川（水位周知河川）についても、水位観測値に基づき発表されることがある。
氾濫注意水位	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位。水防団の出動の目安となる水位である。
氾濫注意情報	住民の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して注意を要するレベルとなるときに発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が氾濫注意水位に到達しさらに水位が上昇すると予想された場合には、「××川氾濫注意情報」が発表される。 洪水予報河川以外に、水位周知河川についても、水位観測値に基づき発表されることがある。
氾濫発生情報	住民の避難行動に関連し、河川の氾濫が発生しているレベルとなるときに発表される洪水予報。氾濫している地域では新たな避難行動はとらない。 洪水予報河川以外に、水位周知河川についても、発表されることがある。
避難計画	要配慮者利用施設の設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により作成することとなっている災害に関する計画のこと。
避難行動要支援者	災害対策基本法に規定された用語。要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
避難指示	警戒レベル4避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。市町村長から警戒レベル4避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。具体的にとるべき避難行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等の自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。

避難判断水位	市町村長の警戒レベル3高齢者等避難発令の目安となる水位であり、居住者等の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。指定緊急避難場所の解放、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定する。
PUSH 型	情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段。
PULL 型	情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段。
暴風警報	気象台が、暴風によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して行う予報。平均風速がおおむね20m/sを超える場合（地方により基準値が異なる）に発表。
暴風特別警報	気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表。具体的な指標は以下のとおり。 ・「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速 60m/s 以上。

【や行】

用 語	説 明
要配慮者	災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。

【ら行】

用 語	説 明
陸閘（りくこう）	河川、海岸等の堤防を、車両や人の通行が可能なように途切れさせ、高水時には門扉を閉鎖することで堤防等と同様の防災機能を有するようにした施設。

水害、土砂災害、高潮、津波に係る
避難情報の判断・伝達マニュアル

平成18年	3月	作成
平成20年	7月	改定
平成21年	6月	改定
平成22年	6月	改定
平成23年	4月	改定
平成24年	1月	改定
平成26年	2月	改定
平成28年	12月	改定
平成30年	1月	改定
平成30年	12月	改定
令和2年	1月	改定
令和3年	1月	改定
令和5年	4月	改定

豊川市危機管理課